

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和2年2月28日
【計算期間】	第2期(自 平成30年9月1日 至 令和元年8月31日)
【ファンド名】	クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) - 東京海上・CATボンド・ファンド (Credit Suisse Universal Trust (Cayman) - Tokio Marine CAT Bond Fund)
【発行者名】	クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド (Credit Suisse Management (Cayman) Limited)
【代表者の役職氏名】	取締役 ブライアン・バークホルダー (Director, Brian Burkholder)
【本店の所在の場所】	ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、ウグランド・ハウス、私書箱 309 (P.O. Box 309, Ugland House, George Town, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 安達 理 同 橋本 雅行 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
【代理人の住所又は所在地】	大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 村松 篤 同 浅尾 昇太 同 中村 美子
【連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03(6775)1000
【縦覧に供する場所】	該当事項ありません。

(注1) 米ドルの円貨換算は、2019年12月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=109.56円)によります。以下、別段の記載がない限り、米ドルの円貨表示はすべてこれによるものとします。

(注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(注3) 本書の中で計算期間(以下「会計年度」ともいいます。)とは、毎年9月1日に始まり8月31日に終了する1年をいいます。ただし、第1期計算期間とは、平成29年9月28日(ファンドの運用開始日)から平成30年8月31日までの期間を指します。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) (以下「トラスト」といいます。)のシリーズ・トラストである東京海上・C A Tボンド・ファンド(以下「ファンド」といいます。)の投資目的は、保険リンク証券のうち主としてカタストロフィー・ボンド(以下「C A Tボンド」といいます。)に投資することで、インカムゲインを投資者に提供することです。

ファンドは、上記の投資目的を達成するために、以下に記載の投資対象に投資します。

()世界のC A Tボンド

()C A Tボンド以外の保険リンク証券

()保険デリバティブ・リンク債券

(副投資運用会社の選択する上記()、()および()の証券は「投資対象債券」といいます。)

()現金およびマネーマーケット証券(コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金および短期国債を含みますが、これらに限定されません。)。疑義を避けるために付言すると、オーバーナイトの現金残高は、保管会社のスイープ・ピークルにおいて保有することができます。

(以下「組入資産」と総称します。)

信託金の上限額は、米ドル(年2回)クラスは上限10億米ドル、円(年2回)クラスは上限1,000億円です(ただし、クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド(以下「管理会社」といいます。))がエリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」といいます。))と協議の上、その裁量により信託金額の上限に達してない状況でも募集の停止を行う場合があります。)

b. ファンドの特色

ファンドは、受託会社および管理会社の間で締結された2013年12月2日付の基本信託証書(その後の改正を含みます。))(以下「基本信託証書」といいます。))および2017年8月15日付の補遺信託証書(以下「補遺信託証書」といい、基本信託証書とあわせて「信託証書」といいます。))に従い組成されたユニット・トラストです。ファンドは、ケイマン法に基づき組成されたオープン・エンド型のユニット・トラストです。

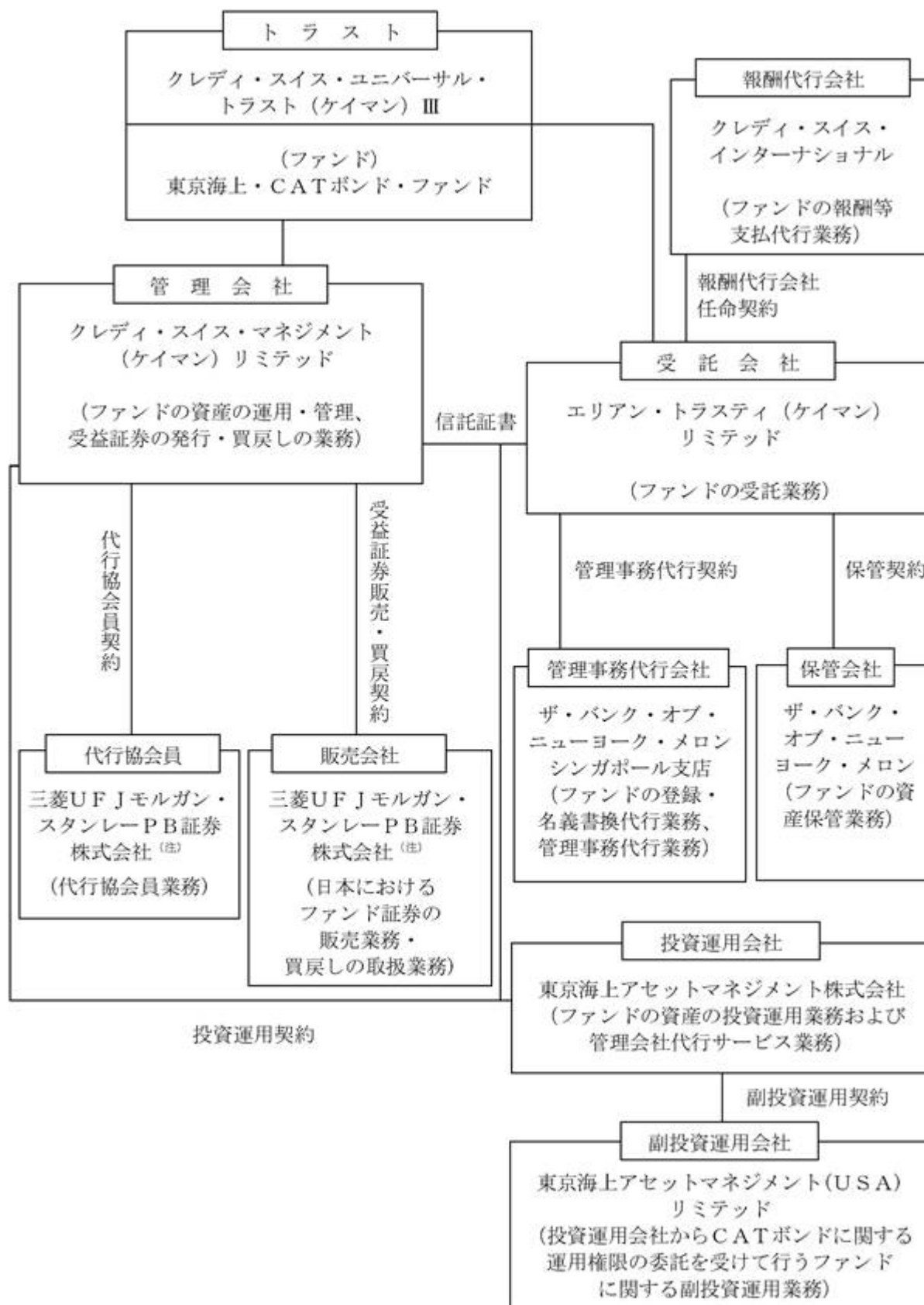
信託証書に基づき、クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッドがファンドの管理会社に任命されています。管理会社は当該信託証書の条件に従って、ファンドの資産の投資に責任を負い、米ドル(年2回)クラスおよび円(年2回)クラス(それぞれ以下「クラス」といいます。))の異なるクラスの受益証券(個別にまたは総称して「受益証券」または「ファンド証券」といいます。))を発行して、受益証券の買戻しを行う権限を有しています。

管理会社はケイマン諸島の会社法(改正法)(以下に定義します。))に従って、2000年1月4日に登記および設立されました(登記番号95497)。管理会社は無期限に設立されています。

（２）【ファンドの沿革】

2000年 1 月 4 日	管理会社の設立
2013年12月 2 日	基本信託証書締結
2014年 7 月 1 日	修正信託証書締結
2014年11月24日	修正信託証書締結
2014年12月29日	修正信託証書締結
2017年 8 月15日	補遺信託証書締結
2017年 9 月28日	ファンドの運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】



（注）三菱ＵＦＪモルガン・スタンレーＰＢ証券株式会社は、2020年6月1日付で、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社を存続会社とする吸収合併方式で、同社と合併する予定です。代行協会員業務及び日本における販売業務・買戻しの取扱業務は、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社が継承します。

■ ファンドの仕組み

◆基準通貨の異なる2つのクラスで構成されます。



※為替ヘッジ取引を行うことで、為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

※一般的に、基準通貨の短期金利が投資対象資産の通貨の短期金利よりも低い場合、これらの金利差相当分のヘッジコストがかかります。

※為替ヘッジ取引は、外国為替予約取引などを活用します。

- ファンドは特化型運用を行います。特化型ファンドとは、投資対象に日本証券業協会の規則に定める支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。
- ファンドが投資するCATボンドには、ファンドの純資産全体に対する組入比率が10%を超えるまたは超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、投資先について特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に自然災害等が発生することにより、全額毀損や元本毀損開始が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

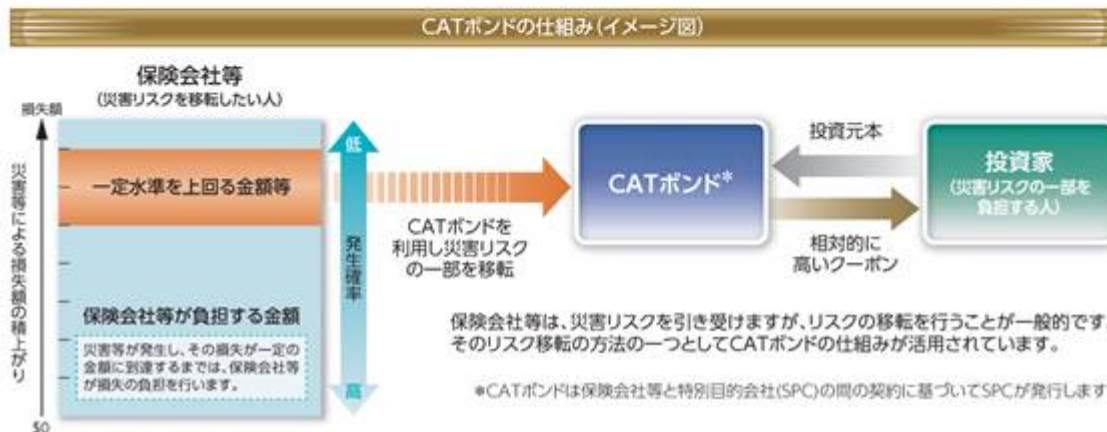
※大災害の発生状況、資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

1 保険リンク証券のうち主としてCATボンドに投資します。

※CATボンド以外の保険リンク証券等に投資することがあります。

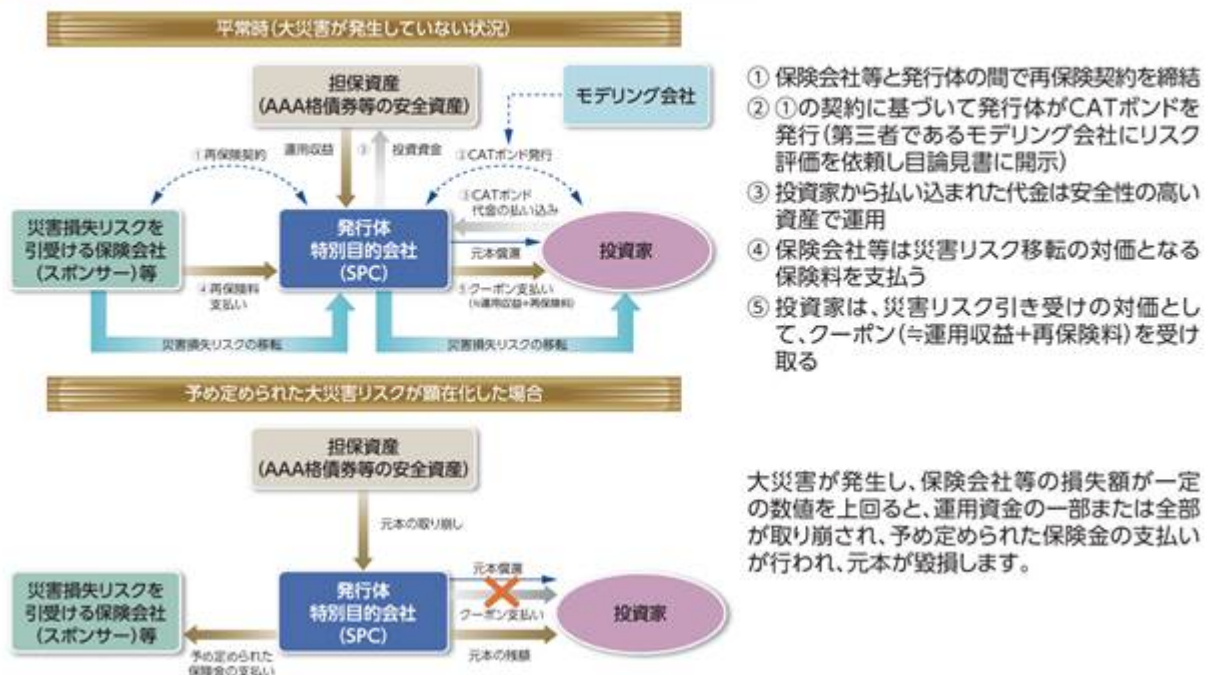
CATボンド(カタストロフィー・ボンド)とは

- ◆CATボンド(カタストロフィー・ボンド)とは、巨大ハリケーン、巨大地震、台風、パンデミック等の「発生確率は低いが発生時の損害が巨額になるような保険リスク(災害リスク)」を証券化したものです。巨額の保険金支払いリスクをヘッジしたい保険会社等がCATボンドのスポンサーとなり、そのリスクを引き受けた投資家は、相対的に高いクーポンを享受することができます。もし予め定められた要件を満たす大災害等が発生した場合、投資家の元本は毀損し、スポンサーが資金の支払いを受ける仕組みの債券です。



※上記は、CATボンドについて理解いただくために作成したイメージ図で、CATボンドの仕組みの全てを示したものではありません。

発行の仕組み



※上記は、CATボンドの仕組みを理解いただくために作成したイメージ図で、CATボンドの仕組みの全てを示したものではありません。

2 CATボンド関連の市場分析、個別銘柄の分析(リスクの種類(地震・ハリケーン等)、地域およびスプレッド水準など)等を勘案して、ポートフォリオの構築を行います。なお、当ファンドでは、日本関連のリスクを極力排除するように運用を行います。

◆当ファンドでは、自然災害など発生確率は低いものの発生時の損害が巨額にのぼるリスクを対象にしております。当ファンドでは、CATボンド市場全体の災害リスクを参考に、リスク特性や地域の分散等を図ることを目指します。

■ ポートフォリオの構築プロセス



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド 運営上の役割	契約等の概要
クレディ・スイス・ マネジメント（ケイマン）リミテッド （Credit Suisse Management （Cayman）Limited）	管理会社	受託会社との間で締結された信託証書に、ファンド資産の管理および投資業務、受益証券の発行ならびにファンドの終了について規定しています。
エリアン・トラステイ （ケイマン）リミテッド （Elian Trustee （Cayman）Limited）	受託会社	管理会社との間で締結された信託証書に、上記に加え、ファンドの資産の保管およびファンドの資産の運用について規定しています。
ザ・バンク・オブ・ ニューヨーク・メロン （The Bank of New York Mellon）	保管会社	2017年8月18日頃付で受託会社との間で締結の保管契約（注1）において、保管会社の業務について規定しています。
ザ・バンク・オブ・ ニューヨーク・メロン シンガポール支店 （The Bank of New York Mellon, Singapore Branch）	管理事務代行 会社	2017年8月18日頃付で受託会社との間で締結の管理事務代行契約（注2）において、ファンドの管理事務代行業務について規定しています。

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレーＰＢ証券株式会社（注３）	代行協会員 日本における 販売会社	2017年８月16日付で管理会社との間で締結の代行協会員契約（注４）において、代行協会員として提供する業務について規定しています。 2017年８月16日付で管理会社との間で締結の受益証券販売・買戻契約（注５）において、日本における販売会社として提供する業務について規定しています。
クレディ・スイス・インターナショナル （Credit Suisse International）	報酬代行会社	2017年８月18日付で受託会社との間で締結の報酬代行会社任命契約（注６）において、ファンドに代わって行う運営経費の支払いについて規定しています。
東京海上アセット マネジメント株式会社	投資運用会社	2017年８月18日頃付で管理会社および受託会社との間で締結の投資運用契約（注７）において、投資運用業務および管理会社代行サービス業務について規定しています。
東京海上アセット マネジメント（USA） リミテッド （Tokio Marine Asset Management（USA）, Ltd.）	副投資運用会社	2017年９月28日またはそれ以前の日付で投資運用会社との間で締結の副投資運用契約（注８）において、投資運用会社からＣＡＴボンドに関する運用権限の委託を受けて行うファンドに関する副投資運用業務について規定しています。

（注１）保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し保管業務を提供することを約する契約です。

（注２）管理事務代行契約とは、管理事務代行会社がファンドに関する日々の管理事務業務を提供することを約する契約です。

（注３）三菱ＵＦＪモルガン・スタンレーＰＢ証券株式会社は、2020年６月１日付で、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社を存続会社とする吸収合併方式で、同社と合併する予定です。代行協会員業務及び日本における販売業務・買戻しの取扱業務は、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社が継承します。

（注４）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、受益証券に関する日本語の目論見書および運用報告書の日本における協会員である販売会社への送付、受益証券１口当たり純資産価格の公表ならびに日本法および／または日本証券業協会により要請されるファンドの財務書類の備置等の業務を提供することを約する契約です。

（注５）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、日本における受益証券の販売および買戻業務ならびに運用報告書等各種書類の送付ならびに販売会社における受益者の口座内でのファンドの管理を提供することを約する契約です。

（注６）報酬代行会社任命契約とは、受託会社と報酬代行会社との間で、ファンドの運営経費の支払代行業務について規定した契約です。

（注７）投資運用契約とは、管理会社、受託会社および投資運用会社との間で、投資運用業務および管理会社代行サービス業務を提供することを約する契約です。

（注８）副投資運用契約とは、投資運用会社と副投資運用会社との間で、投資運用会社から運用権限の委託を受けてファンドに関する副投資運用業務を提供することを約する契約です。

管理会社の概況

管理会社	クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド （Credit Suisse Management（Cayman）Limited）	
1．設立準拠法	管理会社は、ケイマン諸島会社法（その後の改正を含みます。）（以下「会社法」といいます。）に準拠します。	
2．事業の目的	管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。	
3．資本金の額	管理会社の2019年12月末日現在の資本金の額は、額面1米ドルの株式735,000株に分割される735,000米ドル（約8,053万円）です。	
4．沿革	2000年1月4日設立	
5．大株主の状況	クレディ・スイス（香港）リミテッド （香港、クーロン、オースティン・ロード・ウェスト1番、 インターナショナル・コマース・センター88階）	735,000株 （100％）

（注）米ドルの円貨換算は、2019年12月30日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝109.56円）によります。以下、別段の記載がない限り、米ドルの円貨表示はすべてこれによるものとします。

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

（ ）準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法（2020年改訂）（以下「信託法」といいます。）に基づき設立されています。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2020年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）により規制されています。

（ ）準拠法の内容

信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどのを採用しています。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者（受益者）の利益のために投資運用会社はこれを運用します。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益権者に対して説明の義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のケイマン諸島籍のユニット・トラストは、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とししない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないとの約定を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できます。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

ミューチュアル・ファンド法

下記「監督官庁の概要」の記載をご参照下さい。

（５）【開示制度の概要】

Ａ．ケイマン諸島における開示

ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」といいます。）への開示

ファンドは、英文目論見書を発行しなければなりません。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなしうるために必要なその他の情報を記載しなければなりません。英文目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。

ファンドは、CIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後６ヶ月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときはCIMAに報告する法的義務を負っています。

- （ ）弁済期に債務を履行できないであろうこと。
- （ ）投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- （ ）会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- （ ）欺罔的または犯罪的な方法で事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- （ ）次項を遵守せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
 - ・ミューチュアル・ファンド法またはこれに基づく規則
 - ・ケイマン諸島金融庁法（2020年改訂）
 - ・マネー・ロンダリング防止規則（2020年改訂）
 - ・免許の条件

ファンドの監査人は、ケーピーエムジー ケイマン諸島（KPMG, Cayman Islands）です。

ファンドは毎年２月28日までには前年の８月31日に終了する会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出します。

受益者に対する開示

ファンドの会計年度は、毎年８月31日に終了します。ファンドの最初の会計年度は、2018年８月31日に終了する期間でした。監査済財務書類は、国際会計基準に従い作成され、通常、各会計年度末後に可能な限り速やかに受益者に送付されます。また、ファンドの未監査の財務書類は、会計年度の半期末後に可能な限り速やかに受益者に交付されます。投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）（以下「投信法」といいます。）に定義される運用報告書は、受益者に交付されます。

Ｂ．日本における開示

監督官庁に対する開示

（ ）金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における１億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができます。

受益証券の日本における販売会社または取扱販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付しま

す。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6ヶ月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3ヶ月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をE D I N E T等において閲覧することができます。

() 投資信託および投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンドの受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投信法に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、運用状況の重要な事項を記載した交付運用報告書と、より詳細な事項を記載した運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は日本における販売会社または取扱販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本における販売会社を通じて知れている日本の受益者に交付されます。また、運用報告書(全体版)は代行協会のホームページにおいて提供されます。

(6) 【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づき規制されます。受託会社は(信託会社および投資信託管理会社としてC I M Aに認可されたインタートラスト・コーポレート・サービスズ(ケイマン)リミテッドの被支配子会社)、ケイマン諸島内にファンドの主たる事務所を提供することに同意しており、このため、ファンドはミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条に基づき規制されます。C I M Aは、ミューチュアル・ファンド法を遵守させる監督権限および強制力を有しています。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制は、所定の事項および監査済財務書類をC I M Aに毎年提出することを求めています。規制された投資信託として、C I M Aは、いつでも受託会社に、ファンドの財務書類の監査を行い、同書類をC I M Aが特定する一定の期日までにC I M Aに提出するよう指示することができます。C I M Aの要求に応じない場合、受託会社は高額の罰金に服し、C I M Aは裁判所にトラストの解散を請求することができます。

規制されたミューチュアル・ファンドが、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企画し、もしくは任意解散を行おうとしている場合、ファンドが管理されるファンドで、そのため認可されていない場合、規制されたミューチュアル・ファンドの管理と運営が適正に行われていない場合、または規制されたミューチュアル・ファンドの運営者の地位にある者が、この地位を保有するのに適当な人物でないことを確認した場合、C I M Aは、一定の措置を取ることができます。C I M Aの権限には、受託会社の交替を要求すること、ファンドの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはファンドの業務監督者を任命すること等が含まれます。C I M Aは、その他の権限(その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。)を行使することができます。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

・投資目的

ファンドの投資目的は、保険リンク証券のうち主としてC A Tボンドに投資することで、インカムゲインを投資者に提供することです。

ファンドは、上記の投資目的を達成するために、以下に記載の投資対象に投資します。

()世界のC A Tボンド

()C A Tボンド以外の保険リンク証券

()保険デリバティブ・リンク債券

()現金およびマネーマーケット証券(コマーシャル・ペーパー、譲渡性預金および短期国債を含みますが、これらに限定されません。)。疑義を避けるために付言すると、オーバーナイトの現金残高は、保管会社のスイープ・ピークルにおいて保有することができます。

通貨ヘッジ

ファンドの資産は、主に、米ドルおよびユーロの通貨(これらに限定されません。)建てとなることが見込まれています。

投資運用会社は、実行可能な場合、あるクラスの受益証券に帰属する資産のうち当該クラスの受益証券の表示通貨建て以外のものについて、当該クラスの受益証券の表示通貨に対する通貨エクスポージャーをヘッジすることを目指します。

投資運用会社は、通常、通貨の変動をヘッジする目的で、スポット契約、外国為替先渡契約およびN D F取引(クロス外国為替先渡契約を含みます。)(以下「通貨フォワード」と総称します。)を利用することができます。当該ヘッジ取引が実効的であるという保証はありません。当該ヘッジに帰属する損益は、該当するクラスの受益証券に適用されます。

投資運用会社は、以下の通貨フォワードを行うことにより、受益者のために外国為替変動リスクをヘッジすることを目指します。

()米ドル(年2回)クラスについては、投資運用会社は、(米ドル(年2回)クラスの表示通貨である)米ドルと米ドル以外の通貨との間の為替変動に対する米ドル(年2回)クラスのエクスポージャーをヘッジすることを目的とした戦略を実施する予定です。通貨フォワードでは、通常、米ドル(年2回)クラスに帰属する純資産総額(未実現の通貨損益を除きます。)における米ドル以外の通貨のエクスポージャーの(可能な範囲で)約100%に等しい金額で、米ドルの買いおよび米ドル以外の通貨の売りが行われます。

()円(年2回)クラスについては、投資運用会社は、(円(年2回)クラスの表示通貨である)日本円と日本円以外の通貨との間の為替変動に対する円(年2回)クラスのエクスポージャーをヘッジすることを目的とした戦略を実施する予定です。通貨フォワードでは、通常、円(年2回)クラスに帰属する純資産総額(未実現の通貨損益を除きます。)における日本円以外の通貨のエクスポージャーの(可能な範囲で)約100%に等しい金額で、日本円の買いおよび日本円以外の通貨の売りが行われます。

C A Tボンドに対する投資

C A Tボンドとは、災害事由のリスクを保険会社、再保険会社、企業および政府等の事業体から資本市場に移転する債務証券です。投資者は、事前に定めた自然災害および非自然災害事由(地震、暴風、死亡率その他災害関連事由等)による損失リスクを負担する代わりに、利回りという形でリスク・プレミアムを受領します。いずれのC A Tボンドも、当該C A Tボンドに契約上リンクされている事由が発生した場合、その元本は減少する可能性があります(また、一部または一定の場合には全部が毀損する可能性もあります。)

ファンドのC A Tボンドに対する投資は、一または複数の災害事由の発生により、頻度は比較的小さいものの深刻な損失を生じる可能性があります。大規模災害による損失または一連の災害による損失は、随時生じるおそれがあり、一または複数の銘柄への投資に影響を及ぼす場合には、当該投資に係る元本および/またはクーポン収入の喪失または毀損を含め、多額の損失をもたらすおそれがあります。

・投資方針

1. ファンドの投資方針は、保険リンク証券のうち主としてC A Tボンドに投資することにより、インカムゲインを投資者に提供することです。
2. 投資運用会社は、副投資運用会社に対し、組入資産の運用について投資一任権限を付与しています。
3. ファンドの投資対象ポートフォリオの選定にあたり、副投資運用会社は、(上記1記載の投資方針に加え)以下の要素を考慮します。
 - ・ C A Tボンドおよびその関連市場の分析(C A Tボンドの市場動向、再保険市場の動向およびこの部門における投資家動向を含みますがこれらに限定されません。)
 - ・ 各投資対象債券のリスク特性(地震およびハリケーンを含みますがこれらに限定されません。)
 - ・ 各投資対象債券の地域およびスプレッド水準

副投資運用会社は、ファンドの勘定で、上記の投資方針に従って、主としてC A Tボンドに投資します。近年、C A Tボンド市場においてスポンサー(保険会社や再保険契約のカウンターパーティー等)や発行体の集中が進んでおり、その結果、純資産総額の10%を超える部分が、ただ1つの発行体のリスクにさらされていることがあります。そのような集中したエクスポージャーの結果、ファンドは、より大きな損失を負う可能性があります。

上記の要素に加えて、副投資運用会社は、日本関連のリスクを有する投資対象債券に極力投資しないように運用を行います。

ファンドが投資するC A Tボンドには、ファンドの純資産全体に対する組入比率が10%を超えるまたは超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、投資先について特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に自然災害等が発生することにより、全額毀損や元本毀損開始が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

副投資運用会社は、可能な限り、日本特有のリスクを負うC A Tボンドに投資しないよう組入資産を運用します。

副投資運用会社は、C A Tボンド市場全体の災害リスクの種類および地理的集中度を考慮して、ファンドの勘定で投資を行うC A Tボンドの災害リスクの種類や地理的集中度の分散を図るものとします。

ファンドが直接投資によってエクスポージャーを得るC A Tボンドは、一般的に、特別目的事業体(以下「S P V」といいます。)が発行する非レバレッジ型の債務証券です。関連するS P Vは、定められた事由の発生リスクを負担するとともに、スポンサー等とのリスク移転契約の締結により生じたリスクを担保し、当該リスクを直接回避するために、C A Tボンドを発行することで当該リスク発生時の資金を全額確保します。

■ ファンドの特色

- 1 保険リンク証券のうち主としてCATボンドに投資することで、インカムゲインの獲得を目指した運用を行います。
- 2 CATボンド関連の市場分析、個別銘柄の分析（リスクの種類（地震・ハリケーン等）、地域およびスプレッド水準など）等を勘案して、ポートフォリオの構築を行います。なお、当ファンドでは、日本関連のリスクを極力排除するように運用を行います。
- 3 原則として、東京海上アセットマネジメントが基準通貨に対して為替ヘッジを行うことにより、為替変動リスクの低減を図ります。当ファンドは、基準通貨の異なる2つのクラスから構成されます。
- 4 CATボンドなどの運用の指図に関する権限を東京海上アセットマネジメント(USA)リミテッドに委託します。
- 5 毎月10日（休業日の場合は翌ファンド営業日）までに各クラスの購入または換金（買戻し）のお申込みをいただくと、翌月の第3ファンド営業日が取引日となります。
- 6 各クラスは、原則として年2回の分配日（毎年4月および10月の第3ファンド営業日）に、収益の分配方針に基づき分配を行います。

東京海上アセットマネジメント(USA)リミテッド

- ・東京海上アセットマネジメント(USA)リミテッドは、2000年に東京海上アセットマネジメント株式会社[※]の100%出資により設立されたニューヨーク現地法人です。CATボンドを含む保険リンク証券の運用や東京海上アセットマネジメントへの債券運用に関する助言業務などを行っています。
- ・CATボンドを含む保険リンク証券の運用残高は、約734億円（2019年12月末時点）です。

※東京海上アセットマネジメント株式会社は、1985年に設立された東京海上ホールディングス株式会社の100%子会社です。独自の徹底的な調査と分析を投資の原点におき、高い運用収益を追求するため、企業調査、マクロ調査、計量分析などのリサーチに重点をおいた運用体制を構築しています。東京海上アセットマネジメントグループでは、2006年からCATボンドファンドの運用を開始しており、日本のお客様がCATボンドファンドへ投資する目的に最もふさわしいと考える商品性を追求します。

（２）【投資対象】

上記「（１）投資方針」をご参照下さい。

（３）【運用体制】

管理会社は、取締役会を随時開催し、投資運用の状況について報告を行うとともに、受託会社であるエリアン・トラスティ（ケイマン）リミテッド、管理事務代行会社であるザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン シンガポール支店、保管会社であるザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、報酬代行会社であるクレディ・スイス・インターナショナル、投資運用会社である東京海上アセットマネジメント株式会社ならびに副投資運用会社である東京海上アセットマネジメント（USA）リミテッドの社内管理体制、内部管理手順等の定期的確認を行います。

管理会社の取締役は、以下の通りです。

ニコラス・パパベリン氏

ニコラス・パパベリン氏は、クレディ・スイス・アジア・パシフィック・ストラクチャリング・チームの一員であり、香港のクレディ・スイスのディレクターです。パパベリン氏は、2014年にクレディ・スイスに入社しました。パパベリン氏は、それ以前はヨーロッパにおいてファンド・ストラクチャリング弁護士として、世界的な大手法律事務所であるアレン・アンド・オーヴェリーに所属しており、その後ファンド・ストラクチャリング・チームを発展させるために、香港に移りました。

パパベリン氏はストラクチャリング・インベストメント・ファンズにおいて豊富な経験を有し、現在クレディ・スイスAPACにおける投資信託、SPCおよび保険商品を含む包括ソリューション開発の責任者です。パパベリン氏は、フランスのパリにあるソルボンヌ大学でビジネス・ローの修士号を取得しており、フランスのパリ第9大学で国際租税の修士号を取得し、カナダのマギル大学でLLMを取得しています。パパベリン氏はCAIAの資格も保有しています。

ヴィジャヤラン（「バラン」）・ムルゲス氏

バラン・ムルゲス氏は、プレミア・フィデューシャリー・サービス（ケイマン）リミテッドの取締役で、かつてはオジエ・フィデューシャリー・サービス（ケイマン）リミテッド（以下「OFS」といいます。）のマネージング・ディレクターを務めており、またオフショア金融サービス業界において20年以上にわたる経験を有しています。ムルゲス氏は、これまでにいくつかの国際的に認知されたファンド・グループやストラクチャード・ファイナンス・ピークルの取締役を歴任しており、また現在もその一部に就いています。ムルゲス氏は、ニューヨークに拠点を置く主要なファンド・グループのコンサルタントも務めています。

OFSでは、取締役、登録名義書換代理人（以下「RTA」といいます。）およびコーポレート・サービスの各チームを率い、事業開発、RTA/株主サービス部門の設立、および部門全体での最高水準の顧客サービスの維持について責任を負っていました。

1996年から2004年まで、ムルゲス氏は、ケイマン諸島においてクラス「A」ライセンスを取得した銀行であるカレドニアン・バンク・アンド・トラスト・リミテッドにおいて副マネージング・ディレクターを務め、主として銀行およびプライベート・クライアントについて責任を負っていました。それ以前は、ケイマン諸島におけるクラス「A」銀行であるバターフィールド・バンクのアシスタント・マネージャーを務め、トレジャリー・サービスについて責任を負っていました。

ムルゲス氏は、科学の修士号を取得しており、カナダ銀行家協会のアソシエイトを務めています。また、オルタナティブ投資運用協会（AIMA）に所属し、ケイマン諸島金融庁の登録ディレクターも務めています。ムルゲス氏は、ケイマン諸島の公証人であり、ケイマン諸島国家年金局に所属しています。

ブライアン・パークホルダー氏

ブライアン・パークホルダー氏は、ケイマン諸島のHFファンド・サービス・リミテッドに勤めています。それ以前は、UBSファンド・サービス（ケイマン）リミテッドのマネージング・ディレクターと、ケイマン諸島シングル・マネージャー部門のヘッドを務めていました。パークホルダー氏は、2000年にUBSファンド・サービスに入社し、2006年にシングル・マネージャー部門のヘッドに就任しました。シングル・マネージャー部門のヘッドとして、パークホルダー氏は、ファンド・サービス・アメリカズ内のシングル・マネージャー・ヘッジファンドの管理・開発について責任を負い、また200億ドル以上の管理資産を有するファンド・グループに対して特に責任を負っていました。UBSファンド・サービスでは、評価委員会の委員長を務め、またファンド・サービス・アメリカズの経営委員会に所属していました。この他、パークホルダー氏は、UBSファンド・サービス（ケイマン）リミテッドを含む様々なUBS出資企業において取締役を務めていました。UBSに入社する以前は、KPMGのケイマン諸島オフィスとカナダのトロント・オフィスに勤務し、ヘッジファンドおよび金融機関の監査に注力していました。パークホルダー氏は、ウィンザー大学の商学士号を取得しており、カナダのオンタリオ州でカナダ公認会計士の資格も取得しました。

運用体制等は、2019年12月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

管理会社は、投資運用会社との協議の上、以下に記載のとおり分配金を支払うことを決定することができます。現在、分配金は、受益証券の各クラスにつき、半年毎に、または、各分配日又はその直前に行われる見込みであり、純投資収益、関連する受益証券クラスに帰属し、かつ、該当する分配期間中に受領される純実現キャピタル・ゲインおよび純未実現キャピタル・ゲインならびに資本を含みますが、これらに限定されない諸要素が考慮されます。ここで、分配日とは、2018年4月の第3ファンド営業日に開始し、当該日を含む各年の4月および10月の第3ファンド営業日、または管理会社がファンドもしくは受益証券について決定した日をいいます。分配期間とは、初回の分配期間の場合には設定日（以下に定義します。）、それ以降は前回の分配日の翌暦日に開始し、分配日に終了し当該分配日を含む期間をいいます。上記にかかわらず、各分配支払日に支払われる分配金の額は、管理会社によって、投資運

用会社と協議の上、(1)純投資収益、(2)関連する受益証券に帰属する純実現キャピタル・ゲインおよび純未実現キャピタル・ゲインならびに資本、および(3)諸雑費、を考慮に入れて決定されますが、これらに限定されません。分配支払日とは、当該分配日の6ファンド営業日後をいいます。分配日に宣言された分配金は、関連する分配落ち日において決定される関連する受益証券クラスに帰属する1口当たり純資産価格から控除され、分配落ち日後の取引日および/または買戻日における1口当たり純資産価格もそれに応じて減少します。「分配落ち日」とは、関連する分配日の直前の評価日、および/またはファンドもしくは受益証券クラスについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。管理会社は、適切とみなされる場合、投資運用会社と協議の上、該当する分配期間中に受領される純投資収益、関連する受益証券クラスに帰属する純実現キャピタル・ゲインおよび純未実現キャピタル・ゲインならびに資本が当該半年分の分配金を賄うのに不十分だとみなす分配期間においては、(キャピタルゲインを上回る)受益証券の投資元本の全部または一部から支払う選択をすることができます。管理会社が半期の分配金の全体または一部を投資元本から支払う選択をすることができるのは、投資運用会社と協議の上、ファンドの投資目的および方針が前の6ヶ月よりマイナスの実績をもたらした場合、または管理会社がかかる選択を行うことが適切とみなすような低い実績をもたらしたと判断する場合を含みますが、これに限りません。将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

さらに、投資者は、管理会社が適切とみなす事情がある場合には、投資運用会社と協議の上、受益証券の投資元本を使用する選択肢にかかわらず、管理会社が受益証券に関する半期の分配金が当該分配期間に支払わないと選択することができることに留意することが重要です。管理会社がかかる選択をするのは、投資運用会社と協議の上、管理会社の独自の裁量で、ファンドの投資目的および方針が前の6ヶ月よりマイナスの実績をもたらした場合、または管理会社がかかる選択を行うことが適切であると、投資運用会社と協議の上でみなすような低い実績をもたらしたと判断する場合を含みますが、これに限りません。

分配金は、当該分配日の直前の分配基準日に受益証券の名義人として表示されている者に対し、支払われます。受益者は、宣言された分配金が分配支払日に源泉徴収またはその他の方法により納付することが義務付けられる税金を差し引いた上で、当該分配日の6ファンド営業日後に支払われることに留意してください。分配基準日とは、2018年3月の第3ファンド営業日に開始し、当該日を含む各年の3月および9月の第3ファンド営業日、または管理会社がファンドもしくは受益証券について決定した日をいいます。

米ドル(年2回)クラスについては、受益証券1口当たりの分配金は、0.005で切り上げた上で、小数第2位に四捨五入されます。円(年2回)クラスについては、受益証券1口当たりの分配金は、0.5で切り上げた上で、整数にされます。

■ 収益分配のイメージ



※1 毎年4月および10月の第3ファンド営業日(以下「分配日」といいます。))に、原則として収益の分配方針に基づき分配を行います。

※2 毎年3月および9月の第3ファンド営業日が分配基準日となります。なお分配基準日において登録されている受益証券の所有者に対して分配金が支払われるものとします。従いまして、3月の分配基準日は4月の分配日に、9月の分配基準日は10月の分配日に対応します。ただし、分配対象となる収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

※3 「分配支払日」とは、各分配日の6ファンド営業日後をいいます。

※4 「分配落ち日」とは、関連する分配日の直前の評価日、および／またはファンドもしくは受益証券クラスについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。分配日に宣言された分配金は、関連する分配落ち日において決定される関連する受益証券クラスに帰属する1口当たり純資産価格から控除され、分配落ち日後の取引日および／または買戻日における1口当たり純資産価格もそれに応じて減少します。

※分配金の支払いは、分配支払日に海外において行われ、販売会社への支払を通じて「外国証券取引口座約款」その他所定の約款の定めるところに従って分配を手配するものとします。

※上図はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

(5) 【投資制限】

ファンドには以下の投資制限を適用します。

1. 空売りする有価証券の価額は合計でファンドの純資産総額を超えてはなりません。
2. ファンドの純資産の15%を超える金額を、私募債、非上場株式、または不動産などの直ちに現金化できない非流動資産に投資してはなりません。ただし、日本証券業協会(以下「JSDA」といいます。)が公表する外国証券の取引に関する規則第16条(外国投資信託受益証券の選別基準)(随時改訂または差し替えられる場合があります。)が要求する価格の透明性を保証する目的で、適切な措置が講じられている場合は、この例外とします。上記の比率は、購入時または現在の時価のいずれかで計算することができます。
3. ファンドの受益者保護に反する、またはその資産の適切な管理に不利益を与える管理会社(または代理人)がファンドを代理して締結するいかなる取引(自らの利益のために管理会社(または代理人)が行う取引等)も、禁止されています。
4. 管理会社(または投資運用会社および副投資運用会社以外の代理人)はファンドの勘定で借入れを行うことができますが、ファンドの直近の純資産総額の10%をその上限とします。
5. 管理会社(または代理人)は、買収の結果、受託会社、もしくは管理会社(または代理人)が管理する全てのミューチュアル・ファンドが保有する、ある企業1社の合計株数が当該企業の全発行済み株式の合計数の50%を超える場合は、ファンドの勘定で当該企業の株式を取得してはなりません。
6. 管理会社(または代理人)は、ある企業の株式またはある投資信託の受益証券で、発行会社1社における当該株式または受益証券の価額(以下「エクイティ・エクスポージャー」といいます。)が当該純資産総額の35%を超える場合(当該エクイティ・エクスポージャーはJSDAの指針に従って計算します。)は、ファンドの勘定で、当該企業の株式または当該投資信託の受益証券を保有してはなりません。
7. 管理会社(または代理人)は、ファンドの勘定で、デリバティブ・ポジションから発生する単一のカウンターパーティーに対するエクスポージャーの純額(以下「デリバティブ・エクスポージャー」といいます。当該デリバティブ・エクスポージャーはJSDAの指針に従って計算します。)が純資産総額の35%を超える場合、ファンドまたは投資対象ファンドの勘定で、当該カウンターパーティーのデリバティブ・ポジションを保有してはなりません(満期が120日に満たない通貨フォワードは除きます。)。
8. ある1社が発行する、組成する、または引き受ける有価証券、金銭債権、および匿名組合の出資持分(以下「債券エクスポージャー」と総称します。)が純資産総額の35%を超える場合(当該債券エクスポージャーはJSDAの指針に従って計算します。)、管理会社(または代理人)は、ファンドの勘定で() (上記(6)項に規定する株式または受益証券以外の)有価証券、() (上記(7)項に規定するデリバティブ以外の)金銭債権、および()匿名組合の出資持分を保有してはなりません(注記: 担保を伴う取引の場合、当該担保の査定額は控除することができ、発行者その他に対する支払義務がある場合、当該支払いの金額は控除することができます。)。
9. 管理会社(または代理人)は、ある発行会社またはカウンターパーティー1社に対する株式エクスポージャー、債券エクスポージャー、およびデリバティブ・エクスポージャーが合計で純資産総額の35%を超える場合、ファンドの勘定で当該発行会社またはカウンターパーティーにおける、またはこれらの、ポジションを保有してはなりません。
10. 管理会社(または代理人)は、外国不動産投資信託受益証券以外のファンドの受益証券に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生する危険に対応する額としてあらかじめ投資運用会社(または代理人)が定めた合理的な方法により算出した額がファンドの純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等を行う

ものでないこと(本項において、「デリバティブ取引等」とは、金融商品取引法第2条第20項に定義されるデリバティブ取引(有価証券、金利、外貨もしくはその他の金融商品または指標に基づく上場または非上場の先物、オプション、スワップおよび同様の取引を含みます。)をいい、さらに上場または非上場の新株予約権証券および新投資口予約権証券ならびに商品デリバティブへの投資を含みます。)。

管理会社は、前述の投資制限について適用される法規制が修正、またはその他の方法で取って代わり、当該投資制限は適用法規制を違反することなく改訂できると判断する場合、受益者の同意を得なくても、当該投資制限のいずれかを(場合に応じて)追加、修正、または削除することができるものとします(この場合、当該修正または削除については、受益者に21日前に通知されます。)。

管理会社(またはその代理人)は、とりわけファンドのいずれかの投資対象の価額の変動、再建または合併、ファンドの資産を用いた支払い、もしくは受益証券の買戻しの結果として、いずれかの上記の投資制限を超えても、当該投資対象を直ちに売却する必要はありません。ただし、管理会社(またはその代理人)は、ある違反が確認されてから合理的な一定期間内に、当該投資制限に従うために、受益者の利益を考慮した上で、合理的に実務的な措置を講じます。

管理会社(またはその代理人)は、()単独の判断において、受益証券の多額の購入または買戻し要求がなされる場合、()ファンドが投資を行っている、または管理会社(またはその代理人)の合理的な支配の及ばないその他の事象がある、市場または投資対象に突然のまたは大きな変動があると自らの単独の裁量において予想する場合、()管理会社(またはその代理人)が新規に拠出する資産の初期投資を行っているスタートアップ期間に、および/または()(a)ファンドの終了に備える目的のため、もしくは(b)ファンドの資産規模のため、自らの単独の裁量において逸脱が合理的に必要なだと考える場合、英文目論見書補遺に記載された投資方針、制限、およびガイドラインからの一時的な逸脱を決定することができます。このような逸脱に気付いた時点で、管理会社(またはその代理人)は受益者の利益を考慮した上で、速やかに当該逸脱を是正することを目指します。

3【投資リスク】

リスク要因

リスク要因および利益相反

潜在的投資者は、受益証券に関する投資決定を行う前に、本書に記載のすべての情報と自身の状況について注意深く検討すべきです。潜在的投資者は、とりわけ、本項目に記載する検討事項を考慮すべきです。本書に記載するリスク要因により、受益証券の利益が減少する可能性があり、受益者による受益証券への投資の全部または一部に損失が発生するおそれがあります。受益証券の価格は増減する可能性があり、その価値は保証されていません。受益者は、償還または清算の際に、当初の投資金額を受領できない可能性があり、または受領する金額が一切ない可能性があります。

1口当たり純資産価格の変動要因

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、1口当たり純資産価格は変動します。したがって投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、全て投資者に帰属します。

ファンドが投資するC A Tボンドには、ファンドの純資産全体に対する組入比率が10%を超えるまたは超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、投資先について特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に自然災害等が発生することにより、全額毀損や元本毀損開始が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

投資信託は預貯金とは異なります。

主な変動要因

C A Tボンドへの投資に伴うリスク

C A Tボンドは保険リスク（災害リスク）を証券化した金融商品のひとつです。C A Tボンドへの投資には次のような特有のリスクがあり、流動性リスクや信用リスクは一般的な社債への投資と比較して大きいものとなります。

災害発生リスク

C A Tボンドは、自然災害の発生や疫病の流布等のように発生確率は低いと考えられるものの、発生した場合の損害額が大きいと見込まれる事象を元本毀損の判定対象としています。

従いまして、自然災害の発生や疫病の流布等により、C A Tボンドの価格の大幅な下落、予定償還日の延長、または元本の毀損等が発生することがあり、ファンドの1口当たり純資産価格が下落する要因となります。

特定地域の特定災害へのリスクの集中

C A Tボンド市場では、市場全体のリスクに対する特定地域の特定災害へのリスク（米国のハリケーン等）の集中が見られます。従いまして、これらの災害の発生等により、ファンドの1口当たり純資産価格が大きく下落する要因となります。

災害発生のリスク量の見積り変更等に伴うリスク

自然災害モデルを持つモデリング会社が、過去のデータや学術的見解を踏まえて、C A Tボンドが対象とする自然災害や疫病の流布等のリスク量の見積りを行うことが一般的です。これらのモデリング会社は、累積データの解釈や学術的見解の変更等によりリスク量の見積りを増加させることがあります。従いまして、モデリング会社がリスク量の見積りを増加させたC A Tボンドについては、当該C A Tボンドの価格が下落する要因となり、ファンドの1口当たり純資産価格が下落する要因となります。

繰上償還リスク

CATボンドには、再保険契約を締結した保険会社等がデフォルトした場合に繰上償還される条項が付与されていることが一般的です。繰上償還が実施された場合には、ファンドの1口当たり純資産価格が下落することがあります。

流動性リスク

受益者から解約申込みがあった場合、ファンドは組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際に、CATボンド市場は流動性が低いため直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。また、CATボンドの中には、相対で買い手を見つける必要があり、買い手が見つかった場合でも、その価格は買い手にとって非常に有利な条件となることがあります。これに伴いファンドの1口当たり純資産価格が大きく下落することがあります。また同様に短期間に相当金額の追加申込みがあった場合、売買が成立しにくいため、一時的に申込金額を現金で保有することとなり、資産の希薄化が生じることがあります。

また、大災害の発生状況等により組入資産の価値の大幅な下落が生じ、受益者の公平性を著しく害する状況が発生した場合、取得申込みおよび換金（買戻し）の受付を中止することおよび既に受付けた取得申込みおよび換金（買戻し）を取消すことがあります。

特定銘柄や発行体への集中投資リスク

ファンドはその主たる投資方針に従い、CATボンドに集中的に投資を行います。近年、CATボンド市場では、市場全体に占めるスポンサーや発行体の集中が進んでおり、ファンドが投資するCATボンドには、ファンドの純資産全体に対する組入比率が10%を超えるまたは超える可能性の高い支配的な銘柄が存在します。従いまして、幅広い業種や銘柄に分散投資を行うファンドと比較して、ファンドの1口当たり純資産価格の変動が大きくなる可能性があります。

信用リスク

一般的に、CATボンドや公社債、短期金融商品等の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。CATボンドについては、発行体等がデフォルトした場合、またはデフォルトが予想される場合等には、ファンドの1口当たり純資産価格が下落する要因となります。

金利変動リスク

固定金利の公社債は、変動金利の公社債と比較して一般的に金利が上昇した場合には価格は相対的に大きく下落します。従いまして、金利が上昇した場合、ファンドの1口当たり純資産価格が下落する要因となります。なお、CATボンドについては、変動金利で発行される場合が一般的です。

為替変動リスク

<米ドル（年2回）クラス>

米ドル以外の通貨建て資産については、原則として「当該通貨売り、米ドル買い」の為替ヘッジ取引を行い、米ドルに対する為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、米ドル金利が投資対象資産の通貨建ての金利より低い場合、これらの金利差相当分のヘッジコストがかかります。

<円（年2回）クラス>

円以外の通貨建て資産については、原則として「当該通貨売り、円買い」の為替ヘッジ取引を行い、円に対する為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、円金利が投資対象資産の通貨建ての金利より低い場合、これらの金利差相当分のヘッジコストがかかります。

一般リスク

一般的な投資リスクおよび取引リスク

投資者は、受益証券の価値には上昇と同様に下落の可能性もあるということに留意すべきです。ファンドへの投資は重大なリスクを伴います。受益証券に流通市場がある可能性は低いです。純資産総額は、ファンドの投資の価格変動に影響を受けます。ファンドの投資から発生する損益は全て投資者に帰

属します。受益者の投資の元本は保証されていません。投資者は、ファンドへの投資の大部分または全てを失う可能性があります。このため、各投資者は、ファンドの投資リスクを負うことができるか慎重に検討すべきです。下記のリスク要因の記載は、ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明するものではありません。

あらゆる期間、特に短期間において、ファンドの投資ポートフォリオが、資本増加に関し、上昇を達成するという保証はありません。投資者は、受益証券の価値には上昇と同様に下落の可能性もあるということに留意すべきです。

ファンドへの投資には重大なリスクを含みます。

過去のパフォーマンスは将来のパフォーマンスを示唆するものではない

投資対象の価値および収益は大きく変動する可能性があります。過去のパフォーマンスは将来のパフォーマンスを保証または示唆するものではありません。

元本は確保されない

受益証券は、投資元本に対する補償を行いません。従って、投資者の受益証券への初期投資の一部または全部を回収できる保証はありません。

長期投資

受益証券への投資は、長期投資として考えるべきです。最終買戻日（以下に定義します。）より前に受益証券の権利を移転または譲渡する投資者が、望ましいレベルの投資利益を得るという保証、あるいはそもそも投資利益を得るという保証はありません。

利益

投資者の受益証券への初期投資の利益が、投資の元本金額を預金していた場合に得ていた可能性のある利益と同等になるまたはそれを上回るという保証はありません。

投資の適合性

ファンドは、全ての投資者にとって適切な投資ではない可能性があります。ファンドの潜在的投資者は、各自の状況を踏まえてその投資の適合性を判断しなければなりません。特に、潜在的投資者はそれぞれ、（a）ファンド、ファンドへの投資のメリットおよびリスクならびに本書に記載の情報について有意義な評価をするための十分な知識および経験を有し、（b）投資者の財務状況に照らして、ファンドへの投資および当該投資が投資者の全体資産に及ぼす影響について評価するために適切な分析ツールを利用でき、かつ、その知識を有し、（c）ファンド投資の全リスクを負うための十分な財源および流動性を有し、（d）単独または財務アドバイザーの助けを借りて、ファンドに対する投資に影響を与える可能性のある経済、為替相場およびその他の要因について起こりうる事態を評価でき、それらのリスクを負う能力を有しているべきです。

潜在的投資者は、独立した査定または投資者が適切とみなす専門的助言（税務、会計信用、法務、規制に関する助言を含みますがこれらに限定されません。）に基づき、受益証券の取得が、（a）投資者、または受託者として行為している場合はその受益者の、資金的ニーズ、目的および状況と十分に整合し、（b）投資者、または受託者として行為している場合にはその受益者に適用される投資方針、ガイドラインおよび規制を遵守し、これに十分整合し、かつ、（c）当該受益証券への投資に固有の明瞭かつ重要なリスクがあるとしても、投資者にとって、または受託者として行為している場合にはその受益者にとって、適切な投資であることを判断しなければなりません。

パフォーマンスに関する保証はないこと

受益証券の投資利益（すなわち、初期投資額を上回るすべての受益証券の利益）は、とりわけ組入資産によって決まります。受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社および副投資運用会社は、受益証券の価値が下落または上昇することにつき、何らの保証または表明をせず、受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社または副投資運用会社のいずれもファンドの期間中受益証券の価値が上昇することまたは受益証券の投資利益が受益者にとって望ましいレベルであることを保証しません。すべての潜在的投資者は金融およびビジネスに関して知識と経験を有し、市場リスクの判断に長けて、

受益証券への投資のメリット、リスクおよび適合性を評価する能力を有するべきです。受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社または副投資運用会社のいずれも、受益証券に関する市場リスクの情報源であると称しません。

助言および中立的な評価を提供しないこと

受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社および副投資運用会社は、組入資産に関して助言、情報または信用分析を発信しません。具体的には、本書は投資アドバイスに当たりません。

依拠しないこと

受益証券の潜在的購入者は、受益証券の取得の合法性についての判断に関して、受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社または副投資運用会社に依拠することができません。

ファンドへの投資

CATボンド

ファンドの主な投資対象は、CATボンドです。CATボンドは保険リスク（災害リスク）を証券化した金融商品のひとつです。CATボンドへの投資には次のような特有のリスクがあり、流動性リスクや信用リスクは一般的な社債への投資と比較して大きいものとなります。

災害発生リスク

CATボンドとは、自然災害、疫病流行等の一定の判定事象が発生した場合、またはCATボンドの要項に定義された一定の判定ポイントを超えた場合（満期までの期間に特定の災害保険金請求額が所定の金額を超えた場合等）に、元本および／または金利の支払額の一部または全部が毀損する債券をいいます。一般的に、かかる事象や判定ポイントの超過が発生する確率は非常に低いものの、それらが発生した場合には多額の損失を被ることとなります。

そのため、かかる事象や判定ポイントの超過が発生した場合、CATボンドの価格が下落し、および／または満期日が延期される可能性があります。その結果、ファンドは純資産総額の下落による損失を被るおそれがあります。

特定地域の特定災害へのリスクの集中

一般的に、CATボンド市場全体のリスクに対して、米国のハリケーンのように特定地域の特定災害へのリスクの集中が見られます。したがって、かかる事由が発生した場合、当該CATボンドの価格が大きく低下し、ファンドが大きな損失を被る可能性があります。

災害発生のリスク量の見積り変更等に伴うリスク

一般的に、CATボンドに関連する自然災害および疫病流行の発生に関するリスクは、自然災害のモデルをもつモデリング会社が過去のデータおよび学術研究を用いてこれを評価しています。かかるモデリング会社は、蓄積されたデータおよび学術見解の解釈の変更に応じてリスク評価を上げることができます。いずれかのCATボンドに関して、過去のデータおよび学術研究の結果に変更があり、かかるリスクが増大するとの評価がなされた場合、当該CATボンドの価格は下落する可能性があります。その結果、ファンドは純資産総額の下落による損失を被るおそれがあります。

繰上償還リスク

CATボンドには、再保険契約を締結した保険会社等がデフォルトした場合に繰上償還される条項が付与されていることが一般的です。繰上償還が実施された場合には、ファンドの純資産総額が下落することがあります。

流動性リスク

流動性リスクは、後記「流動性リスク（ファンドの投資ポートフォリオの流動性）」にて詳述されます。

一般的に、CATボンドは流動性が乏しく市場参加者も限られており、また流通市場におけるCATボンドの市場価格は非常に変動が大きくなる場合があります。そのため、CATボンドの売却価格は、当該CATボンドの直前の価格より大幅に安くなる可能性があります。

さらに、一部のC A T Bondには流通市場がなく、店頭取引で当該C A T Bondの買い手を探さなければならない場合があります。その場合、C A T Bondの売却価格は、当該C A T Bondの直前の価格より大幅に安くなる可能性があり、その結果、ファンドが大きな損失を被る可能性があります。上記に加えて、短期間に相当金額の追加申込があり、ファンドが英文目論見書補遺に規定される投資制限にしたがいつつ投資を行う十分なC A T Bondを特定できない場合、ファンドは一時的に申込金額を現金で保有することとなります。その結果、C A T Bondに対する受益者のエクスポージャーが希薄化することがあります。

特定のC A T Bondおよび発行体への投資にかかる集中リスク

ファンドはその主たる投資方針に従い、C A T Bondに集中的に投資を行います。近年、C A T Bond市場では、市場全体に占めるスポンサーや発行体の集中が進んでおり、ファンドが投資するC A T Bondには、ファンドの純資産全体に対する組入比率が10%を超えるまたは超える可能性の高い支配的な銘柄が存在します。かかる集中されたエクスポージャーの結果、そして、自然災害の発生に起因して、C A T Bondの元本が全部または部分的に損害を被る結果、ファンドは、幅広い分野や銘柄に分散投資を行うファンドに比べて、多くの損失を被る可能性があります。

信用リスク

ファンドの資産の投資先となる債券は、当該商品の元本または金利が支払われないというリスクがあります。発行体の財務状況に関する不利な変化により、発行体の元利金支払能力が損なわれる可能性があります。発行体が元利金を適時に支払うことができない(または、できないとみなされる)ことは、ファンドの勘定で保有する有価証券の価値に影響を及ぼすおそれがあります。

とりわけ、C A T Bondの価格は、自然災害や疫病流行の発生または債券の要項に定義される判定ポイントの超過に起因する、C A T Bondの発行体による債務不履行またはその可能性により大幅に下落する可能性があります。

金利変動リスク

一般的に、金利変動リスクは、変動利付債よりも固定利付債の方が高いです。したがって、金利が上昇した場合、固定利付債の価額は、変動利付債よりも減少します。名目金利が上昇するにつれて、ファンドの価値は減少する傾向にあります。名目金利は、実質金利および予想インフレ率の合計として表示されます。

デュレーションが長い固定利付債および変動利付債は、金利の変動の影響を受けやすいため、通常、デュレーションが短い有価証券よりも変動が大きくなります。

C A T Bondについては、変動金利で発行される場合が一般的です。

キーパーソン

管理会社、投資運用会社および副投資運用会社は、ファンドに関する投資戦略の決定をしばしば個人に頼ることがあります。かかる個人を失うことが、組入資産、ひいてはファンドの運用実績を危険にさらす可能性があります。

副投資運用会社への依存

投資対象債券の成功または失敗は、概ね、これらの投資の選択およびそのパフォーマンスの監視における副投資運用会社の判断および能力に依存しています。投資者は、投資対象債券について、関連する経済、財務およびその他の情報を自分自身で評価する機会を持ちません。副投資運用会社が成功するという保証はありません。さらに、副投資運用会社のキーパーソンの死亡、就労不能または退職によって投資対象債券のパフォーマンス、ひいてはファンドのパフォーマンスに悪影響が及ぶ可能性があります。

流通市場の不在

投資者は、受益証券の流動性に関する保証はなく、受益証券の流通市場が形成される予定はないことに留意すべきです。その結果として、受益者が下記「第2 管理および運営 - 2 買戻し手続等」に記載される手続および規制に従った買戻しによってのみ受益証券を処分することができます。関連する買

戻通知日から関連する買戻日までの期間中に受益証券の買戻しを要求する受益者が保有する受益証券の受益証券1口当たり純資産価格の低下のリスクは、その買戻しを要求する受益者が負います。

クラス間の負債

受益証券が複数のクラスで発行されている場合、あるクラスの受益証券の保有者はその他のクラスの資産に関して一切の権利を有しません。しかし、特定のクラスの負債がそのクラスに帰属する資産を上回る場合、ファンドの債権者は受益証券のその他のクラスに帰属する資産に遡及していくことができます。

買戻しにより予期される影響

受益者による多量の受益証券の買戻しがなされる場合、副投資運用会社は、買戻しを賄うための必要な現金を集めるため、ファンドの投資対象を、そうでない場合に要求されるより急速に、望ましくない価格で清算しなければならなくなります。

買戻しの制限

受託会社は、管理会社との協議の後、特定の状況では、下記「第2 管理および運営 - 3 資産管理等の概要 - (1) 資産の評価 - 純資産総額の計算の停止」に記載の通り、純資産総額の決定および受益証券の買戻しを停止することおよび/または受益証券の買戻しを要求した者への買戻しによる受取額の支払期間を延長することができます。管理会社もまた、受託会社との協議の後、買戻日に買戻しすることができる受益証券の合計数を、下記「第2 管理および運営 - 2 買戻し手続等」に記載の通り、管理会社が決定する数量および方法で制限することができます。

決済不履行

受益証券は取引日を基準にして購入することができ、発行されます。ただし、受益証券の申込者は、関連する取引日またはその日から4ファンド営業日以内に購入代金を決済することが求められます。受益証券に関して、万一投資者が期日に購入代金を決済できなかった場合（以下「不履行投資者」といいます。）、管理会社は強制的に決済不履行の対象である不履行投資者の受益証券を無償で買い戻すことができます。不履行投資者が受益証券の購入をした取引日からかかる不履行投資者の受益証券が強制的に無償で買戻しされた日までの期間に、同じクラスの受益証券を購入する投資者および既存の受益者は、不履行投資者の受益証券の購入が受理されなかった場合よりも高額な1口当たりの購入価額を支払うことになる可能性、あるいは、より低額の1口当たりの購入価額を支払うことで利益を得る（その場合、同じクラスの受益証券を保有する既存の受益者は、受益証券の価値に関して、希薄化を経験する）可能性があります。同様に、同じクラスの受益証券をかかっている期間中に買戻しに出した受益者は、決済の不履行が発生しなかった場合より減少した1口当たりの買戻価額を受け取る、あるいは高額な1口当たりの買戻価額を受け取る可能性があります。後者の場合、同じクラスの受益者を有する残りのすべての受益者は、受益証券の価値に関して、希薄化を受けます。決済不履行の場合、発行されたもしくは買戻しされた受益証券の数または購入を行った受益者が支払ったもしくは受け取った1口当たりの購入価額もしくは1口当たりの買戻価額への調整は行われず、結果として、決済の不履行は受益者に悪影響を及ぼす可能性があります。管理会社はまた、不履行投資者が期限内に決済し損ねたことの直接的または間接的な結果として発生した損失に対する補償を得るため、不履行投資者に対して訴訟を起こすことがあります。

受益者はまた、購入が受理された通知後、購入代金が受領される前に、副投資運用会社がファンドの負担でかかる資金の決済を見込んで投資する（以下「事前投資」といいます。）可能性があることに留意すべきです。かかる事前投資は、ファンドの利益になることを意図しています。しかし、決済不履行の場合、ファンドは、損失にさらされる可能性があります。かかる損失は、反対取引の費用（反対取引までの間に市場が不利に変動した可能性がある）だけでなく事前投資の資金を得たファンドの銀行預金口座または関連するファシリティ合意がマイナスになった場合の遅延利息の支払を含みますが、これに限りません。結果として、事前投資に起因するファンドへの損失は、受益証券1口当たり純資産価格に

悪影響を及ぼす可能性があります。管理会社、受託会社、投資運用会社および副投資運用会社のいずれも、かかる損失が発生した場合、責任を負わないものとします。

監査待ちを行わないこと

受益証券の買戻しにおいて、買戻価額は未監査の受益証券1口当たり純資産価格に基づいており、基本信託証書は年次監査によって以前の評価の調整が必要と判断された場合の回収メカニズムを規定していません。したがって、受益者に支払われる買戻しによる受取額は、買戻し価額が監査済み受益証券1口当たり純資産価格に基づいていた場合に受益者が受領していた受取額より高いまたは低い可能性があります。支払われた買戻しによる受取額が、買戻し価額が監査済み受益証券1口当たり純資産価格に基づいていた場合よりも高額である場合、かかる過払いは付随してファンドに悪影響を及ぼす可能性があります。

スタートアップ期間

ファンドは、新規の出資財産の初期投資に関する特定のリスクを招くスタートアップ期間に直面する可能性があります。さらに、スタートアップ期間はまた、ファンドのポートフォリオの1つまたはそれ以上の分散レベルが、完全にコミットされたポートフォリオまたは一群のポートフォリオの中より低い可能性があるという特別なリスクを示します。管理会社または投資運用会社は完全にコミットされたポートフォリオに移行するために様々な手法を採用する可能性があります。これらの方法は、部分的に市場判断に基づいています。これらの方法が成功するという保証はありません。

ヘッジ

投資運用会社は、以下の通貨フォワードを締結することにより、受益者のために外国為替変動リスクをヘッジすることを目指します。

- (a) 米ドル(年2回)クラスについては、投資運用会社は、(米ドル(年2回)クラスの表示通貨である)米ドルと米ドル以外の通貨との間の外国為替変動に対する米ドル(年2回)クラスのエクスポージャーをヘッジすることを目的とした戦略を実施する予定です。通貨フォワードでは、通常、米ドル(年2回)クラスに帰属する純資産総額(未実現の通貨損益を除きます。)における米ドル以外の通貨のエクスポージャーの(可能な範囲で)約100%に等しい金額で、米ドルの買いおよび米ドル以外の通貨の売りが行われます。米ドルの金利が米ドル以外の通貨の金利を下回る場合、金利の差異に相当する金額がヘッジ費用となります。
- (b) 円(年2回)クラスについては、投資運用会社は、(円(年2回)クラスの表示通貨である)日本円と日本円以外の通貨との間の外国為替変動に対する円(年2回)クラスのエクスポージャーをヘッジすることを目的とした戦略を実施する予定です。通貨フォワードでは、通常、円(年2回)クラスに帰属する純資産総額(未実現の通貨損益を除きます。)における日本円以外の通貨のエクスポージャーの(可能な範囲で)約100%に等しい金額で、日本円の買いおよび日本円以外の通貨の売りが行われます。日本円の金利が日本円以外の通貨の金利を下回る場合、金利の差異に相当する金額がヘッジ費用となります。

ファンドのヘッジ取引の成否は、通貨と金利の値動きの方向性に左右されます。ヘッジ戦略に使用される商品の値動きとヘッジ対象のポートフォリオ・ポジションの値動きの相関関係は、程度が異なる場合があります。投資運用会社はヘッジ商品とヘッジ対象の投資通貨との間に完全な相関関係を確立できない場合があります。このように不完全な相関関係のために、投資運用会社は、意図したヘッジを達成できない、もしくは一定のクラスの受益証券の受益者を損失リスクにさらす場合があります。

外国為替取引が行われる市場は変動が大きく、高度に専門化されており、高度な技術が用いられています。こうした市場では、きわめて短期間に、多くの場合数分以内に、重大な変動(流動性および価格の変動を含みます。)が発生することがあります。外国為替取引リスクには、外国為替リスク、金利リスク、外国政府による現地の為替市場、外国投資、または外貨における特定の取引を通じた介入の可能性が含まれますが、これらに限定されません。

為替変動リスク

米ドル（年２回）クラスは米ドル建てです。そのため、ある投資者の金融取引が米ドル以外の一定の通貨または通貨ユニット（日本円を含みます。）（以下「投資者の通貨」といいます。）建てで主として行われる場合、通貨換算に関連した一定のリスクを示します。これらは、為替レートが大きく変動する（米ドルの切り下げまたは投資者の通貨の切り下げを含みます。）、および米ドルまたは投資者の通貨（場合に応じて該当する方）を所轄する当局が為替管理を実施または修正することがあるというリスクを伴います。投資者の通貨が対米ドルで上昇すると、（a）純資産総額および１口当たり純資産価格と同額の投資者の通貨、ならびに（b）支払義務のある分配金（ある場合）と同額の投資者の通貨が下落します。

流動性リスク（ファンドの投資ポートフォリオの流動性）

流動性は、投資運用会社または副投資運用会社がファンドの勘定で投資対象を適宜売却できるかに関連します。流動性の低い有価証券の市場は、流動性が高い有価証券の市場に比べてボラティリティが大きくなるという傾向があります。ファンドの保有資産を流動性が低い有価証券に投資すると、投資運用会社または副投資運用会社は、ファンドの投資対象を自らが希望する価格およびタイミングで処分することが難しくなります。たとえば先物のポジションは、「値幅制限」と称される規制によって一日当たりの先物契約価格の変動が抑制されているため、流動性が低い場合があります。ある特定の先物契約の価格が値幅制限と同じ価格分増減すると、取引業者がその制限価格でまたはその値幅内で取引を行う意図がない限り、先物ポジションは取られないか清算されるおそれがあります。類似の事象によって投資運用会社または副投資運用会社は不利なポジションを速やかに清算することが難しくなり、ファンドの投資対象に損失を負わせるおそれがあります。ある取引所が一定の契約において取引を中止し、ある特定の契約または注文を直ちに清算および決済するように命じた結果、ある特定の契約が清算の目的のためにのみ行われるという可能性もあります。店頭取引についても非流動性リスクが発生します。現在店頭取引契約の規制市場は存在せず、店頭取引ではビッド価格とオファー価格は取引業者によってのみ形成されています。市場性のない有価証券への投資は流動性リスクを伴います。さらに、こうした有価証券は評価が難しく、発行体は規制市場の投資者保護ルールにしたがっていません。

カウンターパーティー・リスク

ファンドは、（それが誠実なものであるかに関わらず）契約条件について争いがありまたは信用もしくは流動性の問題のために、取引の条件に従って取引を決済しないカウンターパーティーにさらされることがあり、そのためファンドが損失を被る可能性があります。かかる「カウンターパーティー・リスク」は、決済を阻害する出来事がある場合、または取引が単一もしくは小さなグループのカウンターパーティーとの間で締結される場合に、満期がより長い契約において増加します。投資運用会社および副投資運用会社はいずれも、特定のカウンターパーティーと取引を行うことまたはその取引の一部もしくは全部を一つのカウンターパーティーに集中させることを制限されていません。それゆえ、ファンドは、取引が規制された取引所に限定されている場合よりも、カウンターパーティーのデフォルトを通じて多額の損失を被るおそれがあります。さらに、投資運用会社および副投資運用会社はいずれも、そのカウンターパーティーの信用度を評価する内部の信用機能を有していない可能性があります。投資運用会社または副投資運用会社のあらゆる数のカウンターパーティーと取引する能力および当該カウンターパーティーの財務的能力の有意義かつ独立した評価の欠如は、ファンドの損失の可能性を高めます。

ファンドは、非上場デリバティブ商品に関連して取引を行うカウンターパーティーの信用リスクにさらされています。これらのカウンターパーティーには、清算機関による決済履行の保証のような、組織的な取引所で当該商品を取引する参加者に適用される保護が与えられません。非上場デリバティブ取引のカウンターパーティーは、一般に認められている取引所ではなく、その取引に参加する特定の会社または企業であり、したがって、投資運用会社または副投資運用会社がファンドに関して当該商品を取引するカウンターパーティーの支払不能、倒産または不履行があった場合、ファンドの大きな損失につながる可能性があります。投資運用会社または副投資運用会社は、ファンドについて、特定のデリバティ

ブ取引に関連する契約に従い、不履行があった場合の契約上の救済方法を受けることができます。ただし、その救済方法は、実行可能な担保またはその他の資産が不足している場合、不十分である可能性があります。

過去、いくつかの著名な金融市場参加者(店頭取引および業者間取引のカウンターパーティーを含みます。)が期限通りに契約上の義務を履行できず、またはもう少しで不履行になることがありました。これは、金融市場に見られる不確実性を高め、予期せぬ政府介入、信用および流動性の収縮、取引および金融取り決めの早期終了ならびに支払いおよび引渡しの停止および不履行につながりました。このような混乱のため、支払能力のある主要なブローカーや金融業者でさえも新たな投資資金の融資を渋るようになり、または以前よりも著しく悪い条件で融資を提供することの原因となりました。カウンターのパーティーが不履行をしないという保証およびファンドが結果的に取引で損失を被らないという保証はありません。

デリバティブ投資

デリバティブは、その価額が単数または複数の原証券、財務上のベンチマーク、通貨、また指数に連動する商品および契約を含みます。投資者はデリバティブを使用することにより、原資産に対するわずかな投資コストで、特定の有価証券、財務上のベンチマーク、通貨、または指数の値動きに対してヘッジまたは投機を行うことが可能となります。デリバティブの価額は原資産の値動きに大きな影響を受けます。したがって、原資産の取引に伴うリスクの多くは、デリバティブ取引にも発生する可能性があります。ただし、デリバティブ取引には多くの他のリスクも伴います。たとえば、多くのデリバティブ取引は、当該取引が行われた時点で支払われたまたは預託された金銭よりもはるかに大きなマーケット・エクスポージャーを提供します。比較的小幅な市場の下落が投資全体の損失につながるだけでなく、ファンドに投資元本を超える損失を発生させるおそれもあります。投資運用会社または副投資運用会社がファンドの勘定で取得したいと考えるデリバティブが、満足のいく条件で特定のタイミングで利用できる、あるいはそもそも利用できるという保証はありません。

デリバティブ商品は、潜在的投資者がファンドに投資を行う前に理解しておくべきリスクを伴います。こうしたリスクには以下があります(ただしこれらに限定されません。)。

変動リスク：デリバティブ商品の価格(先物およびオプション価格を含みます。)は大きく変動します。先渡契約、先物契約およびその他のデリバティブ契約の値動きは、特に金利、需給関係の変化、政府による貿易、財政、金融および為替管理プログラムおよび政策、ならびに国内および国家間の政治および経済イベントおよび政策の影響を受けます。さらに、政府は、一定の市場、特に通貨および金利の先物およびオプションの市場に、直接的および規制によって、随時介入を行います。こうした政府介入は価格に直接的な影響を及ぼすことを意図しており、その他の要因とともに、特に金利変動によって、こうした市場を一斉に同一方向に動かす場合があります。

カウンターのパーティー・リスクに対するエクスポージャー：上記の「カウンターのパーティー・リスク」に記載されたとおり、ファンドは、その勘定で購入された投資対象または契約についてカウンターのパーティーが債務不履行に陥るリスクを伴います。あるカウンターのパーティーによって担保が提供され、ファンドの勘定で保有される場合を除いて、ファンドは当該手続において無担保債権者である可能性が高く、このような状況においては債権の一部しか回収しかできない、またはまったく債権の回収ができないおそれがあります。

法的リスク：取引の特性またはデリバティブ取引を締結するための当事者の行為能力によっては、当該デリバティブ取引が無効となる可能性があり、また本来は行使可能である契約上の権利がカウンターパーティーの支払不能または破産により無効となる可能性があります。

流動性リスク：デリバティブ取引、とりわけ店頭デリバティブ取引は流動性のある流通市場において利益を得られない場合があります。そのため、取引の締結および解約をいつでもまたは当該デリバティブ取引の直近の帳簿価額で行うことができるとの保証はありません。

店頭取引：ファンドのために購入または売却することのできるデリバティブ商品は通常、非上場のものです。上場商品と比較し、店頭商品の場合は債務者の債務不履行リスクが高まり、投資運用会社または副投資運用会社は当該商品につき処分または反対売買を行いにくくなります。加えて、非上場デリバティブ商品については「買値」と「売値」に大きな差が生じる場合があります。さらに非上場デリバティブ商品は上場商品と同様の政府規制を受けず、規制市場において参加者に与えられる保護の多くは当該商品に関しては与えられません。

技術および商品リスク：技術および商品を用いることにより、()ヘッジの対象となる投資対象の価格変動および利益率の変動を予測する能力に対する依存、()ヘッジ商品とヘッジの対象である投資対象または市場セクターとの不完全な相関関係、()商品の利用に必要な技術と商品の選択に必要な技術の相違、ならびに()効果的なポートフォリオ管理または買戻請求に応じる能力についての潜在的な障害を含む、特定の特別なリスクが生じます。

分配

分配によって受益者に対し初期投資額またはその利益が払い戻される場合、それらは純資産総額を減少させることがあります。そのため、資金の保全を求める投資者には、ファンドの投資価値が、資産価値の低下のみならず、分配による受益者に対する資金の払戻しによっても下落することに留意することを強く勧めます。

利益相反

受託会社、管理会社、報酬代行会社、投資運用会社、副投資運用会社、日本における販売会社、管理事務代行会社、保管会社、その各持株会社、持株会社の株主および持株会社の子会社ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社またはファンドのその他の関連当事者(以下「利害関係人」といいます。)は、ファンドとの間の利益相反を引き起こす可能性があるその他の金融、投資またはその他の専門的活動に従事することがあります。これらには、その他ファンドの受託会社、管理会社、報酬代行会社、管理事務代行会社、副管理事務代行会社、保管会社、投資運用会社、副投資運用会社または販売会社として行為することおよびその他のファンドもしくは会社の取締役、役員、顧問または代理人として従事することが含まれます。利害関係人は、当該活動から得た利益に関する説明責任を負わないものとし、利益相反が発生した場合、利害関係人は、状況に応じて、これが公平に解決されるよう努力するものとし、

前述の一般性を制限することなく、利害関係人の役務はファンドに限られるものではなく、各利害関係人は自由にファンドとは異なる別途のファンドを設立すること、またはこれに対してその他の役務を提供すること、その他のミューチュアル・ファンドおよびその他の同様のスキームに対して利害関係人が取り決める条件においてその他のサービスを提供すること、ならびに各自の使用および利益のためにこれらの役務から支払われる報酬またはその他金銭を保持することを自由に行うことができます。ただし、ファンドの運営およびこれに関連する情報は、機密かつファンドに排他的に帰属するものであるとみなされます。投資運用会社は、投資運用会社が他社に同様のサービスを提供する過程、もしくは他の資格において事業をおこなっている過程で、または信託証書に基づく義務を遂行している過程以外のあらゆる方法で、投資運用会社またはその社員もしくは代理人の知るところとなる事実または事柄につき、この事実または事柄を知ったことに起因して受託会社、管理会社もしくはその関連会社にこれを通知または開示する義務を負わないものとし、

適用ある法令に従い、利害関係人(下記(a)項の場合、受託会社を除く。)は、以下のことを行うことができます。

- (a) 受益証券の所有者となり、利害関係人が適切と考える方法で当該受益証券を保有、処分または取引すること。
- (b) 同一または類似の投資がファンドの勘定で保有されとしても、投資における購入、保有および取引を各自の勘定において行うこと。ただし、当該投資が利害関係人もしくは当該利害関係人が助言または管理を行う投資ファンドまたは勘定を通じて購入され、またはこれに対して売却される場合、ファンドは、当該取引が公開市場で成立した場合より悪い状況になることなく、各場合において信頼のおける取引相手方と、取引の時点における同一規模であり、性質上関連する市場において可能な最良の条件に基づいて行われるものとし、疑義を避けるために付言すると、受益者または潜在的な受益者によって特に承認された条件による投資は、当該要件の違反であるとみなされないものとし、
- (c) その証券のいずれかがトラストによって、またはトラストの勘定で保有されている受託会社、管理会社、投資運用会社または受益者もしくは事業体と、契約または金融取引、銀行取引もしくはその他の取引を締結すること、または当該契約もしくは取引に利害関係を有すること。利害関係人は、トラストおよび受益者に対する受託会社、管理会社および投資運用会社の義務に常に従い、当該契約または取引に関して、関連当事者間の関係のみを理由に説明を求められることはありません。
- (d) 利害関係人が、トラストの利益になるか否かによらず、利害関係人が実行するトラストの投資の売買について交渉することに対する手数料および利益を受領すること。受託会社またはその関連会社がファンドもしくはトラストの借入についてバンカー、貸付人もしくは投資家として行為する場合、利害関係人は、かかる資格において、通常の銀行貸付の利益のすべてを保持する権利を有します。

管理会社、投資運用会社、副投資運用会社、報酬代行会社および日本における販売会社は、利益相反につながる利害関係を有する事業体になる可能性があります。さらに、管理会社、投資運用会社、副投資運用会社、報酬代行会社および日本における販売会社ならびにファンドの受託者としての受託会社に対し役務を提供する各関係会社は、これらの立場における受託会社および受益者に対する義務とその他の資格における利害との間の利益相反に直面する可能性があります。このような場合、管理会社、投資運用会社、副投資運用会社、報酬代行会社および日本における販売会社ならびにファンドの受託者としての受託会社に役務を提供する各関係会社は、各自の都合により、利益相反を解決することができます。さらに、管理会社、投資運用会社、副投資運用会社、報酬代行会社および日本における販売会社ならびに各関連会社は、組入資産に含まれる原資産に関してプライム・ブローカーとしての役割を果たすことができます。

リスクに対する管理体制

管理会社では、運用リスクの状況について、ファンドの投資制限、投資ガイドライン、運用方針に沿ったものであることをチェックします。

<投資運用会社のリスク管理体制>

投資運用会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。

法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。

これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しています。

<副投資運用会社のリスク管理体制>

副投資運用会社のリスク管理体制は、担当運用部がポートフォリオのリスク特性を日々モニターし、その状況が適切かどうかについて確認しています。

運用ガイドラインの遵守状況については、担当運用部が自主管理を行うと同時に、運用部門から独立した立場にある執行・管理部門がその適切性をモニターしています。仮にガイドラインの逸脱、またはそのおそれのある場合には、コンプライアンス・オフィサーへ連絡するとともに、速やかに是正措置をとる体制としています。

また、これらの内容については、必要に応じて随時、または定期的に親会社に報告されます。

■ 参考情報

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。

米ドル(年2回)クラス

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資1口当たり純資産価格の推移



- ※純資産価格は1口当たりの値です。
- ※米ドル(年2回)クラスの年間騰落率は、基準通貨である米ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
- ※分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(課税前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの
騰落率の比較



- ※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。ただし、ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数について>

- 日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込)
- 先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(米ドルベース)
- 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)
- 日本国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(米ドルベース)
- 先進国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(米ドルベース)
- 新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(米ドルベース)

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しております。

※上記指数は、FactSet Research Systems Inc. (FactSet Research Systems Inc.は、東証株価指数(TOPIX)(配当込)を株式会社東京証券取引所から、MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(米ドルベース)をMSCI INC. から、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(米ドルベース)をMSCI INC. から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(米ドルベース)をJPMorgan Chase & Co.から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(米ドルベース)をJPMorgan Chase & Co.から、JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド(米ドルベース)をJPMorgan Chase & Co. から、それぞれ取得しているとのことです。なお、各指数に係る著作権、知的財産等の一切の権利は当該指数開発者等に帰属しております。)より取得しています。当ファンドおよびクレディ・スイスは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、その騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

円(年2回)クラス

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資1口当たり純資産価格の推移

※純資産価格は1口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(課税前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの
騰落率の比較

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。ただし、ファンドは直近1年間の騰落率が5年分ないため、設定日以降算出できる値を使用しています。すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数について>

日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株・・・MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(円ベース)

新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(円ベース)

日本国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(円ベース)

先進国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(円ベース)

新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド

※新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより円換算しております。

※上記指数は、FactSet Research Systems Inc.(FactSet Research Systems Inc.は、東証株価指数(TOPIX)(配当込)を株式会社東京証券取引所から、MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込)(円ベース)をMSCI INC. から、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(円ベース)をMSCI INC. から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(日本)(円ベース)をJPMorgan Chase & Co.から、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス(除く日本)(円ベース)をJPMorgan Chase & Co.から、JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイドをJPMorgan Chase & Co. から、それぞれ取得しているとのことです。なお、各指数に係る著作権、知的財産等一切の権利は当該指数開発者等に帰属しております。)より取得しています。当ファンドおよびクレディ・スイスは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、その騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

購入金額に3.30%(税抜3.00%)の率を乗じて得た額を上限として販売会社が個別に定める額とします。

申込手数料は、購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価として、投資者が購入時に日本における販売会社に対して支払います。

(2)【買戻し手数料】

買戻し手数料はかかりません。

(3)【管理報酬等】

管理会社報酬

管理会社は、報酬代行会社報酬(以下に定義します。)から毎月後払いされる運用報酬として、年間5,000米ドルを受け取る権利を有します。

受託会社報酬

受託会社は、受託会社を代理する管理事務代行会社によって、ファンドの資産から毎年前払いされる10,000米ドルの年間固定報酬を受け取る権利を有します。受託会社はまた、業務の遂行に伴い適切に発生した全ての負担した経費に関してファンドの資産から支払いを受ける権利を有します。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、()各受益証券クラスにつき1ヶ月当たり350米ドルおよび各受益証券クラスの取引につき20米ドルの登録・名義書換代行報酬、()各評価日(以下に定義します。)に発生し計算される、純資産総額の年率0.08%に相当する管理事務代行報酬(最低年額65,000米ドル)ならびに()各受益証券クラスにつき毎年10,000米ドルの受益証券クラス手数料を、受託会社によりファンドの資産から毎月後払いで報酬を受け取る権利を有します。管理事務代行会社はまた、業務の遂行に伴い適切に発生した全ての負担した経費に関して、受託会社によりファンドの資産から支払いを受ける権利を有します。

保管会社報酬

保管会社は、保管業務の提供に対して、ファンドの資産から毎月後払いで、日次で発生し、各評価日時点で計算される、()各月末時点で保有する証券の年率0.02%(ユーロ市場)および年率0.01%(米国市場)ならびに()英文目論見書補遺の別紙に別途規定されるその他の報酬(最低年額12,000米ドル)の報酬を受け取る権利を有します。保管会社はまた、業務の遂行に伴い適切に発生した全ての負担した経費に関してファンドの資産から支払いを受ける権利を有します。

販売報酬

販売会社は、日次で発生し、各評価日時点で計算され毎月後払いされる米ドル(年2回)クラスおよび円(年2回)クラスの純資産総額の年率0.60%に相当する報酬(以下「販売報酬」といいます。)を受け取る権利を有します。米ドル(年2回)クラスおよび円(年2回)クラスに関する販売報酬は米ドルにて支払われるものとします。販売報酬の当初計算期間は、2017年9月28日(以下「設定日」といいます。)に開始し、当該設定日を含みます。販売報酬は、管理会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

代行協会員報酬

代行協会員は、日次で発生し、各評価日時点で計算され毎月後払いされる米ドル（年2回）クラスおよび円（年2回）クラスの純資産総額の年率0.05％に相当する報酬（以下「代行協会員報酬」といいます。）を受け取る権利を有します。米ドル（年2回）クラスおよび円（年2回）クラスに関する代行協会員報酬は米ドルにて支払われるものとします。代行協会員報酬の当初計算期間は、設定日に開始し、当該設定日を含みます。代行協会員報酬は、管理会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。代行協会員はまた、その業務の履行に際し適切に負担した自己負担額全額について、ファンドの資産から払い戻しを受ける権利を有します。

報酬代行会社報酬

報酬代行会社は、日次で発生し、各評価日時点で計算される純資産総額の年率0.12％の報酬（以下「報酬代行会社報酬」といいます。）を受領する権利を有します。報酬代行会社報酬は、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

報酬代行会社は、ファンドの一定の継続的および運用に関わるコストおよび費用を支払う責任を有します。通常経費には、管理会社報酬および報酬代行会社の合理的な判断において通常のコストおよび費用であると決定される、以下のコストおよび費用（以下「通常経費」といいます。）を含みます。

- （ ）監査報酬および諸費用には含まれない監査費用。
- （ ）ファンドまたはトラストについて政府機関および諸官庁に支払う年額料金、かつ
- （ ）保険料（ある場合）。

疑義を避けるために付言すると、報酬代行会社は、管理事務代行報酬、保管会社報酬、投資運用会社報酬、副投資運用会社報酬、監査報酬、販売報酬、代行協会員報酬、受託会社報酬、設立費用および証券取引に関わるブローカー報酬、有価証券の購入・処分に関する税金、訴訟または補償費用、投資者サービスおよび受益者集会、確認、会計報告その他の報告、代理人に関わる通信費、英文目論見書、英文目論見書補遺、日本の法令に従って作成される有価証券届出書、有価証券報告書、通知および委任状、ならびにこれに類するその他の募集書類に関わる費用、当該文書の作成、印刷、翻訳、および交付に関わる費用、有価証券の購入・処分に関する税金、リーガルコストまたは補償費用、ライセンス供与ならびに通常は発生しないその他の臨時費用および諸費用の支払いには、責任を負いません。ファンドが負担するその他の費用は、別段の定めがない限り、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。

通常経費のうち、報酬代行会社報酬でのカバーを上回る金額は、報酬代行会社が支払う義務を負います。通常経費の支払後の残額については、報酬代行会社がファンドについて報酬代行会社として行なうことの報酬として保持します。

報酬代行会社報酬は、1年を365日とした日割計算により計算され、当初の期間のみについては設定日、その他の期間については毎四半期の最終日（以下それぞれ「報酬計算日」といいます。）（同日を含みます。）から、最終の期間以外のすべての期間については次回の報酬計算日、最終期間については最終買戻日または当該日が評価日ではない場合直前の評価日（以下「最終評価日」といいます。）（同日を含みます。）までに発生する金額が四半期ごとに後払いされます。

疑義を避けるために付言すると、最終評価日が報酬計算日ではない場合、最終発生期間は、最終評価日に終了するものとします。

報酬代行会社報酬は、各報酬計算日および最終評価日から10国内営業日後までに支払われます。

投資運用会社報酬

投資運用会社は、日次で発生し、各評価日時点で計算され、毎四半期に後払いされる、純資産総額の年率の0.70％の報酬（以下「投資運用会社報酬」といいます。）を受け取る権利を有します。投資運用会社報酬は、受託会社の代理として管理事務代行会社によってファンドの資産から支払われます。投資運用会社は、投資運用会社報酬の中から、純資産総額の年率0.50％に設定され、日次で発生し各評価日に計算される副投資運用会社報酬を支払う義務を有します。

副投資運用会社報酬

副投資運用会社は、投資運用会社報酬(上記に定義されます。)から、純資産総額の年率0.50%の報酬(以下「副投資運用会社報酬」といいます。)を受け取る権利を有します。

副投資運用会社報酬については、投資運用会社が、投資運用会社報酬の中から副投資運用会社に支払う義務を有します。

2019年8月31日に終了した会計期間における上記の各手数料は以下のとおりです。

報酬代行会社報酬	58,968米ドル
受託会社報酬	10,400米ドル
投資運用会社報酬	344,647米ドル
保管会社報酬	13,304米ドル
管理事務代行報酬	73,877米ドル
販売報酬	295,480米ドル
代行協会員報酬	24,624米ドル

(4)【その他の手数料等】

設立費用

設立費用は、以下を含みます。

- () 米ドル(年2回)クラスおよび円(年2回)クラスの発行に関わる募集費用(各受益証券クラスに関する募集書類の作成および提出に関する手数料、ならびにかかる書類の作成、印刷、翻訳および交付に関する費用を含みますが、これに限りません。)および各受益証券クラスの販売に関わる手数料(もしあれば)、ならびに
- () 当初発生したものを除く、ファンドの設立および各受益証券クラスの募集に関わるその他の費用。

上記()および()に関する費用および経費は、受託会社の代理として、管理事務代行会社によってファンドの資産から、3会計年度で分割して支払われます。

監査報酬

監査人は、監査業務の提供に対して報酬を受け取る権利を有します。監査報酬は、受託会社の代理として、管理事務代行会社によりファンドの資産から毎年支払われるものとします。

その他の費用・手数料につきましては、運用状況等により変動するものであり、事前に料率および上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することが出来ません。

2019年8月31日に終了した会計年度中のその他の手数料は121,452米ドルです。

(5)【課税上の取扱い】

受益証券の投資者になろうとする者は、その設立地や住居地の法律における、受益証券の購入、保有、買戻し、償還、譲渡、売却その他の処分に伴う税金等の取扱いについて専門家に相談することが推奨されます。

日本

2020年2月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (2) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315% (所得税15.315%、住民税 5 %) の税率による源泉徴収が日本国内で行われます (2038年 1 月 1 日以後は20% (所得税15%、住民税 5 %) の税率となります。)。日本の個人受益者は、申告不要とすることも、配当所得として確定申告することもできます。申告不要を選択せず、確定申告を行う場合、総合課税または申告分離課税を選択することになります。申告分離課税を選択した場合、20.315% (所得税15.315%、住民税 5 %) の税率が適用されます (2038年 1 月 1 日以後は20% (所得税15%、住民税 5 %) の税率となります。)。
- なお、申告分離課税を選択した場合、一定の条件のもとでは、その年分の他の上場株式等 (租税特別措置法に定める上場株式等をいい、一定の公社債や公募公社債投資信託等を含みます。以下本 において同じです。) の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前 3 年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失 (前年以前に既に控除したものを除きます。) の控除が可能です。
- (4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われます (2038年 1 月 1 日以後は15%の税率となります。)。
- (5) ファンド証券の売買および買戻しに基づく損益については、日本の個人受益者の売買および買戻しに基づく損益も課税の対象となります。譲渡損益における申告分離課税での税率は20.315% (所得税15.315%、住民税 5 %) (2038年 1 月 1 日以後は20% (所得税15%、住民税 5 %) の税率となります。) であり、一定の条件のもとに、その年分の他の上場株式等の譲渡による所得および申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等との損益通算のほか、その年の前年以前 3 年内の各年に生じた他の上場株式等の譲渡損失 (前年以前に既に控除したものを除きます。) の控除が可能です。
- 源泉徴収選択口座における譲渡による所得について申告不要を選択したときは、20.315% (所得税15.315%、住民税 5 %) (2038年 1 月 1 日以後は20% (所得税15%、住民税 5 %) の税率となります。) の税率で源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

(6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、償還益については、(5) と同様の取扱いとなります。

(7) 個人であるか法人であるかにかかわらず、分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

税制等の変更により上記に記載されている取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現在の法律に基づき、ファンドまたは受益者に対する一切の所得税、法人税、キャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税もしくは源泉徴収税を課しません。ケイマン諸島は、(トラストに係る受託会社へなされるすべての支払いまたは受託会社が行うすべての支払いに適用される) いかなる国との二重課税回避条約の当事国でもありません。本書提出日付現在、ケイマン諸島には一切の為替管理が存在しません。

受託会社は、トラストの設立日より50年間、所得、資本資産、利得または増収に課される一切の遺産税または相続税の性質を有する一切の税金を課税する今後制定されるケイマン諸島の一切の法律が、トラストに含まれる一切の資産もしくはトラストから発生する所得に対し、またはかかる資産もしくは所得に関し、受託会社または受益者に適用されない旨の誓約を、ケイマン諸島信託法第81条に基づき、ケイマン諸島総督から受領しています。ケイマン諸島では、受益証券の譲渡、買戻しまたは償還について一切の印紙税は課されません。

5【運用状況】

管理会社が管理するファンドの運用状況は次のとおりです。

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

米ドル（年2回）クラス

（2019年12月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
債券	バミューダ	12,421,812.67	72.6
	ケイマン諸島	3,178,665.64	18.6
	アイルランド	999,683.80	5.8
	英国	407,523.57	2.4
	シンガポール	137,045.69	0.8
	その他	1,216,321.84	7.1
	小計	18,361,053.21	107.4
現金・預金・その他資産（負債控除後）		- 1,258,476.18	- 7.4
純資産総額		17,102,577.03 (約1,873,758,339円)	100.00

円（年2回）クラス

（2019年12月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
債券	バミューダ	1,134,396,388	56.4
	ケイマン諸島	290,285,075	14.4
	アイルランド	91,294,058	4.5
	英国	37,216,249	1.8
	シンガポール	12,515,414	0.6
	その他	111,078,080	5.5
	小計	1,676,785,265	83.3
現金・預金・その他資産（負債控除後）		335,009,616	16.7
純資産総額		2,011,794,881	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（2019年12月末日現在）

順位	銘柄	国名	種類	利率	償還期限	保有数	簿価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率 （％）
							単価	金額	単価	金額	
1	GALILEO RE L 9.22825 06NOV20 144A F	バミューダ	社債	変動利付債	2020/11/6	15,000	100.00	1,500,000.00	99.07	1,486,031.25	4.2%
2	RESIDENTIAL RE 0.0 06DEC24 144A FRN	ケイマン	社債	変動利付債	2024/12/6	12,500	100.00	1,250,000.00	98.32	1,228,968.75	3.5%
3	NORTHSHORE RE 0.0 06JUL20 144A FRN	バミューダ	社債	変動利付債	2020/7/6	10,000	100.35	1,003,549.53	100.71	1,007,050.00	2.8%
4	ARMOR RE II LT 0.0 08JUN23 144A FRN	バミューダ	社債	変動利付債	2023/6/8	10,000	100.00	1,000,000.00	100.43	1,004,275.00	2.8%
5	METROCAT RE LT 0.0 08MAY20 144A FRN	バミューダ	社債	変動利付債	2020/5/8	10,000	100.19	1,001,906.49	100.33	1,003,300.00	2.8%

6	CAELUS RE IV L 0.0 06MAR24 144A FRN	ケイマン	社債	変動利付債	2024/3/6	10,000	100.36	1,003,582.94	100.28	1,002,750.00	2.8%
7	TAILWIND RE LT 0.0 08JAN25 144A FRN	バミューダ	社債	変動利付債	2025/1/8	10,000	100.00	1,000,000.00	100.25	1,002,487.50	2.8%
8	QUEEN STR XI 6.99488 08APR22 144A F	アイルランド	社債	変動利付債	2022/4/8	10,000	100.20	1,002,003.12	99.87	998,712.50	2.8%
9	INTERNATIONA 8.71263 15JUL21 144A F	国際機関	社債	変動利付債	2021/7/15	10,000	100.23	1,002,252.27	99.80	997,962.50	2.8%
10	RESIDENTIAL RE 0.0 06DEC24 144A FRN	ケイマン	社債	変動利付債	2024/12/6	10,000	100.00	1,000,000.00	99.34	993,362.50	2.8%
11	KILIMANJARO 8.063 20APR21 144A FRN	バミューダ	社債	変動利付債	2021/4/20	10,000	100.90	1,009,048.93	99.32	993,187.50	2.8%
12	URSA RE LTD 0.0 27MAY20 144A FRN	バミューダ	社債	変動利付債	2020/5/27	10,000	100.12	1,001,201.88	99.17	991,687.50	2.8%
13	GALILEI RE L 8.66063 08JAN24 144A F	バミューダ	社債	変動利付債	2024/1/8	10,000	100.80	1,008,038.04	99.07	990,650.00	2.8%
14	RIVERFRONT RE 0.0 15JAN21 144A FRN	バミューダ	社債	変動利付債	2021/1/15	10,000	100.42	1,004,165.73	98.92	989,183.33	2.8%
15	SANDERS RE L 4.59125 06DEC21 144A F	バミューダ	社債	変動利付債	2021/12/6	10,000	100.02	1,000,187.13	97.99	979,925.00	2.8%
16	SANDERS RE LTD 0.0 07APR22 144A FRN	バミューダ	社債	変動利付債	2022/4/7	10,000	100.00	1,000,000.00	92.43	924,266.67	2.6%
17	RESIDENTIAL RE 0.0 06JUN24 144A FRN	ケイマン	社債	変動利付債	2024/6/6	10,000	99.31	993,113.56	90.25	902,500.00	2.5%
18	ALAMO RE LTD 0.0 07JUN24 144A FRN	バミューダ	社債	変動利付債	2024/6/7	7,500	100.00	750,000.00	99.92	749,409.38	2.1%
19	URSA RE LTD 0.0 10DEC20 144A FRN	バミューダ	社債	変動利付債	2020/12/10	7,500	100.00	750,000.00	99.27	744,496.88	2.1%
20	KILIMANJARO 6.80313 05MAY26 144A FR	バミューダ	社債	変動利付債	2026/5/5	7,500	100.00	750,000.00	96.59	724,406.25	2.0%
21	SD RE LTD 5.80588 19OCT28 144A FRN	バミューダ	社債	変動利付債	2028/10/19	7,500	100.00	750,000.00	95.65	717,365.63	2.0%
22	FRONTLINE RE L 0.0 06JUL26 144A FRN	バミューダ	社債	変動利付債	2026/7/6	7,500	100.00	750,000.00	82.23	616,725.00	1.7%
23	HEXAGON REINS 6.66 17JAN25 144A FRN	アイルランド	社債	変動利付債	2025/1/17	5,000	117.30	586,475.18	99.47	558,275.12	1.6%
24	FLOODSMART RE 0.0 06AUG24 144A FRN	バミューダ	社債	変動利付債	2024/8/6	5,000	100.00	500,000.00	101.44	507,200.00	1.4%
25	TAILWIND RE LT 0.0 08JAN25 144A FRN	バミューダ	社債	変動利付債	2025/1/8	5,000	100.00	500,000.00	100.38	501,887.50	1.4%
26	SANDERS RE L 4.82438 05JUN20 144A F	バミューダ	社債	変動利付債	2020/6/5	5,000	100.17	500,837.94	100.33	501,658.33	1.4%
27	URSA RE LTD 0.0 10DEC26 144A FRN	バミューダ	社債	変動利付債	2026/12/10	5,000	100.00	500,000.00	100.32	501,583.33	1.4%
28	VITALITY RE IX 0.0 10JAN23 144A FRN	ケイマン	社債	変動利付債	2023/1/10	5,000	100.00	500,000.00	100.08	500,381.25	1.4%
29	GALILEO RE L 19.22825 06NOV20 144A	バミューダ	社債	変動利付債	2020/11/6	5,000	100.00	500,000.00	99.68	498,393.75	1.4%
30	INTERGRITY R 5.7395 10JUN27 144A FR	バミューダ	社債	変動利付債	2027/6/10	5,000	100.00	500,000.00	99.35	496,762.50	1.4%

【投資不動産物件】

該当事項ありません（2019年12月末日現在）。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項ありません（2019年12月末日現在）。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

第 1 会計年度末、第 2 会計年度末および2019年 1 月末日から2019年12月末日までの期間における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

米ドル(年 2 回)クラス

	純資産総額		1 口当たり純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
第 1 会計年度末 (2018 年 8 月末日)	32,797,257.03	3,593,267.48	9.98	1,093
第 2 会計年度末 (2019 年 8 月末日)	23,355,259.10	2,558,802.19	10.07	1,103
2019 年 1 月末	29,033,645.81	3,180,926.23	10.04	1,100
2019 年 2 月末	29,042,651.34	3,181,912.88	10.07	1,103
2019 年 3 月末	25,402,935.65	2,783,145.63	10.05	1,101
2019 年 4 月末	25,211,144.18	2,762,132.96	10.01	1,097
2019 年 5 月末	25,001,706.62	2,739,186.98	9.97	1,092
2019 年 6 月末	25,177,828.35	2,758,482.87	10.04	1,100
2019 年 7 月末	24,997,771.33	2,738,755.83	10.11	1,108
2019 年 8 月末	23,355,259.10	2,558,802.19	10.07	1,103
2019 年 9 月末	22,585,874.40	2,474,508.40	10.28	1,126
2019 年 10 月末	22,366,874.61	2,450,514.78	10.37	1,136
2019 年 11 月末	21,938,109.62	2,403,539.29	10.28	1,126
2019 年 12 月末	17,102,577.03	1,873,758.34	10.34	1,133

円(年2回)クラス

	純資産総額	1口当たり純資産価格
	円	円
第1会計年度末 (2018年8月末日)	2,674,545,379	9,780
第2会計年度末 (2019年8月末日)	2,119,499,313	9,626
2019年1月末	2,365,861,606	9,737
2019年2月末	2,370,695,965	9,757
2019年3月末	2,295,700,427	9,727
2019年4月末	2,281,395,309	9,667
2019年5月末	2,152,814,017	9,602
2019年6月末	2,163,028,363	9,647
2019年7月末	2,152,740,969	9,689
2019年8月末	2,119,499,313	9,626
2019年9月末	2,057,659,847	9,822
2019年10月末	2,059,147,847	9,878
2019年11月末	2,018,846,001	9,778
2019年12月末	2,011,794,881	9,793

【分配の推移】

2017年9月28日から2019年10月4日までの期間における分配の推移は次のとおりです。

(1口当たり、税引前)

	米ドル(年2回)クラス		円(年2回)クラス
	米ドル	円	円
2018年4月5日	-	-	-
2018年10月4日	0.05	5.55	20
2019年4月3日	0.02	2.19	-
2019年10月4日	0.01	1.10	-
設立時からの総額 (2017年9月28日～2019年10月4日)	0.08	8.76	20

(注) 円貨への換算は、対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、小数点第3位を四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。

【収益率の推移】

2017年9月28日から2019年8月末日までの期間における収益率の推移は次のとおりです。

期間	収益率（％）	
	米ドル（年2回）クラス	円（年2回）クラス
第1会計年度末 （2017年9月28日～2018年8月末日）	- 0.20%	- 2.20%
第2会計年度末 （2018年9月1日～2019年8月末日）	1.60%	- 1.37%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) \div b$

a = 各会計年度末日の1口当たりの純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該会計年度の直前の会計年度の末日における受益証券1口当たりの純資産価格

第1会計年度については受益証券1口当たりの当初発行価格

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

期間	収益率（％）	
	米ドル（年2回）クラス	円（年2回）クラス
2017年9月28日～2017年12月29日	- 2.70%	- 2.94%
2018年1月1日～2018年12月31日	2.57%	- 0.29%
2019年1月1日～2019年12月31日	4.43%	1.40%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) \div b$

a = 暦年末の1口当たりの純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当期直前の期間の最終日の1口当たりの純資産価格

2017年の場合、受益証券1口当たり当初発行価格

（参考情報）

■ 基準価額および純資産の推移

<米ドル(年2回)クラス>

(設定日(2017年9月28日)～2019年12月末日)



<円(年2回)クラス>

(設定日(2017年9月28日)～2019年12月末日)



(注) 3月末及び9月末の1口当たり純資産価格は、既に翌月の分配日における分配金が支払われたものとして計算されています。以下同じです。

■ 収益率の推移

<米ドル(年2回)クラス>



<円(年2回)クラス>



(注) 収益率(%)=100×(a-b)÷b

a=暦年末の1口当たりの純資産価格+当該期間の分配金の合計額

b=当期直前の期間の最終日の1口当たりの純資産価格

2017年の場合、受益証券1口当たりの当初発行価格

(4) 【販売及び買戻しの実績】

2017年9月28日から2019年8月31日までの期間における販売および買戻しの実績ならびに各年11月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

		販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度 (2017年9月28日 ～2018年8月31日)	米ドル(年2回) クラス	3,287,246.637 (3,287,246.637)	0 (0)	3,287,246.637 (3,287,246.637)
	円(年2回) クラス	284,478.038 (284,478.038)	11,000.024 (11,000.024)	273,478.014 (273,478.014)
第2会計年度 (2018年9月1日 ～2019年8月31日)	米ドル(年2回) クラス	79,622.471 (79,622.471)	1,046,908.446 (1,046,908.446)	2,319,960.662 (2,319,960.662)
	円(年2回) クラス	0 (0)	53,287.337 (53,287.337)	220,190.677 (220,190.677)

(注) () の数字は本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1) 海外における販売手続等

受益証券は、小数点第3位で発行され、0.0005は切り上げられる。ファンドについて、米ドル(年2回)クラスと円(年2回)クラスとの間のスイッチング取引は認められていません。

設定日後、各クラスの受益証券は、最低募集に基づき、各取引日に、投資者による募集に供されません。

また、各クラスの受益証券は、関連する取引日の直前の評価日の評価時点における、該当する受益証券クラスの1口当たり純資産価格(以下「購入価額」といいます。)で供され、当該価格はスイング・プライシング調整に基づき調整されることがあります。

「評価日」とは、毎月の最終計算日をいいます。

「計算日」とは、ニューヨーク証券取引所が取引を行っている日でかつニューヨークの商業銀行が営業している日(土曜日および日曜日を除きます。)、および/またはファンドについて管理会社が随時決定することができるその他の日をいいます。

「評価時点」とは、各評価日の午後4時(ロンドン時間)です。ただし、投資対象債券については、各月の最終計算日の価格または当該価格が得られない場合は各月の最終計算日または管理会社がファンドについて随時決定することができるその他の時間までに得られる最新の価格に基づき評価されます。

米ドル(年2回)クラスについては、最低100,000米ドル以上0.01米ドル単位または管理会社がその裁量で決定する数値で受益証券を募集することができます。円(年2回)クラスについては、最低10,000,000円以上1円単位または管理会社がその裁量で決定する数値で受益証券を募集することができます。

関連するクラスの受益証券の購入を希望する投資者は、管理事務代行会社に、記入済みの申込書(およびあらかじめ用意されていない場合は、申込書に記載されるかかる申込者の身元を証明する書類および購入代金の送金先)を関連する取引日の直前の購入通知日の午後6時(東京時間)まで、または管理会社が独自の裁量で決定するその他の時間または日付までに受領するように送付しなくてはなりません。不十分な申込書は、管理会社の裁量により、記入済み申込書の受理後の最初の取引日まで持ち越され、関連するクラスの受益証券はその後、関連する取引日の直前の評価日の評価時点におけるスイング・プライシング調整に基づき調整されうる該当する1口当たり純資産価格で発行されます。購入通知日とは、2017年10月の第10暦日以降の各月の10暦日目または当該日がファンド営業日でない場合はその直後のファンド営業日または管理会社が決定することのできるその他の日をいいます。スイング・プライシング調整とは、申込投資者または買戻受益者が、いずれかの取引日または買戻日において受益証券を申込みまたは買い戻せる1口当たり純資産価格の上方または下方修正を言います(詳細は、下記「3 資産管理等の概要 - (1) 資産の評価 - 純資産総額の計算」をご参照ください。)。

購入代金は、関連する取引日から4ファンド営業日目に、申込者名義の口座からファンドの口座へ現金決済により電信送金で全額送金されなければなりません。米ドル(年2回)クラスに関しては、支払いは米ドルでなければなりません。円(年2回)クラスに関しては、支払いは円貨でなければなりません。立替払いは認められません。

一般

全ての申込書は、申込書に記載されたファックス番号を利用し、管理事務代行会社にファックスで送付されます。加えて、当初募集に関連する申込書の原本は、国際宅配便で管理事務代行会社にザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン シンガポール支店宛で送付されます。オペレーション上、利用可能になり次第、募集は、ファンドセトルのような電子トレーディングプラットフォームを通じて行うことができます。

受益証券への申込者は、とりわけ、ファンドへの投資のリスクを評価するための知識、専門性および金融に関する事柄の経験を有すること、ファンドの投資資産への投資およびそれらの資産が保有および／または取引される方法に内在するリスクを認識していること、ならびにファンドへの投資全部の損失を負担することができることを申込書において表明および保証しなければなりません。

受益証券は、該当する場合は設定日または関連する取引日に発行されます。

受益証券の申込者は、受託会社、管理事務代行会社、管理会社もしくは正式に権限が与えられた取次人または代理人のいずれも、ファックスあるいは別の方法で送付された申込書の判読の難しさもしくは不受理の結果として生じた損害または正式に権限を与えられた者に署名されたと信じられた指示の結果として講じられた措置によって生じた損害の責任を負わないことに留意して下さい。

管理会社は、その独自の裁量で全体または一部の受益証券購入の申込みを拒否する権利を留保し、取引日に発行されたが上記の記入済み申込書および支払いが期日内に受理されなかった受益証券を、無償で強制的に買い戻すことができます。特に、支払いが上記の適用される支払期日までに全額決済資金で受領されなかった場合、管理会社は（受託会社との協議の後、）（申込者の期日支払いの不履行に関する権利に影響を与えることなく）かかる申込者に発行された受益証券の購入代金に関して、無償で強制的に買い戻すことができます。かかる強制買戻しの際に、かかる受益証券の申込者は、これに関して管理会社または受託会社に対して申立てを行う権利を有さないものとします。ただし、（ ）かかる受益証券のかかる強制買戻しの結果として、純資産総額または受益証券1口当たり純資産価格の以前の計算は再開または無効にされないものとし、および（ ）管理会社は、かかる申込者にファンドの名義で、管理会社、受託会社および／または申込者の関連する決済期日までの支払いの不履行に関係すると管理会社が判断するその他の受益者が被った損失を補償するために、管理会社が随時決定する強制買戻手数料を請求する権利を有します。かかる損失には、かかる申込みに関連して行われた事前投資に起因する損失を含みますが、これに限りません。管理会社は、全体または一部における絶対的な裁量権で受益証券への申込みを拒否することを決定することができますが、その場合、申込みの際に支払われた額またはその残高（場合による）は、可能な限り速やかに、かつ、申込者のリスクと費用で、（無利息で）返還されます。

マネー・ロンダリング防止のための法令を遵守するため、受託会社はアンチ・マネー・ロンダリング手続を採用および維持する事が必要であり、受益証券の申込者に身元および購入代金の支払いの出所を証明するための証拠を提供することを求めることができます。受託会社はまた、許可を受け、特定の条件に従う場合には、管理事務代行会社にアンチ・マネー・ロンダリング手続（デュー・デリジェンス情報の取得を含みます。）の維持を委託することができます。

受託会社またはその代理人は、受益証券の申込者（または譲受人）の身元および購入代金の支払いの出所を証明するために必要な情報を請求する権利を留保します。事情が許せば、受託会社またはその代理人は、随時改正されるケイマン諸島マネー・ロンダリング防止規則（2020年改正）またはその他の適用法の下で免除の適用がある場合は完全なデュー・デリジェンスを要求しないで納得することができます。

申込者側に証明を目的として要請された情報の提示の遅延または不履行があった場合、受託会社、管理会社またはいずれかの代理人は申込みの受理を拒否することができます。この場合、受領した資金は、引き落としが行われた口座に無利息で返却されます。

受託会社、管理会社またはその代理人はまた、かかる受益者への買戻金または分配金の支払いが適用法令に違反する可能性があるとする疑いまたは助言を受けた場合もしくはかかる拒否が受託会社、管理会社または管理事務代行会社の適用法令の遵守を保証するために必要または適切とみなされる場合、受益者に対して買戻金または分配金を支払うことを拒否する権利を留保します。

ケイマン諸島内の者で、ある者が犯罪行為に関わっているまたはテロもしくはその特性を持つものに関与していると知っているもしくは疑っているまたはいずれかへの合理的な理由があり、その知識または疑いに関する情報が規制されたセクターでの事業(ケイマン諸島犯罪収益に関する法律(2020年改正)およびケイマン諸島テロリズム法(2018年改正)に定義されます。)またはその他の取引、職業、事業もしくは雇用の中で目に留まるようになった場合、その者はかかる情報または疑いを()犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関する開示の場合は犯罪収益に関する法律(2020年改正)に従いケイマン諸島フィナンシャル・レポーティング・オーソリティまたは()テロへの関与もしくはテロへの資金調達に関する開示の場合はテロリズム法(2018年改正)に従い巡査またはそれより上級の警察官に報告しなくてはなりません。かかる報告は、秘密漏洩または法律あるいはその他により課せられた情報開示の制限への違反として扱われないものとします。

購入により、申込者は、受託会社、管理会社、販売会社および管理事務代行会社による、ケイマン諸島およびその他の法域内でのマネー・ロンダリングおよび類似の事柄に関連する請求に応じた、監督官およびその他に対する申込者に関する全ての情報の開示に同意します。

記入済みの申込書が管理事務代行会社に一旦受理されると、管理会社が受託会社との協議後一般的にまたは特殊な場合において決定しない限り、取消不能です。管理事務代行会社は、記入済みの申込書の原本および購入代金に関する決済資金ならびに申込者の身元および購入代金の出所を証明するために必要な全ての書類の受領を条件として、受理された申込者に対し、権利が帰属することの確認書を発行します。管理事務代行会社が確認書を発行する前に申込者の追加情報を必要とすると判断した場合は、管理事務代行会社は申込者に通知し、必要な情報を要請します。

全ての受益証券は、登録受益証券です。受益者の資格は、受益証券ではなくファンドの受益者名簿により証明されます。

受益証券は、1933年米国証券法(「証券法」)(その後の改正を含む。)に基づいて登録されておらず、登録される予定はありません。また、いずれかの適用する州法に基づいて適格性を有するものでもありません。米国内(その領土および領地を含む。)において、または証券法下のレギュレーションSにおいて定義される「米国人」に対して、またはその利益のために、直接または間接を問わず、受益証券を募集、販売、または譲渡することはできません。

情報の要請

受託会社、管理会社またはケイマン諸島に所在する代理人は、適用法に基づく規制または政府の当局または機関による情報の要請により、情報提供せざるを得なくなる可能性があります。例えば、金融庁法(2020年改正)に基づく、CIMAによる、CIMAまたは海外の一般に認められる規制当局のためのもの、または税務情報庁による、税務情報法(2017年改正)または貯蓄収入情報提供法(欧州連合)(2014年改正)および関連する規制、合意、協定および覚書に基づくものです。かかる法律に基づく秘密情報の開示は、秘密保持義務の違反とみなされず、特定の場合には、受託会社、管理会社もしくは取締役または代理人は、そのような要求があったことを公表することを禁じられる可能性があります。

(2) 日本における販売手続等

日本においては、有価証券届出書「第一部 証券情報(7) 申込期間」に記載される期間中、有価証券届出書「第一部 証券情報」に従って日本における販売会社により取扱いが行われます。毎月10日(休業日の場合は翌ファンド営業日)の午後3時(東京時間)までに申込みが行われ、かつ日本におけ

る販売会社所定の事務手続が完了したものを、申込みとして取り扱います。継続募集期間は、かかる期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。販売の単位は以下のとおりです。

米ドル(年2回)クラス:

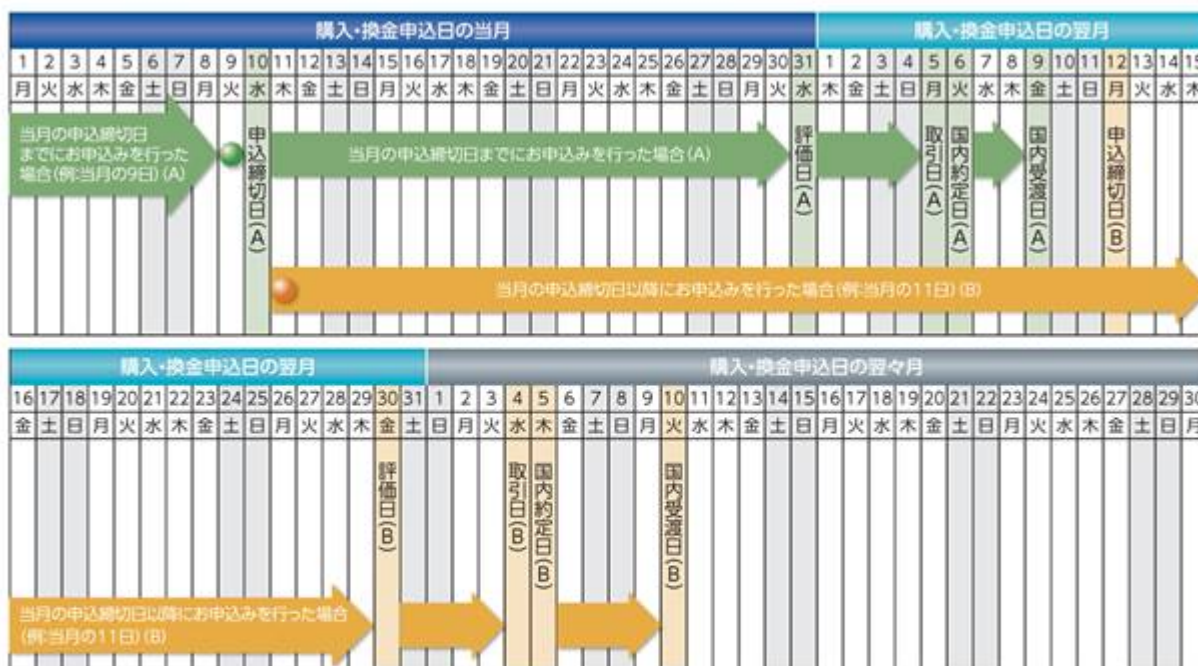
100,000米ドル以上0.01米ドル単位

円(年2回)クラス:

10,000,000円以上1円単位

申込金額は、米ドル(年2回)クラスは米ドル貨により、円(年2回)クラスは円貨により、国内約定日から起算して4国内営業日目までに支払うものとします。なお、米ドル(年2回)クラスでは、円貨での申込みも可能です。この場合における円貨と米ドルの換算は、日本における販売会社が決定する為替レートによります。「買戻し代金」についても同じです。購入代金の支払は、購入申込締切日から約1ヶ月後となりますので、購入代金を米ドルに転換する場合の為替レートは、購入申込締切日時点の為替レートから大きく変動する可能性があることについて十分にご留意ください。また、日本における販売会社においては、口座毎に買付注文金額を受益証券1口当たり純資産価格で除して算出した口数を合計することで買付口数の合計を算出します(ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合は除きます。)。一方、管理事務代行会社においては、日本における販売会社からの買付注文金額合計額を受益証券1口当たり純資産価格で除し、買付口数の合計を算出します。

- ・大災害の発生状況により組入資産の価値の大幅な下落が生じ、受益者の公平性を著しく害する状況が発生した場合には、新たな購入・換金(買戻し)のお申込みの中止もしくは既に受付けた購入・換金(買戻し)のお申込みを取り消すことがあります。
- ・お申込みタイミングにより資金の受渡しに2カ月程度かかります。



※「ファンド営業日」とは、東京証券取引所、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所およびフランクフルト証券取引所が取引を行っている日かつ東京およびニューヨークの商業銀行が営業している日(土曜日および日曜日を除きます。)/またはファンドについて管理会社が随時決定することのできるその他の日およびその他の場所における営業日をいいます。

※「評価日」とは、毎月の最終計算日をいいます。「計算日」とは、ニューヨーク証券取引所が取引を行っている日かつニューヨークの商業銀行が営業している日(土曜日および日曜日を除きます。)/および/またはファンドについて管理会社が随時決定することのできるその他の日をいいます。

※「取引日」とは、毎月の第3ファンド営業日および/またはファンドもしくは受益証券クラスについて管理会社が随時決定することのできるその他の日をいいます。

※「国内約定日」とは、購入または換金(買戻し)の注文の成立を日本における販売会社が確認した日(通常、取引日の翌国内営業日)をいいます。

※「国内受渡日」とは、購入・換金(買戻し)ともに国内約定日から起算して4国内営業日目の日をいいます。購入の場合は国内約定日から起算して4国内営業日目までに申込金額および申込手数料を支払うものとします。換金(買戻し)の場合は国内約定日から起算して4国内営業日目から、日本における販売会社または取扱販売会社を通じて支払われます。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し手続等

買戻日に、受益証券クラスの受益証券の買戻しを希望する投資者は、買戻予定の受益証券の買戻総口数および当該クラスを記載した随時管理事務代行会社が提供する記載済みの買戻通知を、当該買戻日の直前の買戻通知日の午後6時(東京時間)まで、または管理会社がその単独の裁量により決定することができるその他の日もしくは時間までに、管理事務代行会社に対して送付しなければなりません。一度提出された買戻通知は、管理会社が受託会社と協議した後に別途決定しない限り、取消不能となります。

受益証券クラスの1口当たりの買戻し価額は、当該買戻日の直前の当該評価日の評価時点における当該受益証券クラスの、スイング・プライシング調整に基づき調整されうる1口当たり純資産価格(以下「買戻し価額」といいます。)です。買戻日に、受益証券クラスの受益証券の買戻しを希望する投資者は、管理事務代行会社に対し、当該買戻日の直前の買戻通知日の午後6時(東京時間)まで、または管理会社が自己の裁量で決定することができる日時までに、買戻通知を提出しなければなりません(以下「買戻通知期限」といいます。)。買戻通知が買戻通知期限までに受領された場合、以下に記載される場合を除き、当該買戻口数が買戻し価額で買い戻されます。買戻日における最低買戻口数は、管理会社がその他の決定をしない限り、0.001口以上0.001口単位とします。

管理会社は、その単独の裁量により、買戻通知期限を過ぎて受領した記入済の買戻通知を翌買戻日まで持ち越し、当該受益証券を当該翌買戻日に、当該受益証券クラスに適用される買戻し価額で買い戻すことができます。

該当法域におけるマネーロンダリング防止を目的とする規制を遵守するため、管理事務代行会社は、買戻通知を処理するために必要とみなす情報を請求する権利を有します。管理事務代行会社は、買戻しのため受益証券を提出した受益者が管理事務代行会社により請求された情報の提出を遅延しもしくは怠った場合、または買戻通知の処理の拒否が受託会社または管理事務代行会社があらゆる法域におけるマネーロンダリング防止法の遵守を確保するために必要である場合、かかる買戻通知の処理を拒否または買戻代金の支払いを遅延することができます。

「買戻日」とは、ファンド障害事由が発生していない各取引日および/またはファンドまたは受益証券クラスについて管理会社が随時決定するその他の日をいいます。「ファンド障害事由」とは、管理会社の単独の裁量により、組入資産について価格を算定するための流動性または実効性に悪影響を与える事由が発生している場合に発生しているとみなされます。「買戻通知日」とは、2017年10月の第10暦日以降の各月の10暦日目、または当該日がファンド営業日ではない場合、その直後のファンド営業日、または管理会社が決定することができるその他の日をいいます。

買戻手続

買戻通知は、ファクシミリにて、買戻通知に指定されるファックス番号に宛てて管理事務代行会社へ送付されなければなりません。オペレーション上、利用可能になり次第、買戻しは、ファンドセトルのような電子トレーディングプラットフォームを通じて行うことができます。

受託会社、管理会社、管理事務代行会社またはその適式に授權された代理人もしくは受任者のいずれも、ファクシミリまたはその他の方法により送付された買戻通知の判読不能または未受領の結果として生じる損失について何らの責任も負いません。

決済

買戻代金合計の決済金額は、該当する買戻日から3ファンド営業日以内の現金決済日に名義人に対し支払われます。

米ドル(年2回)クラスについては、受益者に対する支払いは、米ドル建てで、電信送金により行われ、受益者に対して支払われる買戻代金の総額は、0.005を切り上げた上で、小数点第2位に四捨五入されます。

円(年2回)クラスに関しては、受益者に対する支払いは、円建てで、電信送金により行われ、受益者に対して支払われる買戻代金の総額は、0.5を切り上げた上で、整数とします。

買戻代金は、登録された受益者のみに支払われ、第三者に対する支払いは認められません。

買戻しの制限

管理会社は、以下の場合、受託会社との協議の上、受益者の買戻しの全部を、管理会社が決定することができる方法により延期する選択を行うことができます。この場合、かかる制限は、かかる買戻日に買戻しのため受益証券を提出することを希望する全ての受益者が、買戻のために提出された受益証券に対し同じ比率で買戻しが行われるように、比例按分して適用されます。

- () 買戻日につき、全ての発行済みの受益証券クラスの受益証券の10%以上を示す買戻通知(受領された通知が有効かつ完全な買戻通知であるか否かを問いません。)が受領された場合、または
- () 管理会社が、受託会社との協議の上、ある買戻日の一または複数の買戻通知を履行するために必要となるファンドの投資の清算が実行可能でないと判断した場合(投資対象債券の市場における流動性が不十分である場合を含みます。)、または、これが受益者の利益を害すると判断した場合。

当該買戻日に買い戻されなかった全ての受益証券(または影響を受けたクラスの受益証券)に関する買戻通知は、その後関連する買戻通知期限までに受領された受益証券に関する全ての買戻通知と合わせて、翌買戻日まで繰り越され、かかる買戻通知の対象となる全ての受益証券(または影響を受けたクラスの受益証券)は、(同一の制限に従い、以下に規定の通り)買戻されます。買戻通知が繰り越された場合、その後の買戻日に、繰り越された期間の長さに基づき、繰り越された買戻通知に対して買戻しの優先権が与えられます。

買戻通知のうち延期された部分は、それが処理されるまでファンドへの投資を続けるため、純資産総額の増減は継続します。その結果、請求された買戻日における受益証券1口当たり純資産価格は、当該買戻請求が履行された日におけるスイング・プライシング調整に基づき調整されることがある1口当たりの純資産価格とは異なる場合があります。単一の買戻通知で、一または複数の買戻日にわたって買戻しが行われ、各買戻しはその都度大きく異なる買戻し価額で買い戻されることもあります。

強制買戻し

受託会社または管理会社が、受益証券クラスの受益証券が、当該受益証券クラスに関する適格投資家でない者により、もしくはかかる者の利益のために保有されている、またはかかる保有により、トラストまたはファンドに登録が要求される、課税対象となるもしくは法域における法に違反すると判断した場合、受託会社もしくは管理会社がかかる受益証券の申込みもしくは購入の資金拠出に利用された資金源の正当性に疑義を抱く根拠がある場合、またはいかなる理由(当該理由は受託会社および管理会社により受益者に開示されない場合があります。)において、受託会社または管理会社が受益者全体の利益に照らしてその絶対的な裁量に基づき適切とみなす場合、管理会社は、受託会社との協議の上、その保有者にかかる受益証券を受託会社または管理会社が決定する期間中に売却して当該売却の証拠を受託会社および管理会社に提出するよう指示することができ、仮に売却が履行されない場合、かかる受益証券は買い戻されます(以下「強制買戻し」といいます。)。

受益証券の強制買戻しの際に支払われる買戻し価額は、強制買戻日の評価時点(かかる日が評価日でない場合は、直前の評価日)において決定される、(ファンドの流動化に際して発生または偶発債務を含む強制買戻しに起因する負債を考慮後の)スイング・プライシング調整に基づき調整されることがあ

る当該受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格に等しい、強制買戻しにおける受益証券1口当たりの価格(以下「強制買戻し価額」といいます。)となります。強制買戻し価額を計算するため、管理会社は、受託会社との協議の上、当該受益証券の受益証券1口当たり純資産価格から、受益証券にかかる買戻しの資金を拠出するための資産の換金またはポジションの決済によりファンドの勘定で発生する財務および販売手数料を反映するために適切な引当金とみなす金額を差し引くことができます。

(注)「適格投資家」とは、以下のいずれにも該当しない個人、法人または法主体をいいます。

(a)米国の市民もしくは居住者、米国において設立され、もしくは存続するパートナーシップ、もしくは米国の法律に基づいて設立され、もしくは米国において存続する会社、信託もしくはその他の法主体、(b)ケイマン諸島に居住もしくは所在する個人、会社もしくは法主体(慈善信託もしくは慈善団体の対象または免税もしくは非居住のケイマン諸島の会社を除きます。)、(c)適用法令に違反せずに受益証券の申込み、もしくは保有をできないもの、または、(d)上記(a)から(c)までに記載される個人、会社もしくは法主体の保管人、名義人もしくは受託者、または、ファンドに関して、随時、管理会社が、受託会社の同意を得て、特定もしくは指定するその他の個人もしくは機関。

(2) 日本における買戻し手続等

日本の受益者は、各買戻日に買戻しを行うことができます。当該買戻日に買戻しを行おうとする日本の受益者は、毎月10日(休業日の場合は翌ファンド営業日)の午後3時(東京時間)までに買戻請求を日本における販売会社に対して行わなければなりません。

買戻し価額は、各買戻日に適用される受益証券1口当たり純資産価格とします。

買戻し単位は、0.001口以上0.001口単位です。

買戻し代金は、関連する国内約定日から起算して4国内営業日目から、日本における販売会社または取扱販売会社を通じて支払われます。なお、買戻し代金の支払は、換金申込締切日から約1ヶ月後となりますので、米ドル(年2回)クラスの換金代金を円に転換する場合の為替レートは、換金申込締切日時点の為替レートから大きく変動する可能性があることについて十分にご留意ください。

受益者の利益を保護するため、その他やむを得ない事態が発生した場合、管理会社は、受託会社と協議の上で、買戻日に買戻されることができるファンドの受益証券の口数および方法を限定することができます。

(3) 受益証券の譲渡

全ての受益者は、受託会社および管理会社の事前の書面による同意を条件として、受託会社が随時承認する形式の書面によって受益者が保有する受益証券を譲渡することができます。ただし、譲受人は、法規事項もしくは政府のもしくはその他の規則または関連するもしくは適用される法域の規制または受託会社の当面の効力を持つあるいは受託会社に要求される方針を遵守するため、まず受託会社またはその正式に権限を与えられた代理人に請求される情報を提供するものとします。さらに、譲受人は、受託会社に対して(a)受益証券の譲渡は適格投資家に対して行われること、(b)譲受人は、投資のみを目的として自己勘定で受益証券を取得することおよび(c)受託会社または管理会社がその裁量で要求するその他の事項を書面で表明しなければなりません。

受託会社または管理会社により、全ての譲渡証書が譲渡人および譲受人によりまたは代理として署名されることを求められます。譲渡人は、譲渡が登録され譲受人の名前が受益者としてファンドの受益者名簿に記載されるまでは受益者のままとみなされ、譲渡される受益証券の権利を保持します。譲渡は、管理事務代行会社が譲渡証書の原本および前述の情報を受理するまでは登録されません。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

純資産総額の計算

ファンドの純資産総額は、基本信託証書に定める原則に従い、ファンドの各評価日の評価時点に、ファンドの通貨建てで計算されます。

ファンドの、その表示通貨建てによる純資産総額は、ファンドの資産合計の価額を確定して、そこからファンドの負債額を差し引くことによって求めます。ファンドの発行済みの受益証券クラスが一つしかない場合、ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、ファンドの純資産総額を、ファンドの発行済みの受益証券の口数で除して求めるものとし、管理会社が受託会社と協議の上で決定して、関連するファンドの英文目論見書補遺に開示される手法にて端数処理が行われます。

ファンドにつき、複数のクラスの受益証券が発行されている場合、ファンドの純資産総額は、ファンドの特定の受益証券クラスに帰属するファンドの資産および負債がファンドの当該受益証券クラスの受益者のみにより効果的に負担され、受託会社が決定する合理的な分配方法に基づいてファンドの別の受益証券クラスの受益者には負担されないことを確保するため、ファンドの異なる発行済み受益証券クラス間で分配されます。ファンドの各受益証券クラスに帰属するファンドの、表示通貨以外の通貨による純資産総額は、ファンドについて受託会社が決定する評価日ごとの為替レートにて、ファンドの該当する受益証券クラスの表示通貨に換算されます。ファンドの各受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、(必要な通貨換算を実施後)ファンドの純資産総額のうちファンドの該当する受益証券クラスに帰属する部分をファンドの発行済みの当該受益証券クラスの口数で除して求めます。ファンドの当該受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、管理会社が決定し、ファンドに係る英文目論見書補遺に開示される手法で端数処理されます。

ファンドの資産は、特に以下の規定に従い計算されます。

- (a) 手元現金または預金、手形、要求払い約束手形、売掛金、前払い費用、公表されたまたは現に発生しているものの未払いの現金配当金および利息の価額は、かかる預金、手形、要求払い約束手形、売掛金とその全額に相当しないと管理会社が判断する場合(その場合は、かかる価額は管理会社が適当とみなす価額となります。)を除き、その全額であるとみなされます。
- (b) 下記(c)が適用されるマネージド・ファンドの持分を除き、かつ下記(d)、(e)および(f)の規定に基づき、証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場において上場、値付け、売買もしくは取引されている投資対象の価額に基づく計算は全て、当該投資対象の主要取引所または市場に関する現地の規則および慣習に基づき、かかる計算が行われる日の営業終了時点における最終取引価格または公式終値を参照して行われ、他方、特定の投資対象に対する証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が存在しない場合は、当該投資対象の値付けを行っている個人、企業または機関(当該マーケット・メーカーが2社以上存在する場合は、管理会社が指定する特定のマーケット・メーカー)により付けられた価額を参照してかかる投資対象の価額の計算が行われます。ただし、管理会社がその裁量において、主要な取引所または市場以外の取引所または市場の価額が、かかる投資対象に関して全ての状況下においてより公正な価値基準を提供するとみなす場合は、かかる価額を採用することができます。
- (c) 下記(d)、(e)および(f)の規定に基づき、ファンドと同日に評価されるマネージド・ファンドの各持分の価額は、受益証券、株式もしくはかかるマネージド・ファンドのその他の持分1口当たりのその日に計算された純資産総額であり、管理会社が決定する場合またはかかるファンドと同日に評価されない場合は、直近に公表された受益証券、株式もしくはかかるマネージド・ファンド(利用可能な場合)のその他の受益証券、株式もしくは持分1口当たりの純資産価格、または(上記が利用可能でない場合)直近に公表されたかかる受益証券、株式も

しくはその他の持分の償還額もしくは入札額となります。とりわけ、マネージド・ファンドの評価に使用可能な相場が存在しない場合、公表されたまたはマネージド・ファンドもしくはその代理人によりファンドに書面で報告された関連する評価日における価額に基づき計算され、マネージド・ファンドが当該評価日に評価されていない場合は、直近に公表されたもしくは報告された価額となります。評価額は、管理会社の絶対的裁量により将来調整される可能性があります。管理会社は、計算を行う際に、マネージド・ファンドおよびその管理事務代行会社、代理人、運用会社もしくは顧問会社またはその他の取引子会社等の第三者から受領する未監査の評価や報告、推定評価に依拠する権利を有しており、管理会社はかかる評価および報告を確認する責任を負わず、かかる評価および報告の内容または信憑性を確認する責任を負いません。

- (d) 上記(b)もしくは(c)の純資産総額、償還額、ビッド、取引価格もしくは終了価格または相場で利用できるものがないとき、関連する資産の価値は、管理会社が決定する方法により、管理により適宜決定されます。
- (e) 上記(b)に基づき、投資対象につき上場、値付け、売買または市場取引の各価格を特定するため、受託会社は価格公表の機械システムおよび/または電子システムにより提供される価格データおよび/または価格情報を使用し、これに依拠することができ、それらのシステムにより提供される価格が上記(b)における最終取引価格または公式終値とみなされます。
- (f) 上記にかかわらず、管理会社は、その単独の裁量により、関連する投資対象につき、より公正な価値を正確に反映できると判断した場合、その他の価額算定方法の利用を認めることができます。
- (g) ファンドで使用される通貨以外の通貨建てによる投資対象(有価証券または現金)の価値は、関連するプレミアムや割引および交換費用を考慮した状況下において管理会社が適切とみなすレート(公式またはそれ以外)により、ファンドで使用される通貨建てに換算されます。

年次報告書および各ファンドの計算書は、ファンドに係る英文目論見書補遺にて指定される会計基準に従って作成されます。

受託会社は、ファンドの純資産総額の計算において、追加調査を行う事なく、上記に従って提供される価格および評価に依拠することができ、かつ、かかる依拠に関して、ファンド、受益者またはその他の者に対し責任を負わないものとします。

純資産総額に関する重要な情報

管理事務代行会社は、信託証書および上記に詳述されている原則に基づき、受託会社または管理会社からの指示に従い、管理事務代行契約に基づき、各評価日の評価時点における純資産総額を計算します。

管理事務代行会社は、純資産総額を計算する目的で、以下の原則に従って、ファンドの投資対象債券を計算します。

- () 投資対象債券は、以下に掲げる全ての対象ブローカーの中から、各月の最終計算日、または当該価格が入手できない場合には各月の最終計算日までに入手可能な最新の価格に基づく平均ブローカー価格で評価されます。
なお、対象ブローカーとは、スイス・リー・キャピタル・マーケット、エオン・セキュリティーズ・インク、ウィリス・タワーズ・ワトソン・セキュリティーズおよびGCセキュリティーズの4社です。
- () 投資対象債券の価格は、対象ブローカーの平均買呼値および平均売呼値から計算されるブローカーの平均仲値に基づき計算されます。ただし、平均仲値に対する平均売呼値との差、および平均仲値に対する平均買呼値との差の合計が5%以上の場合、当該投資対象債券は、平均買呼値に基づき計算されます。
- () 私募形態のCATボンドに投資する場合、投資運用会社は管理事務代行会社に事前に通知を行うとともに、当該CATボンドの概要を明示しなければなりません。管理事務代行会社は、投資運用会社と管理事務代行会社の間での協議と合意に従い、選択されたそれぞれの私募CATボンドについて1つのブローカーから提供された仲値を使用します。
- () 投資対象債券の計算は、特定の評価日現在においてなされるものであり、それゆえ、投資運用会社と協議の上、管理会社によって決定される場合を除き、市場価値や価格、その他の決定にかかわる要素におけるその後の変動は反映されません。

管理事務代行会社は、受益者に対して当該取引日および/または買戻日における各評価日に関する関連する受益証券クラスに帰属する純資産総額および1口当たり純資産価格に関する情報を提供します。いずれかの取引日および/または買戻日において、1口当たり純資産価格は、スイング・プライシング調整に基づき調整されることがあります。分配日に宣言された分配金は、関連する分配落ち日において決定される関連する受益証券クラスに帰属する1口当たり純資産価格から控除され、分配落ち日後の取引日および/または買戻日における1口当たり純資産価格もそれに応じて減少します。

純資産総額を提供し、かつ/または受益証券を買い戻す受託会社の義務は、ファンド障害事由が存在しないことを条件とします。

スイング・プライシング調整

受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、投資家からの随時の請求に応じて受益証券の申込みおよび/または買戻しを円滑に進めるために必要な組入資産の売買に係る取引費用やその関連費用(当該組入資産の買付価格と売却価格との差額を含みますが、これに限定されません。)により、マイナスの影響を受けることがあります。これは「ダイリューション(希薄化)」として知られています。ダイリューションに対応し、受益者の利益を保護するため、一定の状況においてスイング・プライシング調整(以下「スイング・プライシング調整」といいます。)が適用され、これにより、関連する費用の額が相当であるまたはその他当該調整を適用すべきであると判断される場合に、申込みまたは買戻しの対象となる受益証券1口当たり純資産価格に調整を加えます。

通常の業務過程においては、スイング・プライシング調整は、投資運用会社(または、場合により副投資運用会社)が決定した手法に基づき、機械的かつ一貫的に適用されます。

スイング・プライシング調整が必要か否かは、取引日と取引日の間に受領した申込みおよび買戻請求の純合計額により決定されます。よって、管理会社は投資運用会社(および/または、場合により副投資運用会社)と協議の上、前評価日における純資産総額に関する特定の基準(投資運用会社(または、場合により副投資運用会社)が内部で設定したもの)を上回る現金の純流入または純流出がファンドに生じることが見込まれる場合に、スイング・プライシング調整を適用します。また、管理会社は投資運用会社(または、場合により副投資運用会社)からの要請があり、そうすることが現受益者の利益になると投資運用会社(または、場合により副投資運用会社)がみなしている場合も、スイング・プライシング調整の適用を決定することもできます。管理会社、投資運用会社および/または副投資運用会社は、スイング・プライシング調整に関連するいかなる決定または行動について、何らの責任も負いません。

一般的に、ファンドからの資金の純流出によりスイング・プライシング調整が行われた場合、受益証券の申込みまたは買戻しを行った受益者は、スイング・プライシング調整が適用されなかった場合より低い受益証券1口当たり純資産価格に従うことになります。反対に、ファンドへの資金の純流入によりスイング・プライシング調整が行われた場合、受益証券の申込みまたは買戻しを行ったファンドの受益者は、スイング・プライシング調整が行われなかった場合より高い受益証券1口当たり純資産価格に従うことになります。各受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、各評価日に計算されます。スイング・プライシング調整の対象となる各受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格は個別に計算され、受益者の取引のみを目的として使用されます。スイング・プライシング調整は、比率で言えば、各受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格に一律に影響を与えます。ダイリューションはファンドの申込みによる流入および買戻しによる流出に関連しているため、ダイリューションが将来いつの時点で発生するかを正確に予想することはできません。よって、スイング・プライシング調整が適用されなければならない頻度についても正確に予想することはできません。

純資産総額の計算の停止

受託会社は、以下の場合において、全期間または一部期間中、管理会社と協議の上、ファンドの純資産総額および/もしくはかかるファンドの受益証券クラスの受益証券1口当たり純資産価格の決定ならびに/もしくはファンドの受益証券クラスの受益証券の発行および買戻しを停止すること、ならびに/またはかかるファンドの受益証券クラスの受益証券につき買戻しの請求者に対する買戻代金の支払期間を延長することができます。

- (a) ファンドの投資対象もしくはファンドのうちもしくは複数の受益証券クラスに帰属する投資対象の大部分が上場、値付け、売買もしくは取引されている証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が閉鎖されている期間(通常の休日および祝日を除きます。)、またはかかる証券取引所もしくは市場での取引が制限されるかもしくは停止されている場合
- (b) ファンドの投資対象もしくはファンドのうちもしくは複数の受益証券クラスに帰属する投資対象の処分を管理会社が合理的に実行できなくなる状況が発生したと受託会社もしくは管理会社が判断する場合、または当該状況により、かかる処分がファンドの受益者またはファンドの一もしくは複数の受益証券クラスの保有者に重大な悪影響を及ぼす場合
- (c) 投資対象の評価額もしくはファンドもしくはファンドの一または複数の受益証券クラスに帰属する純資産総額の確定に通常使用している方法をとることに支障が生じている場合、またはその他の理由によって、投資対象もしくはその他の資産の評価額、もしくはファンドもしくはファンドの一または複数の受益証券クラスに帰属する純資産総額を合理的もしくは公正に確定することができないと受託会社もしくは管理会社が決定した場合
- (d) ファンドの投資対象の買戻しもしくは換金、またはかかる買戻しもしくは換金に関係した資金の移動を通常の価格もしくは通常の為替レートで行えないと管理会社が判断した場合

(e) いかなる期間であれ、管理会社が、その絶対的裁量により、かかる措置をとることが賢明であると考えられる場合

(f) その他、ファンドに係る補遺信託証書または英文目論見書補遺で定める場合

かかるファンドの受益者は全員、上記の停止についても速やかに書面で通知され、かかる停止の解除についても速やかに通知されます。

停止

受託会社は、下記の項目に記載の状況が発生した場合、管理会社と協議の上、受益証券の全てのクラスの受益証券の純資産総額の計算(すなわち、受益証券1口当たり純資産価格も)および/または受益証券の買戻しおよび/または購入を停止することができます。

ファンド障害事由が発生した際にも中断を宣言することができます。受益証券に係るすべての支払いは、「純資産総額の計算の停止」の項目に記載の状況およびファンド障害事由が終了するまで停止されることがあります。

本書の記載にかかわらず、以下の事由が発生した場合、受託会社が、管理会社と協議を行った上で、停止を宣言することができます。

- () 組入資産の全てまたは大部分が上場している取引所が、閉鎖されているまたは取引が制限されている場合
- () 受託会社の意見において、管理会社との協議の上、() 投資対象の処分または(y) かかる処分による収益の譲渡が、合理的な方法で実行できないまたはかかる処分の実行が受益者の利益にならない可能性がある場合
- () 管理会社と協議を行った上での受託会社の意見において、公正かつ合理的方法により純資産総額を計算することができない場合
- () 受託会社、管理会社、投資運用会社または副投資運用会社のオフィスまたは運営が、テロまたは天災等に起因して、相当に妨げられまたは閉鎖される場合

(2) 【保管】

受益証券が販売される海外において、受益証券の確認書は受益者の責任において保管されます。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は、ファンド設立日に開始し、2163年12月1日までとします。

(4) 【計算期間】

ファンドの決算期は毎年8月31日です。

(5) 【その他】

ファンドの終了

以下の事由のいずれかが発生した場合、ファンドは終了することがあります。

- (a) ファンドの継続もしくはファンドの他の法域への移動が違法となった、または受託会社の意見において、実行不可能、不適当もしくはファンドの受益者の利益に反する場合
- (b) ファンド受益者がファンド決議で終了を決定した場合
- (c) 基本信託証書の締結日に開始し当該日付の150年後に終了する期間が終了した場合

- (d) 受託会社が退任の意向を書面で通知した、または受託会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、管理会社がかかる通知もしくは清算後90暦日以内に受託会社の後任を任命できないもしくは受託会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合
- (e) 管理会社が退任の意向を書面で通知した、または管理会社が強制的もしくは自主的に清算することになった際に、受託会社がかかる通知もしくは清算の開始後90暦日以内に管理会社の後任を任命できないもしくは管理会社の後任として就任する準備のできている他の企業の任命を確保できない場合
- (f) ファンドに関係する補遺信託証書または附属書類で予期される日付が到来したまたは状況が生じた場合

また、以下の強制買戻事由が発生した場合、全ての受益者への関連する最終買戻日の少なくとも60暦日前までに事前通知を行った上で、強制的に買い戻されます。

- () 2022年7月1日以降の各評価日におけるファンドの純資産総額が、10,000,000米ドルもしくはそれ以下であり、管理会社が全ての受益証券を強制的に買戻すべきと決定した場合

- () 受託会社および管理会社が、全ての受益証券が強制的に買い戻されることに同意した場合

受益者があるクラスの受益証券を全て買戻すことにより受領することになる最終的な買戻総額は、当該クラスについて計算される最終的な純資産総額を、最終買戻日時点で受益者が保有する受益証券の数に割り付けた金額と等しくなります。

「最終買戻日」とは、() 2163年12月1日および() 強制買戻事由の発生後に最も早く実行できる買戻日のいずれか早い方をいいます。ただし、最終買戻日の少なくとも60暦日前までに当該受益者に通知を行うこととします。

信託証書の変更

受託会社および管理会社は、受益者に対する10暦日前までの書面通知(受益者による決議またはファンドによる決議(場合による)により放棄することができる)により、受託会社および管理会社が誠意を持ってかつ商業上合理的方法により受益者または(場合に応じて)影響を受けるファンドの受益者の最大の利益となると考える方法および限度により、基本信託証書の修正信託証書により、信託証書の規定を修正し、改訂し、変更または追加する権利を有します。ただし、受託会社はその意見において、() かかる修正、改訂、変更または追加が、

- (a) 既存の受益者の利益を重大に害するものとはならず、既存の受益者または(場合により)影響を受けるファンドの受益者に対する責任から受託会社および管理会社を相当程度免除することにならないこと、
- (b) 財政上、法令上または当局による要請(法的強制力の有無を問わない)を遵守できるようにするために必要であること、または
- (c) 明白な誤りを訂正するために必要であること

を書面で証明しない限り、かかる修正、改訂、変更または追加を承認する受益者による決議またはファンドによる決議(必要に応じて)を受託会社がまず取得しなければ、かかる修正、改訂、変更または追加は行わないものとし、() かかる修正、改訂、変更または追加によって、いずれの受益者も、その受益証券に関し追加の支払を行いまたは債務を引き受ける義務を課されないものとします。

関係法人との契約の更改等に関する手続

保管契約

いずれの当事者も、他方当事者に90日以上前に書面による通知を行うことにより、保管契約を終了することができます。

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、管理事務代行会社が受託会社に対して、または、受託会社が管理事務代行会社に対して、終了日を特定して、90日以上前に書面による通知を行うことにより、管理事務代行契約を終了することができます。上記にかかわらず、管理事務代行会社または受託会社は、管理事務代行契約を同契約に規定されるその他の状況においても終了することができます。

代行協会員契約

代行協会員契約は、管理会社および代行協会員により合意される日まで有効に存続します。なお、いずれかの当事者による3ヶ月前の他の当事者に対する書面による通知により、本契約を終了することができますが、日本において代行協会員の指定が要求されている限りにおいては、管理会社のための日本における後任の代行協会員が指定されることを条件として終了します。

本契約は日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとします。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、管理会社および販売会社により合意される日まで有効に存続します。なお、いずれかの当事者による3ヶ月前の他の当事者に対する書面による通知により、本契約を終了することができますが、日本において販売会社の指定が要求されている限りにおいては、管理会社のための日本における後任の販売会社が指定されることを条件として終了します。

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとします。

投資運用契約

投資運用契約は、最終買戻日に終了するまで効力を有します。管理会社は、投資運用会社に対して60日以上または両当事者が合意するそれより短い期間による書面による通知を行うことにより、投資運用契約を終了することができます。投資運用会社は、管理会社に対して90日以上または両当事者が合意するそれより短い期間による書面による通知を行うことにより、投資運用契約を終了することができますが、()管理会社がファンドの投資運用者として代わりの者が指定される時、または()管理会社が終了通知を受領後180暦日のどちらか早い日まで、指定の終了の効果は生じません。

上記にかかわらず、管理会社は、投資運用契約を同契約に規定されるその他の状況においても終了することができます。

副投資運用契約

いずれの当事者も、他方当事者に30日以上前に書面による通知を行うことにより、副投資運用契約を終了することができますが、同契約に規定されるプロダクトが解消される日に、または、投資運用会社が当該プロダクトの投資運用会社としての役割を終了する場合、同契約は自動的に終了します。

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、受益証券名義人として、登録されていなければなりません。したがって、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は受益証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は日本における販売会社との間の口座約款に基づき日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。日本における販売会社から国内の投資者に対する買戻金等の支払いは外国証券取引口座約款に基づいて行われるため、買戻金等の支払いに関する問い合わせは日本における販売会社に対して行うこととなります。

受益証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行うものとします。

受益者の有する権利は次の通りです。

() 分配金請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を、受益証券口数に応じて請求する権利を有します。

() 管理会社に対する買戻請求権

受益者は、信託証書の規定および本書の記載に従って、管理会社に対し、受益証券の買戻しを請求することができます。

() 残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、受益者は、保有する受益証券の持分に応じて残金財産の分配を請求する権利を有します。

() 損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有します。

() 議決権

受託会社は、基本信託証書の定めにより招集することが要求されている場合、または提案されているものが受益者による決議であるときは受益証券の保有者として登録され受益証券1口当たり純資産価格の総額がトラストの全てのシリーズ・トラストの純資産総額の10分の1以上となる受益証券を保有する受益者の書面による要請のある場合、もしくは提案されているものがファンドによる決議であるときは受益証券の保有者として登録されファンドの受益証券の口数の10分の1以上を保有する受益者の書面による要請がある場合、招集通知に記載されている日時および場所にて、全受益者または(場合により)ファンドの受益者の集会を招集します。

(2)【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

(3) 【本邦における代理人】

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 東京都千代田区大手町1丁目1番1号
大手町パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- () 管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
- () 日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、下記の通りとする。

東京都千代田区大手町1丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所
弁護士 安達 理
同 橋本 雅行

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

東京簡易裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番2号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

- a. ファンドの日本語の財務書類は、国際財務報告基準に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです(ただし、円換算部分を除きます。)。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。)であるケーピーエムジー ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含みます。)が当該財務書類に添付されています。
- c. ファンドの原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されています。日本円への換算には、2019年12月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=109.56円)が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

東京海上・CATボンド・ファンド

財務諸表

2019年8月31日

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

財政状態計算書

2019年8月31日

	注記	2019年8月31日		2018年8月31日	
		USD	千円	USD	千円
資産					
現金		355,872	38,989	1,135,588	124,415
負債性金融商品への投資、公正価値 (費用: 2019年: USD 43,490,110、 2018年: USD 56,720,688)	4,5,7	40,179,422	4,402,057	55,346,791	6,063,794
デリバティブ金融商品、公正価値	4,5	486,483	53,299	50,480	5,531
未収利息		411,368	45,069	445,585	48,818
未決済取引債権		1,993,000	218,353	-	-
その他の資産		52,727	5,777	101,973	11,172
資産合計		43,478,872	4,763,545	57,080,417	6,253,730
負債					
デリバティブ金融商品、公正価値	4,5	20,994	2,300	20,557	2,252
未払費用	8	129,325	14,169	142,610	15,624
負債合計(解約可能受益証券の 受益者に帰属する純資産を除く)		150,319	16,469	163,167	17,877
解約可能受益証券の 受益者に帰属する純資産		43,328,553	4,747,076	56,917,250	6,235,854
純資産の帰属先別内訳:					
円(年2回)クラス(JPY)		-	2,119,759,848	-	2,674,545,379
円(年2回)クラス(USD)		19,970,416	-	24,119,993	-
米ドル(年2回)クラス(USD)		23,358,137	2,559,117,490	32,797,257	3,593,267,477
		口数	口数	口数	口数
発行済受益証券口数:					
円(年2回)クラス	7	220,190.677	-	273,478.014	-
米ドル(年2回)クラス	7	2,319,960.662	-	3,287,246.637	-
		USD	円	USD	円
受益証券1口当たり純資産価格					
円(年2回)クラス(JPY)		-	9,627	-	9,780
米ドル(年2回)クラス(USD)		10	1,096	10	1,096

財務諸表に対する注記は、財務諸表の一部を構成する。

東京海上・CATボンド・ファンド

財務諸表

2019年8月31日

包括利益計算書

2019年8月31日に終了した年度

		2019年 8 月31日に		2017年 8 月15日（設立日）	
注記		終了した年度		から2018年 8 月31日	
		USD	千円	USD	までの期間
			千円		千円
収益					
FVTPLで測定した金融商品からの純損益 ¹					
受取利息	6	3,580,428	392,272	2,361,457	258,721
負債性金融商品投資純（損失）	6	(2,136,483)	(234,073)	(1,369,806)	(150,076)
為替予約デリバティブ純利益	6	477,194	52,281	16,936	1,856
		1,921,139	210,480	1,008,587	110,501
現金に係る利息収入					
		10,542	1,155	16,594	1,818
外貨建取引に係る為替差損益（純額） ²					
		16,434	1,801	(75,070)	(8,225)
投資純益 収益合計		1,948,115	213,435	950,111	104,094
支払利息					
		213	23	737	81
投資運用会社報酬	89	344,647	37,760	333,624	36,552
管理事務代行報酬		73,877	8,094	68,412	7,495
受託会社報酬	98	10,400	1,139	10,407	1,140
保管会社報酬		13,304	1,458	12,289	1,346
報酬代行会社報酬	89	58,968	6,461	57,153	6,262
販売報酬		295,480	32,373	285,411	31,270
代行協会員報酬		24,624	2,698	23,784	2,606
その他の報酬		121,452	13,306	102,471	11,227
営業費用合計		942,775	103,290	894,288	97,978
解約可能受益証券の受益者に帰属する					
純資産（分配前）の変動		1,005,340	110,145	55,823	6,116
解約可能受益証券の受益者への分配					
		262,589	28,769	-	-
解約可能受益証券の受益者に帰属する					
純資産（分配後）の変動		742,751	81,376	55,823	6,116

(1) これは、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の実現および未実現損益（負債性金融商品投資純損失およびデリバティブ純利益）を含む、FVTPLで測定された金融商品からの純損益、および受取利息に関連するものである。

(2) これは、外貨、直物為替契約および外貨建て債権／債務に係る実現および未実現損益に関連するものである。

財務諸表に対する注記は、財務諸表の一部を構成する。

東京海上・CATボンド・ファンド**財務諸表****2019年8月31日****解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の変動計算書****2019年8月31日に終了した年度**

	注記	USD	合計 千円
2017年8月15日（設立日）時点残高		-	-
受益証券の発行		57,834,906	6,336,392
受益証券の買戻し		(973,479)	(106,654)
解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の変動		55,823	6,116
2018年8月31日時点残高		56,917,250	6,235,854
受益証券の発行		793,271	86,911
受益証券の買戻し		(15,124,719)	(1,657,064)
解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の変動		742,751	81,376
2019年8月31日時点残高		43,328,553	4,747,076

財務諸表に対する注記は、財務諸表の一部を構成する。

東京海上・CATボンド・ファンド

財務諸表

2019年8月31日

キャッシュ・フロー計算書

2019年8月31日に終了した年度

	2019年8月31日に 終了した年度		2017年8月15日（設立日） から2018年8月31日 までの期間	
	USD	千円	USD	千円
営業活動				
解約可能受益証券の受益者に帰属する				
純資産（分配後）の変動	742,751	81,376	55,823	6,116
負債性金融商品の購入	(4,653,976)	(509,890)	(63,727,046)	(6,981,935)
負債性金融商品の売却代金	17,684,862	1,937,553	7,010,450	768,065
現金を除く項目に関する調整				
負債性金融商品に係る実現（損失）／利益	199,692	21,878	(4,092)	(448)
負債性金融商品の未実現損失	1,936,791	212,195	1,373,897	150,524
デリバティブに係る未実現純利益	(435,566)	(47,721)	(29,923)	(3,278)
非現金営業項目残高の増減純額				
未決済取引債権	(1,993,000)	(218,353)	-	-
その他の資産	49,246	5,395	(101,973)	(11,172)
未払費用	(13,285)	(1,456)	142,610	15,624
未収利息	34,217	3,749	(445,585)	(48,818)
営業活動から得られた／（における） 正味キャッシュ・フロー	13,551,732	1,484,728	(55,725,839)	(6,105,323)
財務活動				
発行済受益証券代金	793,271	86,911	57,834,906	6,336,392
受益証券の買戻しによる支払	(15,124,719)	(1,657,064)	(973,479)	(106,654)
財務活動によるキャッシュ・フロー	(14,331,448)	(1,570,153)	56,861,427	6,229,738
現金の純（減額）／増額	(779,716)	(85,426)	1,135,588	124,415
現金期首残高	1,135,588	124,415	-	-
現金期末残高	355,872	38,989	1,135,588	124,415
営業活動によるキャッシュ・フローの 補足情報				
受取利息	3,739,496	409,699	1,912,234	209,504
支払利息	(23)	(3)	(737)	(81)

財務諸表に対する注記は、財務諸表の一部を構成する。

東京海上・CATボンド・ファンド**財務諸表****2019年8月31日****財務諸表に対する注記****1 住所および活動**

東京海上・CATボンド・ファンド（以下、「トラスト」という）は、クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト（ケイマン）（以下、「マスター・トラスト」という）のシリーズ・トラストである。マスター・トラストは、2013年12月2日にケイマン諸島の信託法第74条に基づき登録され、2013年12月2日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づき登録された免税信託である。トラストは2017年8月15日に設立され、2017年9月28日に運用を開始した。その登録事務所の住所は190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9007, Cayman Islandsである。

本トラストの投資目標は、主にカタストロフィー・ボンド（以下、「CATボンド」という）への投資を通じた投資家へのインカムゲインの提供を追求することである。さらに、本トラストはCATボンド以外の保険リンク証券、保険デリバティブ・リンク債券並びに現金および短期金融市場証券（CATボンドと併せて、「負債性金融商品」という）にも投資することができる。CATボンドとは、保険会社、再保険会社、企業および政府等の事業体から災害事由のリスクを資本市場に移転する負債性金融商品である。投資家は、地震、暴風、死亡率およびその他の災害関連事由等の予め定義された自然災害および非自然災害事由から発生する損失リスクを負担する見返りに、利回りという形でリスクプレミアムを受領する。あらゆるCATボンドの元本は、当該CATボンドが契約上リンクされている事由が発生した場合、その一部（または場合によっては全部）が毀損する可能性がある。

本トラストの資産は主に、米ドルおよびユーロ建てとなることが予想される（ただし、これらの通貨に限定されない）。実務上可能な限り、投資運用会社は、各クラスに帰属する、当該クラスの通貨以外の通貨建て資産の通貨エクスポージャーのヘッジを行うよう努める。投資運用会社は一般に、スポット契約、外国為替先渡契約およびNDF取引（クロス外国為替先渡契約を含む）（以下、総称して「通貨フォワード」という）を締結して、通貨変動のヘッジを試みることができる。

本トラストの受益証券は以下の2つのクラスを有する。マスター・トラストに関連する目論見書の付録26に定義された米ドル（年2回）クラス（米ドル建て）および円（年2回）クラス（日本円建て）（それぞれ、「クラス」という）。

東京海上・CATボンド・ファンド

財務諸表

2019年8月31日

財務諸表に対する注記（続き）

1 住所および活動（続き）

ケイマン諸島の会社法（改正を含む）の下で設立された、クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッドは、信託約款により、本トラストの管理会社（以下、「管理会社」という）に任命された。管理会社は、本トラストの資産の投資に責任を負うとともに、複数のクラス／シリーズの受益証券を発行する権限およびそれらを買戻す権限を有する。管理会社は、信託約款の条件により管理会社に帰属する、本トラストの資産の投資、運用および再投資に関するすべての権利、義務、特権、権限、職務、信託および裁量、ならびに負債性金融商品のポートフォリオ（以下、「投資対象ポートフォリオ」という）に関する日常的な裁量投資意思決定および通貨フォワードの管理の責任を東京海上アセットマネジメント株式会社（以下、「投資運用会社」という）に委託した。投資運用会社は、投資対象ポートフォリオの日常的な裁量投資意思決定の責任を東京海上アセットマネジメント（USA）リミテッド（以下、「副投資運用会社」という）に再委託した。

クレディ・スイス・インターナショナル（以下、「報酬代行会社」という）は、本トラストの特定の継続的費用および運営費用を支払う責任を負う。かかる費用（以下、「通常経費」という）には、管理会社報酬、監査報酬および費用に含まれていない監査費用、本トラストまたはマスター・トラストに関して政府機関に支払われる年間手数料および保険費用（ある場合）が含まれる。

本トラストの受託会社はエリアン・トラスティー（ケイマン）リミテッドであり（以下、「受託会社」という）、管理事務代行会社はバンク・オブ・ニューヨーク・メロン、シンガポール支店である（以下、「管理事務代行会社」という）。

別途記載のない限り、本書に記載されている純資産はすべて解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産をいう。

2 作成の基準

本財務諸表は、国際財務報告基準（「IFRS」）に従って作成されたものである。

（a）測定の基準

財務諸表は、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品（公正価値で測定される）を除き、歴史的な原価基準により作成されている。

本トラストは、投資企業（IFRS第10号、IFRS第12号、およびIAS第27号に対する2012年の改訂）（以下、「改訂」という）を2017年8月15日（設立日）より初めて適用したものである。経営者は、本トラストが投資企業の定義を満たすものであると結論した。

東京海上・CATボンド・ファンド

財務諸表

2019年8月31日

財務諸表に対する注記（続き）

2 作成の基準（続き）

（b）重要な会計方針の変更

[1] 本トラストは、2018年9月1日からIFRS第9号を初めて適用した。IFRS第9号の移行規定によって認められるように、これらの財務諸表全体にわたる比較情報は、その会計基準要件を反映させるために原則再表示していない。したがって、比較期間中の金融商品は、IAS第39号金融商品に従ったまま説明されている：認識および測定。

（ ）IFRS第9号金融商品

IFRS第9号は、金融資産、金融負債および非金融項目の売買のための一部の契約を認識し測定する上での要件を定めている。この基準は、IAS第39号金融商品に置き代わる：認識および測定。

IFRS第9号の導入の結果、本トラストはそれに伴う修正を第1号「財務諸表の表示」に適用することが求められている。それは以下を必要とする：

- 包括利益計算書で別個に項目提示される金融資産の減損。IAS第39号において、減損は損失が発生したときに認識される。本トラストは、発生した損失の報告を以前は行っていない。そして、
- 実効金利法によって計算された利息収入の包括利益計算書での個別表示

IFRS第9号の導入は、本トラストの解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産に対して重大な影響を及ぼしていない。

金融資産および金融負債の分類および測定

IFRS第9号は、原則的に金融資産を、償却原価で測定される区分、純損益を通して公正価値で測定される区分（FVTPL）、およびその他の包括利益を通して公正価値で測定される区分（FVOCI）の3つの分類に区分している。このIFRS第9号における金融資産の分類は、原則的に、当該金融資産が管理されている事業モデルおよびその契約上のキャッシュ・フローの特徴に基づいている。IFRS第9号は、IAS第39号による以前の区分である満期保有投資、貸付金および債権、ならびに売却可能金融資産を廃止する。IFRS第9号におけるこれらの分類の詳細分析については、注記3を参照のこと。

IFRS第9号の導入は、本トラストの金融負債およびデリバティブ金融商品に関連する会計方針に重大な影響を及ぼしていない。本トラストでのIFRS第9号における損益に関連する金融商品や金融勘定の分類および測定方法の説明については、注記3を参照のこと。

下記の表および以下に添付する注記は、IAS第39号における当初の測定分類ならびに2018年9月1日時点での本トラストの金融資産および金融負債についてのIFRS第9号における新しい測定分類を説明する。

東京海上・CATボンド・ファンド

財務諸表

2019年8月31日

財務諸表に対する注記(続き)

2 作成の基準(続き)

(b) 重要な会計方針の変更(続き)

() IFRS第9号金融商品(続き)

金融資産および金融負債の分類および測定(続き)

資産	IAS第39号における 当初の分類	IFRS第9号における 新しい分類	IAS第39号における 当初の帳簿価額 USD	IFRS第9号における 新しい帳簿価額 USD
現金	貸付金および債権	償却原価	1,135,588	1,135,588
負債性金融商品への 投資、公正価値	FVTPLに指定	FVTPLが必須	55,346,791	55,346,791
デリバティブ金融商品、 公正価値	トレーディング 目的保有	FVTPLが必須	50,480	50,480
未収利息	貸付金および債権	償却原価	445,585	445,585
その他の資産	貸付金および債権	償却原価	101,973	101,973
資産合計			57,080,417	57,080,417
負債	IAS第39号における 当初の分類	IFRS第9号における 新しい分類	IAS第39号における 当初の帳簿価額 USD	IFRS第9号における 新しい帳簿価額 USD
デリバティブ金融商品、 公正価値	トレーディング 目的保有	トレーディング 目的保有	20,557	20,557
未払費用	償却原価	償却原価	142,610	142,610
負債合計(解約可能 受益証券の受益者に 帰属する純資産を除く)			163,167	163,167

東京海上・CATボンド・ファンド

財務諸表

2019年8月31日

財務諸表に対する注記(続き)

2 作成の基準(続き)

(b) 重要な会計方針の変更(続き)

() IFRS第9号金融商品(続き)

金融資産および金融負債の分類および測定(続き)

下記の表で、2018年9月1日のIFRS第9号への移行時のIAS第39号における金融資産の帳簿価額をIFRS第9号における帳簿価額に調整する。

資産	IAS第39号の下での 2018年8月31日 現在の帳簿価額 USD	再分類	再測定	IFRS第9号の下での 2018年9月1日 現在の帳簿価額 USD
現金	1,135,588	-	-	1,135,588
未収利息	445,585	-	-	445,585
その他の資産	101,973	-	-	101,973
償却原価合計	1,683,146	-	-	1,683,146

金融資産の減損

2018年9月1日現在の金融資産の帳簿価額に対するIFRS第9号導入の影響は、新しい減損要件のみに関係する。

IFRS第9号では、IAS第39号の「発生損失」モデルに代わり「予想信用損失」(ECL)モデルが採用される。新しい減損モデルは、FVOCIでの償却原価および債務投資で測定された金融資産に適用されるが、資本性金融商品への投資には適用されない。IFRS第9号において、信用損失はIAS第39号における認識よりも早期に認識される。

本トラストは、2018年9月1日のIFRS第9号の減損要件の適用が償却原価で測定された金融資産に対して重大な影響を及ぼしていないと判断している。これは、これらの項目がさらされる信用リスクが小さいためである。

移行

IFRS第9号の導入による会計方針の変更は、下記を除いて遡及適用されている。

- 比較期間は、原則再表示されない。IFRS第9号の導入による金融資産の帳簿価額の差は、2018年9月1日時点の解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産で認識される。結果的に、2018年用として提示された情報は、IFRS第9号の要件ではなくむしろIAS第39号の要件を反映する。

東京海上・CATボンド・ファンド

財務諸表

2019年8月31日

財務諸表に対する注記(続き)

2 作成の基準(続き)

(b) 重要な会計方針の変更(続き)

() IFRS第9号金融商品(続き)

移行(続き)

- 下記の評価は、適用開始日において存在した事実および状況に基づいて行われた。
 - ・ 金融資産を保有する事業モデルの決定。
 - ・ FVTPLで測定した一部金融資産の以前の指定の取り消し。

(c) 機能通貨および表示通貨

財務諸表の機能通貨および表示通貨は米ドル(以下、「USD」という)である。これは、本トラストの運営、受益者への報告がUSDで行われる上、その報酬および費用の過半数がUSDで決済されるという事実を反映する。

(d) 見積りおよび判断の利用

IFRSに準拠した財務諸表の作成に当たり、本トラストの経営者は会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことを求められる。実際の結果は、かかる見積りと異なる場合もある。

見積りおよびその基礎となる仮定は、継続的に見直しが行われる。会計上の見積りの修正は、見積りが修正された期間のみに影響を及ぼす場合は当該期間に、見積りが修正された期間および将来の期間双方に影響を及ぼす場合は当該期間および将来の期間に認識される。

会計方針を適用する上で見積りに不確実性が伴うおよび重大な判断を要する重要な分野であって、財務諸表に計上された金額に対する影響が最も大きいものに関する情報は注記4および5に記載されている。

(e) 未適用の新会計基準および解釈指針

多数の新会計基準および既存の会計基準の改訂が2018年9月1日より後に開始する年次期間について発効しており、早期適用が認められているが、これらの新会計基準または改訂基準が本トラストの財務諸表に重大な影響を及ぼしていないため、本トラストは本財務諸表の作成に際し早期適用していない。

東京海上・CATボンド・ファンド

財務諸表

2019年8月31日

財務諸表に対する注記(続き)

3 重要な会計方針

以下に掲げる重要な会計方針は、本トラストが継続的に適用してきたものである。

(a) 金融資産および金融負債

() 認識

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は、本トラストが当該商品の契約上の条項に対する当事者となる日である約定日に当初認識される。その他の金融資産および金融負債は、その発生日に認識される。

金融負債は、一方の当事者が履行しない限り、または契約がIFRS第9号の適用を免除されていないデリバティブ契約でない限り、認識されない。

() 分類

金融資産の分類 - 2018年9月1日から適用される方針

当初認識時において、本トラストは金融資産を償却原価またはFVTPLで測定したものとして分類している。金融資産は、下記の両方の条件を満たし、かつFVTPLに指定されていない場合、償却原価で測定される：

- ）それは、契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有するという目的の事業モデルの範囲内で保有される。
- ）その契約条件は、元利（SPPI）支払いだけを表すキャッシュ・フローに対する指定期日をもたらす。

本トラストの他のすべての金融資産は、FVTPLで測定される。金融資産は、下記のいずれかに該当する場合、純損益を通じて公正価値で測定される：

- ）その契約条件は、指定期日における元本残高の元利（SPPI）支払いだけのキャッシュ・フローをもたらさない。
- ）契約上のキャッシュ・フローの回収、または契約上のキャッシュ・フローの回収および（金融資産の）売却の双方のいずれかを目的とする事業モデルの範囲内で保有されていない。
- ）当初認識時において、それはFVPLで測定された取消不能な形で指定され、それを行うことで異なる基準での資産または負債の測定あるいはそれらの損益の認識から通常生じるであろう測定または認識の不整合を解消または大幅に減少させている。

東京海上・CATボンド・ファンド

財務諸表

2019年8月31日

財務諸表に対する注記(続き)

3 重要な会計方針(続き)

(a) 金融資産および金融負債(続き)

() 分類(続き)

金融資産の分類 - 2018年9月1日から適用される方針(続き)

契約上のキャッシュ・フローがSPPIであるかどうかの評価において、本トラストは当該金融商品の契約条件を考慮する。具体的には、契約上のキャッシュ・フローの時期または金額に変更をもたらす契約条件が金融資産に含まれるかどうか(含まれる場合、SPPI要件は満たされない)等々を評価する。この評価を行う場合、本トラストは以下を考慮する：

- キャッシュ・フローの金額または時期に変更をもたらす偶発的な事象、
- レバレッジ機能、
- 期限前償還および期間延長機能、
- 特定の資産からのキャッシュ・フローに対する当該ファンドの請求を制限する条件(例えば、ノンリコース特性)、ならびに
- 金銭の時間的価値の判断を修正させる特性(例えば、金利の定期的見直し)。

本トラストには2つの事業モデルがあると判断している：

- **回収目的の事業モデル**：これは、現金、未収利息および未決済取引債権およびその他の資産を含む。これらの金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収する目的で保有している。
- **その他の事業モデル**：これは、負債性金融商品およびデリバティブ金融商品への投資を含む。これらの金融資産の管理およびパフォーマンスの評価は、頻繁な売買の中での公正価値ベースで行われる。

金融資産を保有する事業モデルの目的を評価する上で、本トラストは事業の管理方法について関連するすべての情報を考慮する。それらには以下が含まれる：

- 文書化された投資戦略およびその戦略の実際の実行。これは、契約上の受取利息から収入を得ること、特定の金利プロファイルを維持すること、金融資産のデュレーションと関連する負債または予想キャッシュ・アウトフローのデュレーションをマッチングさせること、あるいは資産の売却を通じてのキャッシュ・フローを実現することに投資戦略が重点を置いているかどうか、
- ポートフォリオのパフォーマンスがいかに評価され、本トラストの経営者に報告されるのか、
- 事業モデル(およびその事業モデルが保有する金融資産)のパフォーマンスに影響を及ぼすリスク、ならびにこれらのリスクがいかに管理されるか、

東京海上・CATボンド・ファンド

財務諸表

2019年8月31日

財務諸表に対する注記(続き)

3 重要な会計方針(続き)

(a) 金融資産および金融負債(続き)

() 分類(続き)

金融資産の分類 - 2018年9月1日から適用される方針(続き)

- 投資運用会社がいかに報酬を受けるか(例えば、報酬が運用されている資産の公正価値または回収された契約上のキャッシュ・フローに基づくか)、ならびに
- 過去の期における金融資産の売買の頻度、数量および時期、そのような売買の理由ならびに将来の売買活動予想。

認識の中止の要件を満たさない取引による金融資産の第三者への譲渡は、当該ファンドの資産の継続的な認識と一致するこの目的のための売却とは見なされない。

本トラストは、金融資産を下記のように分類した：

- FVTPLに指定された金融資産
 - ・ 負債性金融商品への投資
 - ・ デリバティブ金融商品
- 償却原価で測定する金融資産
 - ・ 現金、未収利息、未決済取引債権およびその他の資産。これらは、現在市場における公表価格の無い、固定額のまたは決定可能な金額の支払いが発生する、非デリバティブ金融資産をいう。

金融負債の分類 - 2018年9月1日から適用される方針

本トラストは、金融負債を下記のように分類した：

- トレーディング目的で保有する金融負債
 - ・ デリバティブ金融商品
- 償却原価で測定する金融負債
 - ・ 未払費用

() 測定

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は、公正価値により当初測定を行い、その取引費用は包括利益計算書に認識する。純損益を通じて公正価値で測定しない金融資産および金融負債は、公正価値に取得または発行に直接起因する取引費用を加算した金額により当初測定を行う。

東京海上・CATボンド・ファンド

財務諸表

2019年8月31日

財務諸表に対する注記(続き)

3 重要な会計方針(続き)

(a) 金融資産および金融負債(続き)

() 測定(続き)

当初の認識の後、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に分類されるすべての金融資産および金融負債は、公正価値により測定し、その公正価値の変動は包括利益計算書に認識する。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債以外の金融資産および金融負債については、実効金利法を使用した償却原価で測定し、減損がある場合にはこれを控除する。これらの商品は短期間または直ちに決済されるため、かかる測定値は公正価値に近似しているものと認められる。

「公正価値」とは、測定日における市場参加者間の秩序ある取引により行われる資産の売却により受領する価格または負債の移転のために支払う価格である。

入手可能な場合、本トラストは金融商品の公正価値を、活発な市場における当該金融商品の公表価格を用いて測定する。活発な市場とは、公表価格が容易にかつ規則的に入手可能であり、当該公表価格が独立当事者間で実際に経常的に発生する市場取引を表す市場をいう。ある金融商品の市場が活発でない場合、本トラストはその公正価値を受託会社が合意した評価手法を用いて求める。評価手法には、知識を有する自発的な独立当事者間取引(入手可能な場合)を用いるもの、実質的に同一である他の金融商品の現在の公正価値を参照するものおよびその他の価格決定モデルが含まれる。また上記に代わる方法として、信頼できる価格設定者(価格設定機関等)または債券/デットマーケットメーカーの気配値を用いて公正価値を決定することも考えられる。価格設定者から入手した仲介業者の価格は気配値である可能性があり、実行可能でないまたは拘束力がない可能性がある。本トラストは、利用する価格設定者の数と質については、判断および見積りを用いて決定する。

負債性金融商品の売却による実現損益は、加重平均原価法を用いて計算される。未実現損益は、報告期間の期首における金融商品の帳簿価額または購入時の取引価格と同期間の期末における帳簿価額との差額を示す。投資の実現および未実現損益は、包括利益計算書に計上される。

() 負債性金融商品への投資

本トラストは、本トラストの募集書類に従って、特定の価格決定手法により価格が決定されるCATボンドへの投資を保有する。CATボンドの価値評価は、以下の仲介業者4社から受領する価格のみに基づいて行われる: Swiss Re Capital Markets、Aon Securities Inc.、Willis Towers Watson SecuritiesおよびGC Securities。CATボンドの価格は、それらの仲介業者の平均中値(買呼値と売呼値の平均値から算定)に基づいて算定される。平均中値に対する平均売呼値と平均買呼値の合計の乖離率が5%以上である場合、当該債券は平均買呼値を用いて評価する。

東京海上・CATボンド・ファンド

財務諸表

2019年8月31日

財務諸表に対する注記(続き)

3 重要な会計方針(続き)

(a) 金融資産および金融負債(続き)

() デリバティブ金融商品への投資

本トラストは、為替予約契約によるデリバティブ金融商品への投資を行っている。為替予約契約の公正価値は、契約レートと適用可能な予約レート間の為替差額である。

() 減損

IFRS第9号は、本トラストが償却原価で測定された金融資産に対するECLのための損失引当金を認識することを求める。

2019年8月31日時点で、ECLモデルの範囲に含まれない償却原価で測定された金融資産として、本トラストは現金、未収利息、未決済取引債権およびその他の資産を保有していた。したがって、2018年9月1日のIFRS第9号の減損要件の適用は、本トラストの財務諸表に重大な影響を及ぼすものではない。

() 認識の中止

本トラストは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合または金融資産を譲渡し、かかる譲渡がIFRS第9号の認識の中止要件を満たす場合、当該金融資産の認識を中止する。

本トラストは、金融負債に係る契約上の債務が履行もしくは解除されたまたは終了した場合、当該金融負債の認識を中止する。

(b) 現金

現金は、国際的な金融機関の当初満期が3カ月以内の当座預金口座に預け入れている金額である。

東京海上・CATボンド・ファンド
財務諸表
2019年8月31日**財務諸表に対する注記(続き)****3 重要な会計方針(続き)****(c) 金融商品の相殺**

本トラストが認識した額を相殺する法的な権利を保有し、ネットベースで決済する意図または資産の実現と負債の決済を同時に行う意図がある場合に限り、対応する金融資産と金融負債を相殺し、財政状態計算書において相殺後の額を報告する。本財務諸表に適用される様式では、財政状態計算書の金融資産および金融負債の総額が示される。一方、金融資産および金融負債の相殺および純額は、注記5 - 金融資産および金融負債の相殺に基づき示される。

(d) 未決済取引債権

未決済取引債権は、財政状態計算書日現在、売却済みであるが未決済の投資に係る債権の金額を表す。

(e) 費用

すべての営業費用は、包括利益計算書において、発生主義により認識される。

(f) 現金に係る利息収入

現金に係る利息収入は、実効金利法による期間比例ベースで認識される。

(g) FVTPLで測定した金融商品からの純損益

FVTPLで測定した金融商品からの純利益には、負債性金融商品投資純損失、デリバティブ金融商品に係る純利益および受取利息が含まれ、これらは包括利益計算書においてそれぞれ独立して開示されている。FVTPLで測定した金融商品からの実現純損益は、加重平均原価法によって算定されている。

負債性金融商品投資純損失は、すべての実現および未実現の公正価値の変動から構成される。FVTPLで測定した金融商品からの実現損益は、金融商品の原価とそれらの売却取引における決済価格との差額を示す。

未実現損益は、報告期間の期首における金融商品の帳簿価額または当該金融商品を同期間中に購入した場合はその取引価格と同期間の期末における帳簿価額との差額を示す。

外貨建ての投資その他の資産および負債は、評価日に米ドルに換算される。外貨建ての有価証券の購入および売却ならびに費用項目は、各取引の実行日に米ドルに換算される。

東京海上・CATボンド・ファンド

財務諸表

2019年8月31日

財務諸表に対する注記(続き)

3 重要な会計方針(続き)

(g) FVTPLで測定した金融商品からの純損益(続き)

外貨建て投資およびその他の外貨建て取引に係る為替変動から生じた実現正味為替差損益の報告額は、それぞれ包括利益計算書の投資に対する純損益および外貨建て取引に係る為替差損益(純額)に含まれている。

(h) 解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産

受託会社は本トラストの受益証券保有者のために、マスター・トラストの信託約款と付録の規定に従い、信託ファンドの本トラストの資産を保有する。本トラストは、発行する金融商品をその契約条件の実質的内容に応じて金融負債または資本性金融商品に分類している。本トラストは2つのクラスの解約可能受益証券を発行している。これらは本トラストの金融商品のうちの最も劣後するクラスであり、2つのクラスはすべての重要な点において同順位である。これら2つのクラスは、通貨、ポートフォリオ資産、分配率および最低発行額を除き、同一の条件に従う。解約可能受益証券は、受益者に、各買戻日および本トラストの清算時における各自の持分割合に応じた本トラストの純資産の価値に対応する現金による買戻しを要求する権利を提供する。

金融商品の各クラスの条項に差異があることから、IAS第32号に従い、本トラストの解約可能受益証券は金融負債に分類されている。この負債は、本トラストが買戻時に支払う義務のある金額により測定される。かかる金額は本トラストの募集書類に従って計算されるトレーディング純資産価値に基づいている。

(i) 受益証券1口当たり純資産価格

本トラストの1口当たり純資産価格は、マスター・トラストの信託約款に従って、各クラスの解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の総額を、各クラスの発行済受益証券口数で除することによって算定される。

(j) 税金

本トラストはケイマン諸島における所得、利益またはキャピタルゲインに対する税の支払を免除されている。マスター・トラストは、ケイマン諸島総督より、マスター・トラストの設立日から50年間、所得、利益またはキャピタルゲインに課される現地のあらゆる税金を免除するとの保証を得ている。したがって、本財務諸表に未払所得税は計上されていない。

(k) 分配

分配を受ける資格のある受益者への分配は、包括利益計算書において、発生主義により認識される。

東京海上・CATボンド・ファンド**財務諸表****2019年8月31日****財務諸表に対する注記(続き)****4 財務リスク管理**

本トラストの投資ポートフォリオはCATボンドその他の保険連動証券への投資および通貨フォワードで構成される。本トラストの投資活動は、投資先の金融商品および金融市場に関連する様々な種類のリスクに対するエクスポージャーを抱える。本トラストがエクスポージャーを抱える財務リスクのうち、最も重要な種類のものは、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクである。財政状態計算書作成日の時点で保有する金融商品の性質と残高、および本トラストが採用しているリスク管理ポリシーについて、以下に記載する。

(a) 市場リスク

市場リスクは、損失および利益の両方の可能性を持ち、価格リスク、通貨リスクおよび金利リスクを含む。

本トラストの運用リスク管理戦略は、募集書類に記載された投資目標および投資制限に基づいて実行される。本トラストは、主にCATボンドへの投資(ただし、その他の保険連動証券への投資も行う)を通じて投資家にインカムゲインを提供するよう努めるものである。本トラストのポートフォリオの投資対象を選択するにあたり、副投資運用会社は以下の要因を考慮する。

- ・ 自ら行うCATボンドおよび関連市場(CATボンドのトレンド、再保険市場および当該セクターの投資トレンドを含むがこれらに限定されない)の分析
- ・ 各CATボンドのリスク特性(地震およびハリケーンを含むがこれらに限定されない)
- ・ 各CATボンドの地域特性およびスプレッド水準

上記の要因に加えて、副投資運用会社は、可能な限り、日本に関連するリスクに晒されるCATボンドへの投資を避けるように負債性金融商品を運用する。

副投資運用会社は、CATボンドの市場全体の危険の種類/地理的特性を考慮しつつ、本トラストの投資対象とするCATボンドの危険の種類または地理的特性を分散化するよう努める。実物不動産投資を通じて本トラストがそのエクスポージャーを獲得するCATボンドは、一般に、特定目的ビークル(以下、「SPV」という)が発行するレバレッジの掛かっていない仕組債である。各SPVは定義された事象の発生についてのリスクを負い、CATボンドの発行を通じて当該エクスポージャーの全額をカバーする資金を調達する。これにより、スポンサーとの間で締結されるリスク移転契約から発生するリスクを担保し、かかるリスクを直接移転する。

投資運用会社は、以下の通貨フォワードを締結することで、受益者のために為替変動リスクをヘッジするよう努める。

東京海上・CATボンド・ファンド

財務諸表

2019年8月31日

財務諸表に対する注記(続き)

4 財務リスク管理(続き)

(a) 市場リスク(続き)

- ・ 米ドル(年2回)クラスに関して、投資運用会社は、米ドル(年2回)クラスのUSD(すなわち、当該受益証券の通貨)のUSD以外の通貨に対する為替変動エクスポージャーをヘッジするための戦略を実施する。
- ・ 円(年2回)クラスに関して、投資運用会社は、円(年2回)クラスのJPY(すなわち、当該受益証券の通貨)のJPY以外の通貨に対する為替変動エクスポージャーをヘッジするための戦略を実施する。

副投資運用会社は、CATボンドのリスク特性の指標となる指数に対する差異を月次ベースで監視する。副投資運用会社が用いるベンチマーク指数は、スイス・リー・グローバルCATボンドパフォーマンス指数トータルリターンである。

副投資運用会社は、本トラストの投資を本トラストの投資目標および戦略に従って管理するが、その際、本トラストの資産の使用または投資が本トラストの投資制限に抵触することを防止するための必要かつ経済的に合理的な措置を講じる。投資運用会社は、社内で作成し定期的に更新する運用ガイドラインに従って運用活動を行う。管理会社は、受託会社に対し、通常の業務の範囲外の事象の発生または状況の結果要求される運用意思決定またはその他の運用活動に関する助言を行う。

() 価格リスク

価格リスクとは、個別投資またはその発行会社に固有の要因によるか、当該市場で取引される全商品に影響を及ぼす要因によるかを問わず、市場価格の変動の結果として、投資の価値が変動するリスクを指す。

本トラストが保有する投資の価値は公正価値で測定され、それに伴う公正価値の変動は包括利益計算書において認識されるため、市場環境におけるすべての変動は、解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産および解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の変動に直接的な影響を及ぼす。

本トラストの投資(主にCATボンドへの投資)は、変動金利証券として発行されるものであり、投資家は指定された指数に対する所定のスプレッド(または通常短期マネー・マーケット・ファンドに投資される高品質担保からのリターン)を受領する。こうした指数(担保リターン)は、その時点での短期金利に基づいて定期的に改定される。CATボンドの価格は、投資家を得るスプレッドと逆相関がある。また当該スプレッドは、モデルにより算定される期待損失および危険ゾーン、リスク認識、市場トレンド、経済的混乱等その他の市場要因の関数である。

東京海上・CATボンド・ファンド

財務諸表

2019年8月31日

財務諸表に対する注記（続き）

4 財務リスク管理（続き）

（a）市場リスク（続き）

（ ）価格リスク（続き）

以下の表は、本トラストが保有する負債性金融商品の2019年8月31日および2018年8月31日現在の集中状況を示す。

2019年8月31日

	市場価値 USD	全体に対する 比率（％）
国*		
英国	735,794	1.83
アイルランド	2,368,828	5.90
バミューダ	27,639,137	68.79
ケイマン諸島	6,471,897	16.11
シンガポール	234,003	0.58
その他	2,729,763	6.79
合計	40,179,422	100.00

* 国別の分類は設立国に基づく。

2018年8月31日

	市場価値 USD	全体に対する 比率（％）
国*		
英国	502,138	0.91
アイルランド	5,246,356	9.48
バミューダ	36,216,069	65.43
ケイマン諸島	8,859,809	16.01
その他	4,522,419	8.17
合計	55,346,791	100.00

* 国別の分類は設立国に基づく。

一般に、例えば米国のハリケーンのような特定の地域における特定の大災害のリスクへの集中がみられる。これは、CATボンドのリスク全体の中の高い割合を占める。したがって、これらの事象が発生した場合、これらのCATボンドの価格は大幅に下落する可能性があり、本トラストに多額の損失が発生する可能性がある。

東京海上・CATボンド・ファンド

財務諸表

2019年8月31日

財務諸表に対する注記（続き）

4 財務リスク管理（続き）

（a）市場リスク（続き）

（ ）価格リスク（続き）

本トラストの投資は、以下の危険に集中している。

2019年8月31日

	市場価値 USD	全体に対する 比率（％）
危険		
複合危険	25,471,060	63.39
地震	5,954,316	14.82
洪水	714,600	1.78
パンデミック	2,250,151	5.60
風災	5,068,704	12.62
山火事	720,591	1.79
合計	40,179,422	100.00

2018年8月31日

	市場価値 USD	全体に対する 比率（％）
危険		
複合危険	29,088,158	52.56
地震	12,309,055	22.23
洪水	500,988	0.91
パンデミック	4,113,050	7.43
風災	9,335,540	16.87
合計	55,346,791	100.00

本トラストは、その投資方針に従って主にCATボンドに投資している。副投資運用会社が本トラストに適用するリスク管理の枠組みは以下の3つのリスク監視活動から構成される：（1）単一のCATボンドのウェイトが本トラストの最新の純資産価値の10%を超えないよう行う日次監視、（2）単一の債券発行体のウェイトが本トラストの最新の純資産価値の35%を超えないよう行う日次監視、および（3）1%水準での年次バリュアットリスク指標（VaR）の月次計算。

2019年8月31日現在、本トラストの1%水準での年次VaRは17,859,064米ドル（2018年：21,808,867米ドル）である。これは、100年に1度の確率で発生する最大損失額を表す。

東京海上・CATボンド・ファンド**財務諸表****2019年8月31日****財務諸表に対する注記(続き)****4 財務リスク管理(続き)****(a) 市場リスク(続き)****() 価格リスク(続き)**

近年、CATボンドにおいて、スポンサー(保険会社や再保険契約のカウンターパーティ等)および発行体の集中が顕著になってきている。自然大災害が発生した場合にCATボンドの元本の一部または全額が毀損する可能性に加え、このようなエクスポージャーの集中状況の結果、本トラストは、より幅広い業種および発行体に投資する分散化したファンドに比べてより多額の損失が発生する可能性がある。

2019年8月31日現在、単一の負債性金融商品および発行体であって、それぞれ解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の10%および35%を超えるものはない(2018年:無し)。

() 金利リスク

本トラストは有利子金融資産および金融負債を保有することから、財政状態およびキャッシュ・フローへの市場金利水準の変動の影響に関連するリスクに晒される。一般に、固定金利証券の金利リスクは変動金利証券よりも高い。したがって、金利上昇局面では、固定金利証券の価値は変動金利証券に比べてより大きく下落する。名目金利が上昇するにしたがって、本トラストの価値は下がる可能性が高い。名目金利は、実質金利と期待インフレ率の合計値として記述することができる。

固定金利証券およびデュレーションの長い変動金利証券は、金利の変動に対する感応度がより高く、通常デュレーションの短い証券よりも高いボラティリティを示す。

一般に、CATボンドは通常変動金利証券として発行される。こうした証券の利率は金利の変動にある程度連動しているため、金利の変動に対する感応度は比較的低くなる。しかしながら、裏付資産である短期金融市場商品の残存期間から一定の軽微な金利リスクが発生する。

東京海上・CAT bonds・ファンド

財務諸表

2019年8月31日

財務諸表に対する注記（続き）

4 財務リスク管理（続き）

（a）市場リスク（続き）

（ ）金利リスク（続き）

2019年8月31日	1カ月未満 USD	1カ月～1年 USD	1年～5年 USD	5年超 USD	無利息 USD	合計 USD
資産						
負債性金融商品への 投資、公正価値	20,604,638	19,574,784	-	-	-	40,179,422
デリバティブ金融商品、 公正価値	-	-	-	-	486,483	486,483
未収利息	-	-	-	-	411,368	411,368
未決済取引債権	-	-	-	-	1,993,000	1,993,000
その他の資産	-	-	-	-	52,727	52,727
現金	355,872	-	-	-	-	355,872
資産合計	20,960,510	19,574,784	-	-	2,943,578	43,478,872
負債						
デリバティブ金融商品、 公正価値	-	-	-	-	20,994	20,994
未払費用	-	-	-	-	129,325	129,325
負債合計（解約可能 受益証券の受益者に 帰属する純資産を除く）	-	-	-	-	150,319	150,319
利息および感応度 ギャップ合計	20,960,510	19,574,784	-	-	2,793,259	43,328,553

2018年8月31日	1カ月未満 USD	1カ月～1年 USD	1年～5年 USD	5年超 USD	無利息 USD	合計 USD
資産						
負債性金融商品への 投資、公正価値	13,996,500	41,350,291	-	-	-	55,346,791
デリバティブ金融商品、 公正価値	-	-	-	-	50,480	50,480
未収利息	-	-	-	-	445,585	445,585
その他の資産	-	-	-	-	101,973	101,973
現金	1,135,588	-	-	-	-	1,135,588
資産合計	15,132,088	41,350,291	-	-	598,038	57,080,417
負債						
デリバティブ金融商品、 公正価値	-	-	-	-	20,557	20,557
未払費用	-	-	-	-	142,610	142,610
負債合計（解約可能 受益証券の受益者に 帰属する純資産を除く）	-	-	-	-	163,167	163,167
利息および感応度 ギャップ合計	15,132,088	41,350,291	-	-	434,871	56,917,250

東京海上・CATボンド・ファンド

財務諸表

2019年8月31日

財務諸表に対する注記（続き）

4 財務リスク管理（続き）

（a）市場リスク（続き）

（ ）金利リスク（続き）

金利感応度分析

当期の金利変動のボラティリティは、財政状態計算書日における金利の25ベースポイント（以下、「bps」という）の変動に基づいて算定される。この分析は、他のすべての変数が一定であると仮定して行われる。

	金利変動の純資産 に対する影響	
	25 bps	25 bps
	上昇	下落
	USD	USD
2019年8月31日		
受益者に帰属する純資産への正味影響額	(10,045)	10,045

	金利変動の純資産 に対する影響	
	25 bps	25 bps
	上昇	下落
	USD	USD
2018年8月31日		
受益者に帰属する純資産への正味影響額	(13,837)	13,837

2019年8月31日時点で保有している負債性金融商品のデュレーションは0.1（2018年：0.1）である。

本トラストの金融資産および金融負債別のキャッシュ・フロー金利リスクに対するエクスポージャーは、主に、変動金利の短期市場金利商品で保有されている現金から構成される。これらの残高に対する市場金利変動の影響は、本トラストにとって重要ではない。

（ ）為替リスク

本トラストは、金融商品に投資する際、機能通貨以外の通貨建ての取引を行う場合がある。その結果、本トラストは、機能通貨の他の通貨に対する為替レートが変動し、本トラストの資産または負債のうちの機能通貨である米ドルを含む特定の通貨建ての資産または負債に悪影響が生じるリスクに晒される。

東京海上・CATボンド・ファンド

財務諸表

2019年8月31日

財務諸表に対する注記(続き)

4 財務リスク管理(続き)

(a) 市場リスク(続き)

() 為替リスク(続き)

下記の表は、本トラストの為替リスクに対する総エクスポージャーを2019年8月31日および2018年8月31日時点で米ドル換算した額で示すものである：

2019年8月31日	JPY USD	EUR USD	合計 USD
資産			
現金	34,953	6,663	41,616
負債性金融商品への投資、公正価値	-	1,369,053	1,369,053
未収利息	-	8,487	8,487
その他の資産	30,594	-	30,594
資産合計	72,210	1,377,540	1,449,750
負債			
未払費用	-	-	-
負債合計(解約可能受益証券の 受益者に帰属する純資産を除く)	-	-	-
外国為替先渡契約	19,930,974	(1,377,492)	18,553,482
正味エクスポージャー合計	20,003,184	48	20,003,232

2018年8月31日	JPY USD	EUR USD	合計 USD
資産			
現金	6,389	-	6,389
負債性金融商品への投資、公正価値	-	3,725,593	3,725,593
未収利息	-	30,072	30,072
その他の資産	60,082	-	60,082
資産合計	66,471	3,755,665	3,822,136
負債			
未払費用	-	-	-
負債合計(解約可能受益証券の 受益者に帰属する純資産を除く)	-	-	-
外国為替先渡契約	24,220,836	(3,709,858)	20,510,978
正味エクスポージャー合計	24,287,307	45,807	24,333,114

上記の表の金額は、資産および負債の帳簿価額および外国為替先渡契約の想定元本に基づくものである。

東京海上・CATボンド・ファンド

財務諸表

2019年8月31日

財務諸表に対する注記(続き)

4 財務リスク管理(続き)

(a) 市場リスク(続き)

() 為替リスク(続き)

感応度分析

2019年8月31日現在の貨幣性資産および負債の為替リスクに対する正味エクスポージャーは20,003,232米ドル(2018年:24,333,114米ドル)であった。2019年8月31日現在、他のすべての通貨に対して米ドルが5%上昇した場合、他の変数を一定と仮定すると、解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産および包括利益計算書に計上される解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の変動額は1,000,161米ドル(2018年:1,216,656米ドル)減少していた。反対に他のすべての通貨に対して米ドルが5%下落した場合、他の変数を一定と仮定すると、同額の逆方向の影響が発生していた。

(b) 信用リスク

信用リスクは、金融商品のカウンターパーティが、本トラストとの間で締結した債務またはコミットメントを履行しないリスクを指す。金融資産の帳簿価額は、財政状態計算書日現在の信用リスクエクスポージャーの上限額を最も適確に表すものである。

本トラストの資産の投資先であるCATボンドは、その元本または利息が支払われないリスクに晒される。財政状態の悪化により、発行体の元利金の支払能力が損なわれる可能性がある。発行体の元利金支払能力が損なわれた(または損なわれたと認識された)場合、本トラストの資産として保有されている証券の価値に影響が生じる場合がある。

特に、CATボンドの価格は、自然大災害の発生、疫病の流行または債券の条件に定義されたトリガーポイントを超過することによりCATボンド発行体の債務不履行またはその可能性が発生した場合、大きく下落する可能性がある。

信用リスクは、取引の相手先に承認された仲介業者その他の信頼できる金融機関を選ぶことにより軽減される。また、本トラストの金融資産は確立され承認されたカウンターパーティにより保管されている。上場証券に関するすべての取引は、承認された仲介業者を利用して受渡時に決済/支払が行われる。購入に対する支払は、仲介業者が購入した証券を受領した後に実行される。当事者の一方が自らの義務を履行しなかった場合、取引は不成立となる。本トラストは、個別のカウンターパーティへのエクスポージャーに基づいて集中リスクを決定する。

東京海上・CATボンド・ファンド

財務諸表

2019年8月31日

財務諸表に対する注記（続き）

4 財務リスク管理（続き）

（b）信用リスク（続き）

本トラストの実質的にすべての資産は保管会社が保有する。保管会社に破産または支払不能が発生した場合、保管会社に保管されている投資および現金および現金同等物に対する本トラストの権利が遅延または限定される可能性がある。本トラストは、保管会社の信用状態および財務ポジションを監視することにより、このリスクを監視する。

以下の表は、本トラストの資産が保管されている銀行および保管会社のムーディーズによる2019年8月31日および2018年8月31日時点の信用格付を要約したものである。

2019年8月31日

	公正価値 USD	信用格付
銀行		
バンク・オブ・ニューヨーク・メロン	355,872	A1
保管会社		
バンク・オブ・ニューヨーク・メロン	40,179,422	A1
金融デリバティブのカウンターパーティ		
バンク・オブ・ニューヨーク・メロン	486,483	A1

2018年8月31日

	公正価値 USD	信用格付
銀行		
バンク・オブ・ニューヨーク・メロン	1,135,588	A1
保管会社		
バンク・オブ・ニューヨーク・メロン	55,346,791	A1
金融デリバティブのカウンターパーティ		
バンク・オブ・ニューヨーク・メロン	50,480	A1

東京海上・CATボンド・ファンド

財務諸表

2019年8月31日

財務諸表に対する注記（続き）

4 財務リスク管理（続き）

（c）流動性リスク

本トラストは資産を比較的非流動的な証券に投資するため、本トラストの投資を望ましい価格およびタイミングで処分する管理会社の能力が制限される可能性がある。その上、こうした投資の再売却は契約上の条項により制限される場合があり、こうした条項はその投資の価値自体に影響を及ぼす可能性がある。また、取引所によって特定の金融商品または契約の取引が停止される可能性、特定の金融商品または契約の即時売却および決済を求める命令が下される可能性、または特定の金融商品または契約の取引を売却目的に限って認める命令が下される可能性もある。非流動性リスクは、店頭取引の場合にも発生する可能性がある。こうした金融商品または契約には規制された市場が存在しない場合もあり、買呼値と売呼値はそれらの金融商品または契約の仲買業者によってのみ形成される可能性が高い。また、時価のない有価証券への投資には流動性リスクが伴う。加えて、こうした証券は価値評価が困難であり、その発行体は必ずしも規制された市場の投資家保護規制に服しない。

一般に、CATボンドは流動性が低く、市場参加者が限定されており、セカンダリー市場でのCATボンドの価格はボラティリティが高い。したがって、CATボンドの売却価額は、以前の価格水準から大きく割り引かれたものとなる場合がある。さらに、一部のCATボンドにはセカンダリー市場が存在しない可能性があり、その場合には店頭取引により買い手を探す必要がある場合もある。したがって、CATボンドの売却価額は、以前の価格水準から大きく割り引かれたものとなる場合があり、その結果本トラストに多額の損失が発生する可能性がある。

さらに、本トラストが短期間で多くの購入申込みを受け一方、投資制限を遵守した上で投資先となる十分なCATボンドを発見できない場合、本トラストは一時的に多額の現金を保有する可能性がある。この場合、受益者のCATボンドに対するエクスポージャーは希釈化する。

また、本トラストは、大災害の発生時のような受益者にとって最も得策であると考えられるような重要な状況においては、各クラスの受益証券の買戻し／購入の申込みを一時停止または解除する場合がある。

解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産以外の金融負債について、契約満期までの残存期間は3カ月未満である。

（d）その他のリスク

ボラティリティリスク

デリバティブ商品の価格は非常にボラティリティが高い。先渡契約の価格変動は、金利、需給関係の変化、政府の貿易、財政、金融および為替管理プログラムおよび政策、国内および国際的な政治および経済事象および政策等の影響を受ける。

東京海上・CATボンド・ファンド

財務諸表

2019年8月31日

財務諸表に対する注記（続き）

4 財務リスク管理（続き）

（d）その他のリスク（続き）

ボラティリティリスク（続き）

また、政府は時折直接的におよび規制を通じて特定の市場、特に為替および金利に関連する先物およびオプション市場に介入する。こうした介入は、しばしば価格に直接影響を及ぼすことを目的として行われ、他の要因と一緒に、金利変動等を通じてそれらの市場をすべて急激に同じ方向に向かわせる場合がある。

手法および金融商品のリスク

手法および金融商品の利用には一定の特別なリスクが伴うが、それらのリスクには以下が含まれる：（ ）ヘッジ対象となる投資の価格および金利の動きを予測する能力への依存性、（ ）ヘッジ手段とヘッジ対象である投資または市場との間の不完全な相関関係、（ ）これらの金融商品を利用するために必要なスキルが投資の選定に必要なスキルとは異なるという事実、および（ ）効果的なポートフォリオ管理または買戻請求に応じる能力に対する障害が発生する可能性。

本トラストの早期解約

本トラストの最終買戻日は2163年12月1日に予定されているが、強制買戻事由が生じた場合は、最終買戻日は前倒しされる。

本トラストが募集書類に記載されている規定に従って解約されない場合、受託証券は、次のいずれかが発生した時点で、強制的に買戻される。

（ ）2022年7月1日以降の評価日の純資産価格は10,000,000米ドル以下であり、管理会社が、すべての受託証券を強制的に買戻す決断をする、または

[1] （ ）受託会社および管理会社がすべての受託証券の強制的な買戻しに合意する（それぞれを「強制買戻事由」という）

東京海上・CATボンド・ファンド

財務諸表

2019年8月31日

財務諸表に対する注記（続き）

5 公正価値測定

本トラストは、測定に使用されるインプットの重要度を反映した公正価値ヒエラルキーを利用して、公正価値測定を分類する。この公正価値ヒエラルキーは、以下の3階層により構成される：

- ・ 活発な市場における同一の資産または負債に関する公表価格（未修正）（レベル1）。
- ・ レベル1に含まれる公表価格以外のインプットであって、当該資産または負債に関して直接（価格として）または間接的に（価格から導出される）観察可能なインプット（レベル2）。
- ・ 当該資産または負債に関する観察可能な市場データに基づかないインプット（すなわち、観察不可能なインプット）（レベル3）。

公正価値測定がその全体として分類される公正価値ヒエラルキーにおけるレベルは、公正価値測定をその全体として捉えた場合に重要である最低レベルのインプットをベースとして決定されたものである。この目的のため、個別インプットの重要度は、全体としての公正価値測定と照らし合わせて評価される。特定の公正価値測定において、観察可能なインプットが使用できるものの、相当程度を観察不可能なインプットにより修正する必要がある場合でも、かかる測定はレベル3の測定となる。全体としての公正価値測定に対する、特定のインプットの重要性を評価するには、当該資産または負債に固有の要素を考慮した上での判断が要求される。

「観察可能」なインプットが何によって構成されるかについての決定も、本トラストによる判断による部分が大きい。本トラストは、簡単に入手可能であり、定期的に配布または更新され、信頼性が高く検証可能であり、社内情報ではなく、関連する市場に積極的に関与している独立系の情報源により提供された市場データにつき観察可能なデータであるとみなす。

純損益を通じて公正価値で測定する金融商品

以下の表は、2019年8月31日および2018年8月31日現在の純損益を通じて公正価値で測定される金融商品を、公正価値測定を分類する公正価値ヒエラルキーのレベル別に分析したものである：

	レベル1 USD	レベル2 USD	レベル3 USD	合計 USD
2019年8月31日				
純損益を通じて				
公正価値で測定する金融資産				
負債性金融商品への投資	-	40,179,422	-	40,179,422
デリバティブ金融商品	-	486,483	-	486,483
	-	40,665,905	-	40,665,905
純損益を通じて				
公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ金融商品	-	(20,994)	-	(20,994)
	-	(20,994)	-	(20,994)

東京海上・CATボンド・ファンド

財務諸表

2019年8月31日

財務諸表に対する注記(続き)

5 公正価値測定(続き)

純損益を通じて公正価値で測定する金融商品(続き)

	レベル1 USD	レベル2 USD	レベル3 USD	合計 USD
2018年8月31日				
純損益を通じて				
公正価値で測定する金融資産				
負債性金融商品への投資	-	55,346,791	-	55,346,791
デリバティブ金融商品	-	50,480	-	50,480
	-	55,397,271	-	55,397,271
純損益を通じて				
公正価値で測定する金融負債				
デリバティブ金融商品	-	(20,557)	-	(20,557)
	-	(20,557)	-	(20,557)

活発とは見なされない市場で取引される金融商品ではあるが、市場の公表価格や、仲買業者による値付け、または観察可能なインプットを参考にした代替的な価格設定者による価格付けより測定された商品については、レベル2に分類される。これらには、CATボンドおよび通貨フォワードへの投資が含まれる。

CATボンドへの投資は、注記3(a)()に記載した方針に従って価値の評価を行う。CATボンドの価格は、仲介業者4社の買呼値と売呼値から算出される。これらの仲介業者はCATボンド市場の主要マーケット・メーカーであり、自社の価格決定モデルを用いて入手可能な一般に公開されたCATボンドの取引価格に基づいて価格を算定している。そのような取引が無い場合、各仲介業者は、CATボンドの価格を類似した債券の市場データから算定する。観察可能な市場インプットに基づいてCATボンドの公正価値を測定するための十分な情報が入手可能である。しかしながら、推定された価値は、近い将来最終的に実現する金額と著しく異なる可能性があり、その違いが重大な要因となりうる。

純損益を通じて公正価値で測定しない金融商品

純損益を通じて公正価値で測定しない金融商品には以下が含まれる：

- () 現金、未収利息、未決済取引債権、その他の資産および未払費用。これらは短期金融資産および金融負債であり、その短期的性質から、その帳簿価額は公正価値に近似している。
- () 解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産。本トラストは、解約可能受益証券の買い戻しおよび発行につき、財務諸表における算定方法と同一の方法により買戻時点における本トラストの純資産に対する持分割合を算定し、かかる割合の買い戻しおよび発行を行う。従って、解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の帳簿価額は、ほぼ公正価値に等しい。当該受益証券は、公正価値ヒエラルキーにおいてレベル2に分類される。

東京海上・CATボンド・ファンド

財務諸表

2019年8月31日

財務諸表に対する注記（続き）

5 公正価値測定（続き）

デリバティブ金融商品

本トラストは為替予約契約を締結する。為替予約契約は、特定の数量の通貨を将来の特定の日に特定の価格で売買することを当事者間で約束する契約である。開始時には元本金額の交換は発生せず、正味の債権・債務ポジションは満期日に決済される。通貨フォワードは、円（年2回）クラスおよび米ドル（年2回）クラスに起因する為替リスクを管理しヘッジするために利用される。

報告日現在、以下の未決済の為替予約契約が存在する。

2019年8月31日

満期日	契約数	債権 USD	債務 USD	公正価値（純額） USD
2019年9月13日	4	486,483	(20,994)	465,489
合計		486,483	(20,994)	465,489

2018年8月31日

満期日	契約数	債権 USD	債務 USD	公正価値（純額） USD
2018年9月14日	2	50,480	(20,557)	29,923
合計		50,480	(20,557)	29,923

為替予約契約により購入および売却された通貨には米ドル、ユーロおよび日本円が含まれる。これは、本トラストの投資目標と整合的である。

以下の表は、為替予約契約の想定エクスポージャーを示したものである。

2019年8月31日	公正価値 USD	想定元本 USD
デリバティブ資産		
為替予約契約	486,483	21,068,475
デリバティブ負債		
為替予約契約	(20,994)	(2,980,482)

東京海上・CATボンド・ファンド

財務諸表

2019年8月31日

財務諸表に対する注記（続き）

5 公正価値測定（続き）

デリバティブ金融商品（続き）

2018年8月31日	公正価値 USD	想定元本 USD
デリバティブ資産		
為替予約契約	50,480	24,170,356
デリバティブ負債		
為替予約契約	(20,557)	(3,689,301)

金融資産および金融負債の相殺

本トラストは、財政状態計算書上の資産と負債の相殺の影響を開示する。この開示によって、財務諸表利用者は認識された資産および負債に係るネットティング契約の財政状態への影響または潜在的な影響を評価することができる。これらの認識済資産および負債は、強制可能なマスター・ネットティング契約または類似の契約の条件に服する金融商品およびデリバティブ商品または以下の相殺権基準を満たす金融商品およびデリバティブ商品である：本トラストが他の当事者に対して支払義務を負う金額が決定可能であり、本トラストが当該金額を他の当事者が支払義務を負う金額と相殺する権利を有していること、本トラストが相殺を行う意図を有していること、および本トラストの相殺権が法律により強制可能であること。

2019年8月31日現在、本トラストは、財政状態計算書上相殺可能でありマスター・ネットティング契約に服する金融商品およびデリバティブ商品を保有している。このマスター・ネットティング契約は、カウンターパーティに本トラストのために提供されている担保またはカウンターパーティの負債または支払義務を本トラストが当該カウンターパーティに対して負う負債または支払義務と相殺することを認めるものである。

2019年8月31日現在の強制力のあるマスター・ネットティング契約または類似の契約に服する金融資産および金融負債は以下のとおりである。

財政状態計算書に 計上された認識済み 金融資産の総額（b）	財政状態計算書上で相殺されていない 関連する金額		
	金融 商品（a）	受領した 現金担保（a）	純額
デリバティブ資産			
為替予約契約			
バンク・オブ・ ニューヨーク・メロン	486,483	(20,994)	-
合計	486,483	(20,994)	-

東京海上・CATボンド・ファンド

財務諸表

2019年8月31日

財務諸表に対する注記(続き)

5 公正価値測定(続き)

金融資産および金融負債の相殺(続き)

財政状態計算書に 計上された認識済み 金融負債の総額（b）	財政状態計算書上で相殺されていない 関連する金額		
	金融 商品（a）	差入れられた 現金担保（a）	純額
デリバティブ負債			
為替予約契約			
バンク・オブ・			
ニューヨーク・メロン	(20,994)	20,994	-
合計	(20,994)	20,994	-

(a) これらの金額は、デリバティブ資産または負債の残高に限定されている。このため、受領したまたは差入れられた超過担保は含まれていない。

(b) 財政状態計算書上に計上されたこれらの金額は相殺されておらず、その結果、総額は純額に等しい。

2018年8月31日現在の強制力のあるマスター・ネットティング契約または類似の契約に服する金融資産および金融負債は以下のとおりである。

財政状態計算書に 計上された認識済み 金融資産の総額（b）	財政状態計算書上で相殺されていない 関連する金額		
	金融 商品（a）	受領した 現金担保（a）	純額
デリバティブ資産			
為替予約契約			
バンク・オブ・			
ニューヨーク・メロン	50,480	(20,557)	-
合計	50,480	(20,557)	-
			29,923

東京海上・CATボンド・ファンド

財務諸表

2019年8月31日

財務諸表に対する注記(続き)

5 公正価値測定(続き)

金融資産および金融負債の相殺(続き)

	財政状態計算書に 計上された認識済み 金融負債の総額（b）	財政状態計算書上で相殺されていない 関連する金額		
		金融 商品（a）	差入れられた 現金担保（a）	純額
デリバティブ負債				
為替予約契約				
バンク・オブ・				
ニューヨーク・メロン				
	(20,557)	20,557	-	-
合計	(20,557)	20,557	-	-

(a) これらの金額は、デリバティブ資産または負債の残高に限定されている。このため、受領したまたは差入れられた超過担保は含まれていない。

(b) 財政状態計算書上に計上されたこれらの金額は相殺されておらず、その結果、総額は純額に等しい。

6 FVTPLで測定した金融商品からの純利益

FVTPLで測定した金融商品からの純利益は以下の項目から構成される：

	2019年8月31日 に終了した年度 USD	2017年8月15日 (設立日)から 2018年8月31日 までの期間 USD
受取利息	3,590,970	2,378,051
純損益を通じて公正価値で測定する 負債性金融商品に係る総実現(損失)/利益	(199,692)	4,092
純損益を通じて公正価値で測定する 負債性金融商品に係る総未実現損失	(1,936,791)	(1,373,898)
純損益を通じて公正価値で測定する デリバティブ金融商品に係る総実現利益/(損失)	41,628	(12,987)
純損益を通じて公正価値で測定する デリバティブ金融商品に係る総未実現利益	435,566	29,923
FVTPLで測定した金融商品からの純利益	1,931,681	1,025,181

東京海上・CATボンド・ファンド

財務諸表

2019年8月31日

財務諸表に対する注記(続き)

7 解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産

発行済全額払込済受益証券口数の変動は以下のとおりである。

発行済全額払込済受益証券

	円(年2回) クラス (口数)	米ドル(年2回) クラス (口数)
2018年8月31日時点残高	273,478.014	3,287,246.637
受益証券の発行	-	79,622.471
受益証券の買戻し	(53,287.337)	(1,046,908.446)
2019年8月31日時点残高	220,190.677	2,319,960.662

発行済全額払込済受益証券

	円(年2回)クラス (口数)	米ドル(年2回) クラス (口数)
2017年8月15日(設立日)時点残高	-	-
受益証券の発行	284,478.038	3,287,246.637
受益証券の買戻し	(11,000.024)	-
2018年8月31日時点残高	273,478.014	3,287,246.637

初回募集期間の米ドル(年2回)クラスに関して、最小初回購入申込みは、10,000口であり、その後、さらに1口増加する。その後の購入申込みについて、最小初回募集額は100,000米ドルであり、その後、0.01米ドル増加する。

初回募集期間の円(年2回)クラスに関して、最小初回購入申込みは1,000口であり、その後さらに1口増加する。その後の購入申込みについて、最小初回募集額は10,000,000円であり、その後1円増加する。

米ドル(年2回)クラスの発行価格は1口10.00米ドルであり、円(年2回)クラスは1口10,000円である。

受益証券の初回発行後、資格のある投資家は、当該応募価格で、その後の購入日に受益証券の予約購入が可能である。取引日の受益証券クラスを予約購入した各受託証券に関して、応募価格は、評価地点での取引日直前の評価日の係る受益証券クラスごとの純資産価格と同等の金額である。

東京海上・CATボンド・ファンド**財務諸表****2019年8月31日****財務諸表に対する注記（続き）****7 解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産（続き）**

買戻日において買戻し対象の受益証券の提出を希望する投資家は、かかる買戻日、またはそれ以外の管理会社が自己の判断で決定する日時の直前の買戻通知日の午後6時（東京時間）までに管理事務代行会社を買戻通知を提出しなければならない。

買戻日は毎月第三営業日であり、トラスト解約の破壊的な事象が生じていない日とする。または本トラストまたは受益証券クラスに関して、時によって管理会社が決定するその他の日とする。

買戻通知日は、毎月10日とする。当該日が営業日でない場合、直後の営業日または管理会社が決定したその他の日とする。

受益者は、最終買戻日前のいずれかの買戻日に買い戻された受益証券クラスについて金額を受け取る。その金額は当該買戻日直前の評価日において評価地点で算出された当該クラスの1口当たりの純資産価格に相当する。また、スウィング・プライス調整に従い調整される可能性がある。

発行済み受託証券クラスの10%以上を占める買戻通知が受領された場合、または管理会社または受託会社が本トラストの投資の清算が実質的でない、または受益者に不利であると判断する場合、管理会社は受託会社と相談の上、管理会社が決定した手段により、すべてまたは一部において、受益者による買戻しを延期する可能性がある。

分配

管理会社は、投資運用会社との協議を経て、分配期間中の純投資収益、純実現および未実現キャピタルゲイン、同期間中に受領した各受益証券クラスに帰属する資本金等の要因を考慮して、半期ごとの各分配宣言日に各クラスに係る分配額を決定することができる。

分配は、当該分配宣言日の直前の分配基準日に受益者として登録されている者に対して行われる。管理会社は、分配期間中の純投資収益、純実現および未実現キャピタルゲイン、および同期間中に受領した各受益証券クラスに帰属する資本金の金額がそれ自体では半期分配の資金源として不十分であると認められる場合であって、適切と認められる場合、投資運用会社との協議を経て、特定の分配期間について分配の全額または一部を受益証券に帰属する投資元本から支払うことを選択することができる（同金額がキャピタルゲインを超過する場合を含む）。

東京海上・CATボンド・ファンド**財務諸表****2019年8月31日****財務諸表に対する注記(続き)****7 解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産(続き)****分配(続き)**

また、管理会社は、受益証券に帰属する投資元本から支払う選択肢があるにもかかわらず、特定の分配期間について受益証券について半期分配を支払わないことを選択することができる。管理会社がかかる選択を行いうる状況としては、管理会社がその単独の裁量の下で、本トラストの投資目標およびポリシーが過去6カ月間においてマイナスのパフォーマンスに終わったと判断した場合や、投資運用会社との協議を経てこうした選択が適切であると思われる程度にアンダーパフォームしたと判断した場合が含まれるが、これらに限られない。

本トラストの終了に伴い、受託会社は既存の受益者に対して、その保有口数に応じて、本トラストの資産の現金化により回収した現金の全額を分配する。受託会社は、終了に関連してまたは起因して発生または負担したものの可否を問わず、受託会社において適切に発生または負担したすべての費用、債務、負債、対価、経費、請求および要求の支払に充当するために必要な現金を留保することができる。

2019年8月31日に終了した年度において、解約可能受益証券の受益者へ262,589米ドルの分配があった(2018年:無し)。

8 関連当事者取引

一方当事者が他方当事者を支配する、あるいは財政上または運営上の決定に際して他方当事者に対して重要な影響力を行使することができる場合、両当事者は関連当事者とみなされる。

クレディ・スイス・インターナショナルは、本トラストの報酬代行会社として行動し、同社の最終的な親会社であるクレディ・スイス・グループによる共同保有により重要な影響力を行使することが可能な関連当事者である。報酬代行会社は、各評価日までに日次で発生し、同日に計算された純資産価値の0.12%を年当たりの報酬代行会社報酬として受け取るものとし、同報酬は本トラストの資産から支払われる。本年度の報酬代行会社に対する報酬総額は58,968米ドル(2018年:57,153米ドル)であり、年度末時点で報酬代行会社に対する未払報酬残高は9,176米ドル(2018年:11,554米ドル)である。

管理会社は、信託約款の条件に従って受託証券の発行を行う権限を持っており、同社の最終的な親会社であるクレディ・スイス・グループと共同で保有する関連当事者である。管理会社は、報酬代行会社報酬から支払われる年当たり5,000米ドルを管理会社報酬として受け取るものとし、同報酬は月割りの後払いで報酬代行会社より支払われる。

東京海上・CATボンド・ファンド**財務諸表****2019年8月31日****財務諸表に対する注記(続き)****8 関連当事者取引(続き)**

投資運用会社は、投資運用契約の条件に従って管理会社から委託された、投資対象ポートフォリオに関する日常的な裁量投資意思決定および通貨フォワードの管理責任を負っている関連当事者である。投資運用会社は、各評価日までに日次で発生し、同日に計算された純資産価値の0.70%を年当たりの報酬として受け取るものとし、同報酬は後払いで四半期毎に本トラストの資産から支払われる。本年度の投資運用会社に対する報酬総額は344,647米ドル(2018年:333,624米ドル)であり、年度末時点で投資運用会社に対する未払報酬残高は53,525米ドル(2018年:67,400米ドル)である。

副投資運用会社は、副投資運用契約の条件に従って投資運用会社から再委託された投資対象ポートフォリオの日常的な投資意思決定の責任に基づく関連当事者である。副投資運用会社は、各評価日までに日次で発生し、同日に計算された純資産価値の0.50%を年当たりの報酬として受け取るものとし、同報酬は投資運用会社により運用会社報酬から支払われる。本年度の副投資運用会社に対する報酬総額は246,176米ドル(2018年:238,303米ドル)であり、年度末時点で副投資運用会社に対する未払報酬残高は38,232米ドル(2018年:48,143米ドル)である。

受託会社は、本トラストの運営および管理に全面的な権限を有することによる本トラストとの関係に基づく関連当事者である。受託会社に対しては、年当たり10,000米ドルの固定報酬が本トラストの資産から毎年前払いで支払われるものとする。受託会社はさらに、その職務の遂行により適切に発生したすべての自己負担経費につき、本トラストの資産から払い戻しを受ける。

9 後発事象

2019年8月31日後、および2019年12月23日時点で、本トラストは購入申込み179,945米ドル、買戻し8,333,283米ドル、分配21,978米ドルを計上している。

これらの財務諸表の作成にあたり、経営幹部は、財務諸表の発行可能日である2019年12月23日までのすべての重大な後発事象を評価し開示した。

[次へ](#)

Tokio Marine CAT Bond Fund

Financial statements

August 31, 2019

Statement of financial position

August 31, 2019

	Note	August 31, 2019 USD	August 31, 2018 USD
Assets			
Cash		355,872	1,135,588
Investment in debt instruments, at fair value (cost: 2019: USD43,490,110, 2018: USD56,720,688)	4,5,7	40,179,422	55,346,791
Derivative financial instruments, at fair value	4,5	486,483	50,480
Interest receivable		411,368	445,585
Unsettled trades receivable		1,993,000	-
Other assets		52,727	101,973
Total assets		43,478,872	57,080,417
Liabilities			
Derivative financial instruments, at fair value	4,5	20,994	20,557
Accrued expenses	8	129,325	142,610
Total liabilities (excluding net assets attributable to the holders of redeemable units)		150,319	163,167
Net assets attributable to the holders of redeemable units		43,328,553	56,917,250
Net assets attributable to:			
JPY Semi-Annual Distribution Class units (JPY)		2,119,759,848	2,674,545,379
JPY Semi-Annual Distribution Class units (USD)		19,970,416	24,119,993
USD Semi-Annual Distribution Class units (USD)		23,358,137	32,797,257
Units outstanding:			
JPY Semi-Annual Distribution Class units	7	220,190.677	273,478.014
USD Semi-Annual Distribution Class units	7	2,319,960.662	3,287,246.637
Net asset value per unit:			
JPY Semi-Annual Distribution Class units (JPY)		9,627	9,780
USD Semi-Annual Distribution Class units (USD)		10	10

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

4

Tokio Marine CAT Bond Fund

Financial statements

August 31, 2019

Statement of comprehensive income

For the year ended August 31, 2019

		For the year ended August 31, 2019 USD	For the period August 15, 2017 (date of establishment) to August 31, 2018 USD
	Note		
Revenue			
Net income/loss from financial instruments at FVTPL ¹			
Interest income	6	3,580,428	2,361,457
Net (loss) on investments in debt instruments	6	(2,136,483)	(1,369,806)
Net gain on currency forwards/derivatives	6	477,194	16,936
		<u>1,921,139</u>	<u>1,008,587</u>
Interest on cash		10,542	16,594
Net exchange gain/(loss) on foreign currency transactions ²		<u>16,434</u>	<u>(75,070)</u>
Net investment gain		<u>1,948,115</u>	<u>950,111</u>
Total revenue			
Interest expense		213	737
Investment Manager fees	89	344,647	333,624
Administration fees		73,877	68,412
Trustee fees	98	10,400	10,407
Custodian fees		13,304	12,289
Fee Agent fees	89	58,968	57,153
Distributor fees		295,480	285,411
Agent member company fees		24,624	23,784
Other fees		<u>121,452</u>	<u>102,471</u>
Total operating expenses		<u>942,775</u>	<u>894,288</u>
Change in net assets attributable to the holders of redeemable units before distributions		<u>1,005,340</u>	<u>55,823</u>
Distributions to holders of redeemable units to the holders of redeemable units		262,589	-
Changes in net assets attributable to the holders of redeemable units after distributions		<u>742,751</u>	<u>55,823</u>

⁽¹⁾ This relates to net income/loss from financial instruments measured at FVTPL including realised and unrealised gains/losses on financial assets at fair value through profit and loss (net loss on investments in debt instruments and net gain on derivatives), and interest income.

⁽²⁾ This relates to realised and unrealised gain/loss on foreign currencies, spot foreign exchange contracts and receivables/payables denominated in foreign currencies.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

5

Tokio Marine CAT Bond Fund
Financial statements
*August 31, 2019***Statement of changes in net assets attributable to the holders of
redeemable units**

For the year ended August 31, 2019

	Note	Total USD
Balance at August 15, 2017 (date of establishment)		-
Issue of units		57,834,906
Repurchase of units		(973,479)
Change in net assets attributable to the holders of redeemable units		55,823
Balance at August 31, 2018		<u>56,917,250</u>
Issue of units		793,271
Repurchase of units		(15,124,719)
Change in net assets attributable to the holders of redeemable units		742,751
Balance at 31 August 2019		<u>43,328,553</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

6

Tokio Marine CAT Bond Fund
Financial statements
August 31, 2019**Statement of cash flows**

For the year ended August 31, 2019

	For the year ended August 31, 2019 USD	For the period August 15, 2017 (date of establishment) to August 31, 2018 USD
Operating activities		
Change in net assets attributable to the holders of redeemable units after distribution	742,751	55,823
Purchase of debt instruments	(4,653,976)	(63,727,046)
Proceeds from sale of debt instruments	17,684,862	7,010,450
Adjustment for items not involving cash:		
Realised (loss)/gain on debt instruments	199,692	(4,092)
Unrealised loss on debt instruments	1,936,791	1,373,897
Net unrealised gain on derivatives	(435,566)	(29,923)
Net changes in non-cash operating balances:		
Unsettled trades receivable	(1,993,000)	-
Other assets	49,246	(101,973)
Accrued expenses	(13,285)	142,610
Interest receivable	34,217	(445,585)
Net cash flows generated from/(used in) operating activities	13,551,732	(55,725,839)
Financing activities		
Proceeds from units issued	793,271	57,834,906
Payment due to repurchase of units	(15,124,719)	(973,479)
Cash flows from financing activities	(14,331,448)	56,861,427
Net (decrease)/increase in cash	(779,716)	1,135,588
Cash at beginning of the year/period	1,135,588	-
Cash at end of the year/period	355,872	1,135,588
Supplementary information on cash flows from operating activities		
Interest received	3,739,496	1,912,234
Interest paid	(23)	(737)

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

7

Tokio Marine CAT Bond Fund
Financial statements
August 31, 2019

Notes to financial statements

1 Domicile and activities

Tokio Marine CAT Bond Fund (the “Trust”) is a series-trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) III (the “Master Trust”). The Master Trust is an exempted unit trust registered under Section 74 of the Trust Law of the Cayman Islands on December 2, 2013 and registered under the Mutual Funds Law of the Cayman Islands on December 2, 2013. The Trust was established on August 15, 2017 and commenced operations on September 28, 2017. The address of its registered office is 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9007, Cayman Islands.

The investment objective of the Trust is to seek to provide investors with income gains through investing mainly in catastrophe bonds (“CAT Bonds”). In addition, the Trust can invest in insurance linked securities other than CAT Bonds, insurance derivatives linked bonds and cash and money market securities (together with CAT Bonds, the “debt instruments”). CAT Bonds are debt instruments that transfer the risk of catastrophic events from entities such as insurance companies, reinsurance companies, corporations and governments to the capital markets. Investors receive a risk premium in the form of a yield in exchange for bearing the risk of losses from pre-defined natural and non-natural catastrophic events, such as earthquakes, windstorms, mortality and other catastrophe related events. The principal amount of any given CAT Bond will be potentially reduced (and subject to partial or, in some cases, total loss) upon the occurrence of an event to which the CAT Bond is contractually linked.

It is expected that the assets of the Trust will mainly be denominated in (but not limited to) currencies such as US Dollars and Euro. Where practicable, the Investment Manager seeks to hedge the currency exposure of assets attributable to a Class and denominated in currencies other than the currency of denomination of that Class with the currency of denomination of that Class. The Investment Manager generally can use spot contracts, forward foreign exchange contracts and non-deliverable forwards (including cross forward foreign exchange contracts) (together, the “Currency Forwards”) in order to attempt to hedge against currency fluctuations.

The Trust has 2 classes of units: USD Semi-Annual Distribution Class Units (denominated in US Dollar), and JPY Semi-Annual Distribution Class Units (denominated in Japanese Yen) (each a “Class”), as defined in Appendix 26 of the Offering Memorandum relating to the Master Trust.

Notes to financial statements (continued)

1 Domicile and activities (continued)

Credit Suisse Management (Cayman) Limited, a company incorporated under the Companies Law (as amended) of the Cayman Islands, has been appointed as the Trust's manager, (the "Manager") under the Trust Deed. The Manager is responsible for investing the assets of the Trust and has the power to issue units in different classes and/or series and to repurchase units. The Manager has delegated all the rights, obligations, privileges, powers, duties, trusts and discretions vested in the Manager by the terms of the Trust Deed with respect to the investment, management and re-investment of the assets of the Trust and responsibility for the discretionary day-to-day investment decision-making over the portfolio of debt instruments (the "Sub-Advised Portfolio") and the management of the Currency Forwards to Tokio Marine Asset Management Co., Ltd. (the "Investment Manager"). The Investment Manager has in turn delegated responsibility for the day-to-day investment decision making over the Sub-Advised Portfolio to Tokio Marine Asset Management (USA), Ltd., (the "Sub-Investment Manager").

Credit Suisse International (the "Fee Agent") is responsible for paying certain ongoing and operational costs and expenses of the Trust, including manager fee, auditing costs that are not included in the audit fees and expense, annual fees payable in respect of the Trust or the Master Trust to government bodies and agencies, and insurance costs (if any) (the "Ordinary Costs").

The Trust's trustee is Elian Trustee (Cayman) Limited (the "Trustee") and administrator is The Bank of New York Mellon, Singapore Branch (the "Administrator").

All references to net assets throughout this document refer to net assets attributable to the holders of redeemable units unless otherwise stated.

2 Basis of preparation

These financial statements are prepared in accordance with International Financial Reporting Standards ("IFRS").

(a) Basis of measurement

The financial statements have been prepared on the historical cost basis except for financial instruments at fair value through profit or loss, which are measured at fair value.

The Trust has adopted Investment Entities (Amendments to IFRS 10, IFRS 12 and IAS 27) (2012) (the amendments) with a date of initial application of August 15, 2017 (date of establishment). Management concluded that the Trust meets the definition of an investment entity.

Notes to financial statements (continued)

2 Basis of preparation (continued)

(b) Change in significant accounting policies

The Trust has initially applied IFRS 9 from September 1, 2018. As permitted by the transition provisions of IFRS 9, comparative information throughout these financial statements has not generally been restated to reflect the requirements of the standard. Therefore, financial instruments in the comparative period are still accounted for in accordance with IAS 39 *Financial Instruments: Recognition and Measurement*.

(i) IFRS 9 Financial instruments

IFRS 9 sets out requirements for recognising and measuring financial assets, financial liabilities and some contracts to buy or sell non-financial items. This standard replaces IAS 39 *Financial Instruments: Recognition and Measurement*.

As a result of the adoption of IFRS 9, the Trust is required to adopt consequential amendments to IAS 1 *Presentation of Financial Statements*, which require:

- Impairment of financial assets to be presented in a separate line item in the statement of comprehensive income. Under IAS 39, impairment was recognised when losses were incurred. The Trust did not previously report any incurred losses; and,
- Separate presentation in the statement of comprehensive income of interest revenue calculated using the effective interest method.

The adoption of IFRS 9 had no material impact on the net assets attributable to the holders of redeemable units of the Trust.

Classification and measurement of financial assets and financial liabilities

IFRS 9 contains three principal classification categories for financial assets: measured at amortised cost, fair value through profit and loss (FVTPL) and fair value through other comprehensive income (FVOCI). The classification of financial assets under IFRS 9 is generally based on the business model in which a financial asset is managed and its contractual cash flow characteristics. IFRS 9 eliminates the previous IAS 39 categories of held of maturity, loans and receivables, and available for sale. For more detailed analysis of these classifications under IFRS 9, see Note 3.

The adoption of IFRS 9 has not had a significant effect on the Trust's accounting policies related to financial liabilities and derivative financial instruments. For an explanation of how the Trust classifies and measures financial instruments and accounts for related gains and losses under IFRS 9, see Note 3.

The following table and the accompanying notes below explain the original measurement categories under IAS 39 and the new measurement categories under IFRS 9 for the Trust's financial assets and financial liabilities as at September 1, 2018.

Tokio Marine CAT Bond Fund

Financial statements

August 31, 2019

Notes to financial statements (continued)

2 Basis of preparation (continued)

(b) Change in significant accounting policies (continued)

(i) IFRS 9 Financial instruments (continued)

Classification and measurement of financial assets and financial liabilities (continued)

Assets	Original classification under IAS 39	New classification under IFRS 9	Original carrying amount under IAS 39 USD	New carrying amount under IFRS 9 USD
Cash	Loans and receivables	Amortised cost	1,135,588	1,135,588
Investment in debt instruments, at fair value	Designated as at FVTPL	Mandatorily at FVTPL	55,346,791	55,346,791
Derivative financial instruments, at fair value	Held-for- trading	Mandatorily at FVTPL	50,480	50,480
Interest receivable	Loans and receivables	Amortised cost	445,585	445,585
Other assets	Loans and receivables	Amortised cost	101,973	101,973
Total assets			57,080,417	57,080,417
Liabilities	Original classification under IAS 39	New classification under IFRS 9	Original carrying amount under IAS 39 USD	New carrying amount under IFRS 9 USD
Derivative financial instruments, at fair value	Held-for- trading	Held-for-trading	20,557	20,557
Accrued expenses	Amortised cost	Amortised cost	142,610	142,610
Total liabilities (excluding net assets attributable to the holders of redeemable units)			163,167	163,167

Notes to financial statements (continued)

2 Basis of preparation (continued)

(b) Change in significant accounting policies (continued)

(i) IFRS 9 Financial instruments (continued)

Classification and measurement of financial assets and financial liabilities (continued)

The following table reconciles the carrying amounts of financial assets under IAS 39 to the carrying amounts under IFRS 9 on transition to IFRS 9 on September 1, 2018.

Assets	IAS 39 carrying amount at August 31, 2018 USD	Reclassification	Remeasurement	IFRS 9 carrying amount at September 1, 2018 USD
Cash	1,135,588	-	-	1,135,588
Interest receivable	445,585	-	-	445,585
Other assets	101,973	-	-	101,973
Total amortised cost	1,683,146	-	-	1,683,146

Impairment of financial assets

The effect of adopting IFRS 9 on the carrying amounts of financial assets at September 1, 2018 relates solely on the new impairment requirements.

IFRS 9 replaces the “incurred loss” model in IAS 39 with an “expected credit loss” (ECL) model. The new impairment model applies to financial assets measured at amortised cost and debt investment at FVOCI, but not to investments in equity instruments. Under IFRS 9, credit losses are recognised earlier than under IAS 39.

The Trust has determined that the application of IFRS 9’s impairment requirements at September 1, 2018 has no significant impact on financial assets measured at amortised cost due to insignificant credit risk exposed to these items.

Transition

Changes in accounting policies resulting from the adoption of IFRS 9 have been applied retrospectively, except as described below.

- Comparative periods have not generally been restated. Differences in the carrying amounts of financial assets resulting from the adoption of IFRS 9 are recognised in net assets attributable to the holders of redeemable units as at September 1, 2018. Accordingly, the information presented for 2018 does not reflect the requirements of IFRS 9, but rather those of IAS 39.

Notes to financial statements (continued)

2 Basis of preparation (continued)

(b) Change in significant accounting policies (continued)

(i) IFRS 9 Financial instruments (continued)

Transition (continued)

- The following assessment has been made on the basis of the facts and circumstances that existed at the date of initial application.

- The determination of the business model within which a financial asset is held.
- The revocation of previous designations of certain financial assets as measured at FVTPL.

(c) Functional and presentation currency

The functional and presentation currency of the financial statements is the United States Dollar ("USD") which reflects the fact that the Trust's operations, reporting to unitholder as well as settlement of the majority of fees and expenses are carried out in USD.

(d) Use of estimates and judgements

The preparation of financial statements in accordance with IFRS requires the Trust's management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and the reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. Actual results may differ from these estimates.

The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimates are revised if the revision affects only that period or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods.

Information about significant areas of estimation uncertainty and critical judgements in applying accounting policies that have the most significant effect on the amounts recognised in the financial statements are described in Notes 4 and 5.

(e) New standards and interpretations not yet adopted

A number of new standards and amendments to standards are effective for annual periods beginning after September 1, 2018 and earlier application is permitted; however, the Trust has not early applied these new or amended standards in preparing these financial statements as they do not have a material effect on the Trust's financial statements.

Notes to financial statements (continued)

3 Significant accounting policies

The significant accounting policies set out below have been applied consistently by the Trust.

(a) Financial assets and financial liabilities

(i) Recognition

Financial assets and liabilities at fair value through profit or loss are recognised initially on the trade date at which the Trust becomes a party to the contractual provisions of the instrument. Other financial assets and liabilities are recognised on the date they are originated.

Financial liabilities are not recognised unless one of the parties has performed or the contract is a derivative contract not exempted from the scope of IFRS 9.

(ii) Classification

Classification of financial assets - Policy applicable from September 1, 2018

On initial recognition, the Trust classifies financial assets as measured at amortised cost or FVTPL. A financial asset is measured at amortised cost if it meets both of the following conditions and is not designated as at FVTPL:

- i) It is held within a business model whose objective is to hold assets to collect contractual cash flows; and,
- ii) Its contractual terms give rise on specified dates to cash flows that are solely represent payments of principal and interest (SPPI).

All other financial assets of the Trust are measured at FVTPL. A financial asset is measured at fair value through profit or loss if any of the following apply:

- i) Its contractual terms do not give rise to cash flows on specified dates that are solely payments of principal and interest (SPPI) on the principal amount outstanding;
- ii) It is not held within a business model whose objective is either to collect contractual cash flows, or to both collect contractual cash flows and sell;
- iii) At initial recognition, it is irrevocably designated as measured at FVPL when doing so eliminates or significantly reduces a measurement or recognition inconsistency that would otherwise arise from measuring assets or liabilities or recognising the gains and losses on them on different bases.

Notes to financial statements (continued)**3 Significant accounting policies (continued)***(a) Financial assets and financial liabilities (continued)**(ii) Classification (continued)**Classification of financial assets - Policy applicable from September 1, 2018 (continued)*

In assessing whether the contractual cash flows are SPPI, the Trust considers the contractual terms of the instrument. This includes assessing whether the financial asset contains a contractual term that could change the timing or amount of contractual cash flows such that it would not meet this condition. In making this assessment, the Trust considers:

- contingent events that would change the amount or timing of cash flows;
- leverage features;
- prepayment and extension features;
- terms that limit the Fund's claim to cash flows from specified assets (e.g. non-recourse features); and
- features that modify consideration of the time value of money (e.g. periodical reset of interest rates).

The Trust has determined that it has two business models:

- **Held-to-collect business model:** this includes cash, interest receivable, unsettled trades receivable and other assets. These financial assets are held to collect contractual cash flow.
- **Other business model:** this includes investment in debt instruments and derivative financial instruments. These financial assets are managed and their performance is evaluated, on a fair value basis, with frequent sales taking place.

In making an assessment of the objective of the business model in which a financial asset is held, the Trust considers all of the relevant information about how the business is managed, including:

- the documented investment strategy and the execution of this strategy in practice. This includes whether the investment strategy focuses on earning contractual interest income, maintaining a particular interest rate profile, matching the duration of the financial assets to the duration of any related liabilities or expected cash outflows or realising cash flows through the sale of the assets;
- how the performance of the portfolio is evaluated and reported to the Trust's management;
- the risks that affect the performance of the business model (and the financial assets held within that business model) and how those risks are managed;

Notes to financial statements (continued)

3 Significant accounting policies (continued)

(a) Financial assets and financial liabilities (continued)

(ii) Classification (continued)

Classification of financial assets - Policy applicable from September 1, 2018 (continued)

- how the investment manager is compensated: e.g. whether compensation is based on the fair value of the assets managed or the contractual cash flows collected; and
- the frequency, volume and timing of sales of financial assets in prior periods, the reasons for such sales and expectations about future sales activity.

Transfers of financial assets to third parties in transactions that do not qualify for derecognition are not considered sales for this purpose, consistent with the Fund's continuing recognition of the assets.

The Trust classified financial assets into the following categories:

- Financial assets designated at FVTPL
 - o Investment in debt instruments
 - o Derivative financial instruments
- Financial assets at amortised cost
 - o Cash, interest receivable, unsettled trades receivable and other assets. These are non-derivative financial assets with fixed or determinable payments that are not quoted in the current market.

Classification of financial liabilities - Policy applicable from September 1, 2018

The Trust classified financial liabilities into the following categories:

- Financial liabilities at held-for-trading
 - o Derivative financial instruments
- Financial liabilities at amortised cost
 - o Accrued expenses.

(iii) Measurement

Financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss are measured initially at fair value, with transaction costs recognised in the statement of comprehensive income. Financial assets and financial liabilities not at fair value through profit or loss are measured initially at fair value plus transaction costs that are directly attributable to its acquisition or issue.

Notes to financial statements (continued)

3 Significant accounting policies (continued)

(a) Financial assets and financial liabilities (continued)

(iii) Measurement (continued)

Subsequent to initial recognition, all financial assets and financial liabilities classified at fair value through profit or loss are measured at fair value with changes in their fair value recognised in the statement of comprehensive income.

Financial assets and liabilities other than those at fair value through profit or loss are carried at amortised cost using the effective interest rate method, less impairment losses, if any. This is considered to approximate fair value due to the short-term or immediate nature of these instruments.

“Fair value” is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date.

When available, the Trust measures the fair value of an instrument using quoted prices in an active market for that instrument. A market is regarded as active if quoted prices are readily and regularly available and represent actual and regularly occurring market transactions on an arm's length basis. If a market for a financial instrument is not active, the Trust establishes fair value using a valuation technique agreed by the Trustee. Valuation techniques include using recent arm's length transactions between knowledgeable, willing parties (if available), reference to the current fair value of other instruments that are substantially the same and other pricing models. Alternatively the fair value may be determined using reputable pricing sources (such as pricing agencies) or indicative prices from bond/debt market makers. Broker quotes as obtained from the pricing sources may be indicative and not executable or binding. The Trust would exercise judgment and estimates on the quantity and quality of pricing sources used.

Realised gains or losses on sale of debt instruments are calculated using the weighted average cost method. The unrealised gains or losses represent the difference between the carrying amount of a financial instrument at the beginning of the reporting period or transaction price when purchased and its carrying amount at the end of the period. Realised and unrealised gains or losses on investments are recorded in the statement of comprehensive income.

(iv) Investment in debt instruments

The Trust holds investments in CAT Bonds whose prices are governed by a specific pricing methodology following the Trust's offering documents. The CAT Bonds' valuation is based solely on the prices received from 4 brokers: Swiss Re Capital Markets, Aon Securities Inc., Willis Towers Watson Securities and GC Securities. The CAT Bonds' price is calculated based on the available brokers' average mid-price, which is derived by averaging their bid and ask prices. In the case where the total divergence of

Notes to financial statements (continued)

3 Significant accounting policies (continued)

(a) Financial assets and financial liabilities (continued)

(iv) Investment in debt instruments (continued)

average ask price and average bid price against average mid-price equals or exceeds 5%, such bond will be valued using the average bid price.

(v) Investment in derivative financial instruments

The Trust holds investments in derivative financial instruments in the form of currency forward contracts. The fair value of the currency forward contracts is the exchange difference between the contract rate and the applicable forward rate.

(vi) Impairment

IFRS 9 requires the Trust to recognise loss allowances for ECL on financial assets measured at amortised cost.

As at August 31, 2019, the Trust held cash, interest receivable, unsettled trade receivable and other assets as financial assets measured at amortised cost, which is not under the scope of ECL model. Hence, the applicable of IFRS 9's impairment requirement at September 1, 2018 has no significant impact on the Trust's financial statements.

(vii) Derecognition

The Trust derecognizes a financial asset when the contractual rights to the cash flows from the financial asset expire or it transfers the financial asset and the transfer qualifies for derecognition in accordance with the requirements of IFRS 9.

The Trust derecognizes a financial liability when its contractual obligations are discharged, cancelled or expired.

(b) Cash

Cash comprise amounts with original maturities of three months or less deposited into current accounts held at an international financial institution.

Notes to financial statements (continued)

3 Significant accounting policies (continued)

(c) Offsetting financial instruments

Financial assets and financial liabilities are offset and the net amount presented in the statement of financial position when, and only when, the Trust has a legal right to set off the recognised amounts and it intends either to settle on a net basis or to realize the asset and settle the liability simultaneously. The format adopted in these financial statements is to present the gross amounts of the financial assets and financial liabilities in the statement of financial position, while the offsetting and net amount of the financial assets and financial liabilities are presented under *Note 5 – Offsetting financial assets and financial liabilities*.

(d) Unsettled trades receivable

Unsettled trades receivable represent amounts receivable for investments sold but not yet settled on the statement of financial position date.

(e) Expenses

All operating expenses are recognised in the statement of comprehensive income on an accrual basis.

(f) Interest on cash

Interest on cash is recognised on a time-proportionate basis using the effective interest method.

(g) Net income/loss from financial instruments at FVTPL

Net income from financial instruments at FVTPL includes net loss on investments in debt instruments, net gain on derivative financial instruments and interest income, which are disclosed separately in the statement of comprehensive income. Net realised gain or loss from financial instruments at FVTPL is calculated using the weighted average cost method.

Net loss on investments in debt instruments comprises of all realised and unrealised fair value changes. The realised gain or loss from financial instruments at FVTPL represents the difference between the cost of a financial instruments and its settlement price of the sale trade.

The unrealised gain or loss represents the difference between the carrying amount of a financial instrument at the beginning of the period, or the transaction price if it was purchased in the current reporting period and its carrying amount at the end of the reporting period.

Investments and other assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into US Dollar amounts at the date of valuation. Purchases and sales of securities and income

Notes to financial statements (continued)

3 Significant accounting policies (continued)

(g) Net income/loss from financial instruments at FVTPL (continued)

and expense items denominated in foreign currencies are translated into US Dollar amounts on the respective dates of such transactions.

Reported net realised foreign exchange gains or losses resulting from changes in foreign exchange rates on investments and from other transactions denominated in foreign currencies are included in the net gain or loss on investments and net exchange gain or loss on foreign currency transactions, respectively, in the statement of comprehensive income.

(h) Net assets attributable to the holders of redeemable units

The Trustee stands possessed of the assets of the Trust in a trust fund for the Trust's unitholders subject to the provisions of the Master Trust Deed and the Appendix. The Trust classifies financial instruments issued as financial liabilities or equity instruments in accordance with the substance of the contractual terms of the instruments. The Trust has two classes of redeemable units in issue. These are the most subordinate classes of financial instruments of the Trust and the units rank *pari passu* in all material respects. The two classes have identical terms and conditions other than currency of denomination, the portfolio assets, distribution rates and minimum issue size. The redeemable units provide the unitholders with the right to require repurchase for cash at a value proportionate to the unitholders' share in the Trust's net assets at each repurchase date and also in the event of the Trust's liquidation.

Due to the differing features of each class of financial instrument, the Trust's redeemable units are classified as financial liabilities in accordance with IAS 32. This liability is measured at the amount which the Trust is obligated to pay upon repurchase, which is based on the trading net asset value calculated in accordance with the Trust's offering documents.

(i) Net asset value per unit

The net asset value per unit is calculated in accordance with the Master Trust Deed by dividing the Trust's net assets attributable to the holders of the redeemable units in each class by the number of outstanding units in each class.

(j) Taxation

The Trust is exempt from paying taxes on its income, profits or capital gain in the Cayman Islands. The Master Trust has received an undertaking from the Governor in Cabinet of the Cayman Islands exempting it from all local income, profit and capital taxes for a period of 50 years from the date of establishment of the Master Trust. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

(k) Distributions

Distributions made to qualifying unitholders are recognised in the statement of comprehensive income on an accrual basis.

Notes to financial statements (continued)

4 Financial risk management

The Trust's investment portfolio comprises of investment in CAT Bonds, other insurance linked securities and Currency Forwards. The Trust's investing activities expose it to various types of risk that are associated with the financial instruments and markets in which it invests. The most important types of financial risks to which the Trust are exposed to are market risk, credit risk and liquidity risk. The nature and extent of the financial instruments outstanding at the statement of financial position date and the risk management policies employed by the Trust are discussed below:

(a) Market risk

Market risk embodies the potential for both losses and gains and includes price risk, currency risk and interest rate risk.

The Trust's strategy on the management of investment risk is driven by its investment objective and investment restrictions stated out in its offering documents. The Trust seeks to provide investors with income gains through investing mainly in CAT Bonds amongst other insurance linked securities. In selecting the Trust's portfolio of investments, the Sub-Investment Manager takes into account the following factors:

- Its analysis of CAT Bonds and the related markets (including, without limitation, the trend of CAT Bonds, the reinsurance market and investment trends in that sector);
- The risk characterization (including, without limitation, earthquake and hurricane) of each CAT Bond; and
- The region and spread level of each CAT Bond.

In addition to the above factors, the Sub-Investment Manager, as far as possible, manages the debt instruments so as not to invest in CAT Bonds having Japanese relevant risk.

The Sub-Investment Manager seeks to diversify the type of perils or the geographical focus of the CAT Bonds it invests in for the account of the Trust taking into account the type of perils and/or the geographical focus of overall market of the CAT Bonds. The CAT Bonds to which the Trust may gain exposure through direct investment are generally unleveraged structured notes which are issued by special purpose vehicles ("SPV"). The relevant SPV assumes the risk of occurrence of defined events and fully funds its exposure to such risks through the issue of CAT Bonds to collateralize and directly pass on the risk generated from entering into risk transfer contracts with a sponsor.

The Investment Manager seeks to hedge foreign exchange rate risk for Unitholders by entering into the following Currency Forwards:

Notes to financial statements (continued)

4 Financial risk management (continued)

(a) Market risk (continued)

- In relation to the USD Semi-Annual Distribution Class Units, the Investment Manager implements a strategy designed to hedge the USD Semi-Annual Distribution Class Units' exposure to foreign exchange fluctuations between USD (in which the USD Semi-Annual Distribution Class Units are denominated) and currencies other than USD.
- In relation to the JPY Semi-Annual Distribution Class Units, the Investment Manager implements a strategy designed to hedge the JPY Semi-Annual Distribution Class Units' exposure to foreign exchange fluctuations between JPY (in which the JPY Semi-Annual Distribution Class Units are denominated) and currencies other than JPY.

The Sub-Investment Manager tracks the difference of the CAT Bonds' risk characteristics against a reference index on a monthly basis. The benchmark index that the Sub-Investment Manager uses is Swiss Re Global Cat Bond Performance Index Total Return.

The Sub-Investment Manager manages the investments of the Trust in accordance with the investment objectives and strategies of the Trust, making sure that necessary and economically rational steps are taken to prevent the Trust's assets from being used or invested in violation of the investment restrictions of the Trust. The Investment Manager carries out investment management activities in accordance with internally prepared and periodically updated investment guidelines. The Manager advises the Trustee of any investment management decisions or other investment management activities required as a result of occurrences or circumstances outside of the ordinary course of business.

(i) Price risk

Price risk is the risk that the value of the investment will fluctuate as a result of changes in market prices, whether caused by factors specific to an individual investment or its issuer or factors affecting all instruments traded in the market.

As the Trust's investments are carried at fair value with fair value changes recognised in the statement of comprehensive income, all changes in market conditions will directly affect the net assets attributable to the holders of redeemable units and change in net assets attributable to the holders of redeemable units.

The Trust's investments, which are mainly CAT Bonds, are issued as floating rate securities, in which the investor receives a set coupon spread over an index (or return on high-quality collateral, which is typically invested in short-term money market funds). The index (or collateral return) resets periodically based on the prevailing short-term interest rates. CAT Bonds' price is inversely related to the spread achieved by investors, which is a function of modelled expected loss and other market factors, such as peril zone, perceptions of risk, market trends, economic turmoil, etc.

Tokio Marine CAT Bond Fund

Financial statements

August 31, 2019

Notes to financial statements (continued)

4 Financial risk management (continued)

(a) Market risk (continued)

(i) Price risk (continued)

The following table sets out the concentration of debt instruments held by the Trust as at August 31, 2019 and August 31, 2018.

August 31, 2019

	Market value USD	% Holdings
Country*		
United Kingdom	735,794	1.83
Ireland	2,368,828	5.90
Bermuda	27,639,137	68.79
Cayman Islands	6,471,897	16.11
Singapore	234,003	0.58
Other	2,729,763	6.79
Total	40,179,422	100.00

* The country classification is based on country of incorporation.

August 31, 2018

	Market value USD	% Holdings
Country*		
United Kingdom	502,138	0.91
Ireland	5,246,356	9.48
Bermuda	36,216,069	65.43
Cayman Islands	8,859,809	16.01
Other	4,522,419	8.17
Total	55,346,791	100.00

* The country classification is based on country of incorporation.

In general, there is a concentration of specific catastrophe risks in specific regions such as hurricanes in the United States, which represents a high portion of the overall risk of CAT Bonds. Therefore, in the case of occurrence of these events, the price of these CAT Bonds may significantly decrease and the Trust may significantly incur losses.

Tokio Marine CAT Bond Fund
Financial statements
August 31, 2019

Notes to financial statements (continued)

4 Financial risk management (continued)

(a) Market risk (continued)

(i) Price risk (continued)

The Trust's investments are concentrated in the following perils:

August 31, 2019

	Market value USD	% Holdings
Peril		
Multi-peril	25,471,060	63.39
Earthquake	5,954,316	14.82
Flood	714,600	1.78
Pandemic	2,250,151	5.60
Wind	5,068,704	12.62
Wildfire	720,591	1.79
Total	40,179,422	100.00

August 31, 2018

	Market value USD	% Holdings
Peril		
Multi-peril	29,088,158	52.56
Earthquake	12,309,055	22.23
Flood	500,988	0.91
Pandemic	4,113,050	7.43
Wind	9,335,540	16.87
Total	55,346,791	100.00

The Trust mainly invests in CAT Bonds in accordance with the investment policy of the Trust. The risk management framework that the Sub-Investment Manager applies to the Trust consists of three risk monitoring activities, which are (1) Daily monitoring of any single CAT Bond's weightage not to exceed 10% of the latest net asset value of the Trust; (2) Daily monitoring of any single bond issuer's weightage not to exceed 35% of the latest net asset value of the Trust; and (3) Monthly calculation of 1% annual Value at Risk indicator (VaR).

As at August 31, 2019, the 1% annual VaR of the Trust is US\$ 17,859,064 (2018: US\$ 21,808,867), which represents the maximum loss at occurrence probability once every 100 years.

Notes to financial statements (continued)

4 Financial risk management (continued)

(a) Market risk (continued)

(i) Price risk (continued)

In recent years, a concentration of sponsors (such as insurance companies and counterparties of re-insurance contracts) and issuers has developed in the CAT Bond. As a result of such concentrated exposure, the Trust may incur greater losses than a diversified fund which invests in a wider range of sectors and issuers as well as a result of entire or partial losses of the principal of the CAT Bonds due to the occurrence of natural catastrophes.

No debt instrument and issuer exceeded 10% and 35% respectively of the net assets attributable to the holders of redeemable units at August 31, 2019 (2018: nil).

(ii) Interest rate risk

The Trust's interest-bearing financial assets and liabilities expose it to risks associated with the effects of fluctuations in the prevailing levels of market interest rates on its financial position and cash flows. In general, the interest rate risk of fixed income securities is higher than floating income securities. Therefore, the value of fixed income securities will be more subject to decline than that of floating income securities because of rise of interest rates. As nominal interest rates rise, the value of the Trust is likely to decrease. A nominal interest rate can be described as the sum of a real interest rate and an expected inflation rate.

Fixed income securities and floating income securities with longer durations tend to be more sensitive to changes in interest rates, usually making them more volatile than securities with shorter durations.

In general, CAT Bonds are usually issued as floating income securities, which are less sensitive to changes in interest rates, as the coupon is partially linked to changes in the interest rate. However, the residual maturities of the underlying money market instruments generally cause some minor interest rate risk.

Tokio Marine CAT Bond Fund

Financial statements

August 31, 2019

Notes to financial statements (continued)

4 Financial risk management (continued)

(a) Market risk (continued)

(ii) Interest rate risk (continued)

August 31, 2019	Less than 1 month USD	1 month - 1 year USD	1 - 5 years USD	More than 5 years USD	Non-interest bearing USD	Total USD
Assets						
Investment in debt instruments, at fair value	20,604,638	19,574,784	-	-	-	40,179,422
Derivative financial instruments, at fair value	-	-	-	-	486,483	486,483
Interest receivable	-	-	-	-	411,368	411,368
Unsettled trades receivable	-	-	-	-	1,993,000	1,993,000
Other assets	-	-	-	-	52,727	52,727
Cash	355,872	-	-	-	-	355,872
Total assets	20,960,510	19,574,784	-	-	2,943,578	43,478,872
Liabilities						
Derivative financial instruments, at fair value	-	-	-	-	20,994	20,994
Accrued expenses	-	-	-	-	129,325	129,325
Total liabilities (excluding net assets attributable to the holders of redeemable units)	-	-	-	-	150,319	150,319
Total interest sensitivity gap	20,960,510	19,574,784	-	-	2,793,259	43,328,553
August 31, 2018	Less than 1 month USD	1 month - 1 year USD	1 - 5 years USD	More than 5 years USD	Non-interest bearing USD	Total USD
Assets						
Investment in debt instruments, at fair value	13,996,500	41,350,291	-	-	-	55,346,791
Derivative financial instruments, at fair value	-	-	-	-	50,480	50,480
Interest receivable	-	-	-	-	445,585	445,585
Other assets	-	-	-	-	101,973	101,973
Cash	1,135,588	-	-	-	-	1,135,588
Total assets	15,132,088	41,350,291	-	-	598,038	57,080,417
Liabilities						
Derivative financial instruments, at fair value	-	-	-	-	20,557	20,557
Accrued expenses	-	-	-	-	142,610	142,610
Total liabilities (excluding net assets attributable to the holders of redeemable units)	-	-	-	-	163,167	163,167
Total interest sensitivity gap	15,132,088	41,350,291	-	-	434,871	56,917,250

Tokio Marine CAT Bond Fund

Financial statements

August 31, 2019

Notes to financial statements (continued)

4 Financial risk management (continued)

(a) Market risk (continued)

(ii) Interest rate risk (continued)

Interest rate sensitivity analysis

The volatility of interest rates movement for the current period is derived from a change of 25 basis points ("bps") in interest rates at the statement of financial position date. This analysis assumes that all the other variables remain constant.

	Effect on net assets of a change in interest rates	
	25 bps Increase	25 bps Decrease
	USD	USD
August 31, 2019		
Net impact to net assets attributable to unitholders	(10,045)	10,045
	Effect on net assets of a change in interest rates	
	25 bps Increase	25 bps Decrease
	USD	USD
August 31, 2018		
Net impact to net assets attributable to unitholders	(13,837)	13,837

The duration for the debt instruments held as of August 31, 2019 is 0.1 (2018: 0.1).

The Trust's exposure to cash-flow interest rate risk by financial assets and liabilities comprises primarily of cash, which are held at variable short-term market interest rates. The impact of changes in market interest rates on these balances is not significant to the Trust.

(iii) Currency risk

The Trust may invest in financial instruments and enter into transactions denominated in currencies other than its functional currency. Consequently, the Trust is exposed to risks that the exchange rate of its functional currency relative to other foreign currencies may change in a manner that has an adverse effect on the value of that portion of the Trust's assets or liabilities denominated in currencies including its functional currency, US Dollar.

Tokio Marine CAT Bond Fund
Financial statements
August 31, 2019

Notes to financial statements (continued)

4 Financial risk management (continued)

(a) Market risk (continued)

(iii) Currency risk (continued)

The following table sets out the Trust's total exposure to foreign currency risk in US Dollar equivalent at August 31, 2019 and August 31, 2018:

	JPY	EUR	Total
August 31, 2019	USD	USD	USD
Assets			
Cash	34,953	6,663	41,616
Investment in debt instruments, at fair value	-	1,369,053	1,369,053
Interest receivable	-	8,487	8,487
Other assets	30,594	-	30,594
Total assets	72,210	1,377,540	1,449,750
Liabilities			
Accrued expenses	-	-	-
Total liabilities (excluding net assets attributable to the holders of redeemable units)	-	-	-
Forward foreign exchange contracts	19,930,974	(1,377,492)	18,553,482
Total net exposure	20,003,184	48	20,003,232

	JPY	EUR	Total
August 31, 2018	USD	USD	USD
Assets			
Cash	6,389	-	6,389
Investment in debt instruments, at fair value	-	3,725,593	3,725,593
Interest receivable	-	30,072	30,072
Other assets	60,082	-	60,082
Total assets	66,471	3,755,665	3,822,136
Liabilities			
Accrued expenses	-	-	-
Total liabilities (excluding net assets attributable to the holders of redeemable units)	-	-	-
Forward foreign exchange contracts	24,220,836	(3,709,858)	20,510,978
Total net exposure	24,287,307	45,807	24,333,114

Amounts in the above tables are based on the carrying value of assets and liabilities and the notional value of forward foreign exchange contracts.

Notes to financial statements (continued)

4 Financial risk management (continued)

(a) Market risk (continued)

(iii) Currency risk (continued)

Sensitivity analysis

The net exposure to foreign currency risk of the monetary assets and liabilities at August 31, 2019 was US\$ 20,003,232 (2018: US\$ 24,333,114). At August 31, 2019, had the US Dollar strengthened by 5% in relation to all currencies, with other variables held constant, net assets attributable to the holders of redeemable units and change in net assets attributable to the holders of redeemable units per the statement of comprehensive income would have decreased by US\$ 1,000,161 (2018: USD 1,216,656). A 5% weakening of the US Dollar against the above currencies would have resulted in an equal but opposite effect on the basis that all other variables remain constant.

(b) Credit risk

Credit risk is the risk that counterparty to a financial instrument will fail to discharge an obligation or commitment that it has entered into with the Trust. The carrying amounts of financial assets best represent the maximum credit risk exposure at the statement of financial position date.

The CAT bonds in which the assets of the Trust are invested may be subject to the risk that the principal or interest of such instruments may not be paid. Adverse changes in the financial condition of the issuer may impair the ability of the issuer to make payments of interest and principal. The inability (or perceived inability) of issuers to make timely payments of interest and principal may affect the value of securities held for the account of the Trust.

In particular, the price of CAT Bonds may significantly decrease as a result of a CAT bond issuer's defaults or the possibility of its defaults due to the occurrence of natural catastrophes and the spread of pestilence or exceeding trigger points defined in the bond's terms.

Credit risk is mitigated by undertaking transactions with an approved broker and other reputable financial institutions. The Trust's financial assets are also held in custody with established and approved counterparties. All transactions in listed securities are settled/paid for upon delivery using an approved broker. Payment is made on a purchase once the securities have been received by the broker. The trade will fail if either party fails to meet its obligation. The Trust determines concentration risk in relation to exposure to individual counterparties.

Tokio Marine CAT Bond Fund
Financial statements
*August 31, 2019***Notes to financial statements (continued)****4 Financial risk management (continued)***(b) Credit risk (continued)*

Substantially all of the assets of the Trust are held by the Custodian. Bankruptcy or insolvency of the Custodian may cause the Trust's rights with respect to investments and cash and cash equivalents held by the Custodian to be delayed or limited. The Trust monitors its risk by monitoring the credit quality and financial positions of the Custodian.

The table below summarises the Moody's credit rating of banks and custodians in which the Trust's assets are held as at August 31, 2019 and August 31, 2018.

August 31, 2019

	Fair value USD	Credit rating
<u>Bank</u>		
The Bank of New York Mellon	355,872	A1
<u>Custodian</u>		
The Bank of New York Mellon	40,179,422	A1
<u>Counterparties of financial derivatives</u>		
The Bank of New York Mellon	486,483	A1

August 31, 2018

	Fair value USD	Credit rating
<u>Bank</u>		
The Bank of New York Mellon	1,135,588	A1
<u>Custodian</u>		
The Bank of New York Mellon	55,346,791	A1
<u>Counterparties of financial derivatives</u>		
The Bank of New York Mellon	50,480	A1

Notes to financial statements (continued)

4 Financial risk management (continued)

(c) Liquidity risk

Investment of the Trust's assets in relatively illiquid securities may restrict the ability of the Manager to dispose of the Trust's investments at a price and time that it wishes to do so. Furthermore, resale of such investments may at times be limited by contractual provisions, which may itself have an impact on the value of such investments. It is also possible that an exchange may suspend trading in a particular instrument or contract, order immediate liquidation and settlement of a particular instrument or contract or order that trading in a particular instrument or contract be conducted for liquidation only. The risk of illiquidity also arises in the case of over-the-counter transactions. There may be no regulated market in such instruments or contracts, and the bid and offer prices will likely be established solely by dealers in these instruments or contracts. Investment in non-marketable securities carries liquidity risk. In addition, such securities are difficult to value, and the issuers of such securities are not always subject to the rules of a regulated market for the protection of investors.

In general CAT Bonds have low liquidity and limited market participants and the market price of CAT Bonds in the secondary market may be highly volatile. Therefore, the sale prices of CAT Bonds may be significantly discounted to the preceding prices of these CAT Bonds. Furthermore, some CAT Bonds may not have a secondary market and it may be necessary to find buyers for these CAT Bonds in over-the-counter transactions. In such case, the sale prices of CAT Bonds may be significantly discounted the preceding prices of these CAT Bonds and, as a result, the Trust may significantly incur losses.

Furthermore, in case the Trust receives substantial subscriptions in a short period of time and cannot identify sufficient CAT Bonds to invest in while complying with the investment restrictions, the Trust may be required to temporarily hold substantial amount of cash. As a result, the Unitholders exposure to CAT Bonds will be diluted.

In addition, the Trust may suspend and/or cancel the repurchase and/or subscription of units of any class of units in significant circumstances such as the occurrence of significantly catastrophes to be in the best interests of Unitholders.

Financial liabilities other than net assets attributable to the holders of redeemable units have residual contractual maturities of less than three months.

(d) Other risks

Volatility risk

The prices of derivative instruments are highly volatile. Price movements of forward contracts, are influenced by, among other things, interest rates, changing supply and demand relationships, trade, fiscal, monetary and exchange control programmes and policies of governments, and national and international political and economic events and policies.

Notes to financial statements (continued)

4 Financial risk management (continued)

(d) Other risks (continued)

Volatility risk (continued)

In addition, governments from time to time intervene, directly and by regulation, in certain markets, particularly markets in currencies and interest rate related futures and options. Such intervention often is intended directly to influence prices and may, together with other factors, cause all of such markets to move rapidly in the same direction because of, among other things, interest rate fluctuations.

Techniques and instruments risk

The use of techniques and instruments also involves certain special risks, including (i) dependence on the ability to predict movements in the prices of investments being hedged and movements in interest rates, (ii) imperfect correlation between the hedging instruments and the investments or market sectors being hedged, (iii) the fact that skills needed to use these instruments are different from those needed to select investments, and (iv) possible impediments to effective portfolio management or the ability to meet repurchase requests.

Early termination of the Trust

Although the final repurchase day of the Trust is scheduled for December 1, 2163, the final repurchase day will be brought forward should a Compulsory Repurchase Event occur.

Unless the Trust is terminated in accordance with the provisions described in the offering documents, the units will be compulsorily repurchased upon the first to occur of any of the following:

- (i) The net asset value on any valuation day on or after 1 July 2022 is US\$10,000,000 or less, and the Manager determines that all units should be compulsorily repurchased: or
- (ii) The Trustee and the Manager agreeing that all of the units should be compulsorily repurchased. (each a Compulsory Repurchase Event”)

Tokio Marine CAT Bond Fund

Financial statements

August 31, 2019

Notes to financial statements (continued)

5 Fair value measurements

The Trust classifies fair value measurement using a fair value hierarchy that reflects the significance of the inputs used in making the measurement. The fair value hierarchy has the following levels:

- Quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities (Level 1).
- Inputs other than quoted prices included within Level 1 that are observable for the asset or liability, either directly (as prices) or indirectly (derived from prices) (Level 2).
- Inputs for the asset or liability that are not based on observable market data (i.e. unobservable inputs) (Level 3).

The level in the fair value hierarchy within which the fair value measurement is categorised in its entirety is determined on the basis of the lowest level input that is significant to the fair value measurement in its entirety. For this purpose, the significance of an input is assessed against the fair value measurement in its entirety. If a fair value measurement uses observable inputs that require significant adjustment based on unobservable inputs, that measurement is a Level 3 measurement. Assessing the significance of a particular input to the fair value measurement in its entirety requires judgment, considering factors specific to the asset or liability.

The determination of what constitutes 'observable' requires significant judgment by the Trust. The Trust considers observable data to be market data that is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary, and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market.

Financial instruments measured at fair value through profit or loss

The table below analyzes the financial instruments measured at fair value through profit or loss at August 31, 2019 and August 31, 2018 by the level in the fair value hierarchy into which the fair value measurement is categorised:

	Level 1 USD	Level 2 USD	Level 3 USD	Total USD
August 31, 2019				
<i>Financial asset at fair value through profit or loss</i>				
Investment in debt instruments	-	40,179,422	-	40,179,422
Derivative financial instruments	-	486,483	-	486,483
	-	40,665,905	-	40,665,905
<i>Financial liabilities at fair value through profit or loss</i>				
Derivative financial instruments	-	(20,994)	-	(20,994)
	-	(20,994)	-	(20,994)

Tokio Marine CAT Bond Fund

Financial statements

August 31, 2019

Notes to financial statements (continued)

5 Fair value measurements (continued)

Financial instruments measured at fair value through profit or loss (continued)

August 31, 2018	Level 1 USD	Level 2 USD	Level 3 USD	Total USD
<i>Financial asset at fair value through profit or loss</i>				
Investment in debt instruments	-	55,346,791	-	55,346,791
Derivative financial instruments	-	50,480	-	50,480
	-	55,397,271	-	55,397,271
<i>Financial liabilities at fair value through profit or loss</i>				
Derivative financial instruments	-	(20,557)	-	(20,557)
	-	(20,557)	-	(20,557)

Financial instruments that trade in markets that are not considered to be active but are valued based on quoted market prices, dealer quotations or alternative pricing sources supported by observable inputs are classified within level 2. These include investment in CAT Bonds and currency forwards.

The investment in CAT Bonds is valued in accordance with the policies described in Note 3(a)(iv). The price of the CAT Bonds is derived from the 4 brokers' bid and asks prices. These brokers are main market makers in the CAT Bonds market, and they calculate their prices based on CAT Bonds transaction prices that are available and open to the public, using their own pricing model. If there is no transaction available, the brokers calculate the bond price from the market data of similar bond. There is sufficient information available to measure fair values of the bonds based on observable market inputs. However, it is possible that the estimated values may differ significantly from the amount that might ultimately be realised in the near term and the difference could be material.

Financial instruments not measured at fair value through profit or loss

The financial instruments not measured at fair value through profit or loss include:

- (i) Cash, interest receivable, unsettled trades receivable, other assets and accrued expenses. These are short-term financial assets and financial liabilities whose carrying amounts approximate fair value, because of their short-term nature.
- (ii) Net assets attributable to the holder of redeemable units. The Trust routinely repurchases and issues the redeemable units at the amount equal to the proportionate share of net assets of the Trust at the time of repurchase, calculated on a basis consistent with that used in these financial statements. Accordingly, the carrying amount of net assets attributable to the holder of redeemable units approximates their fair value. The units are categorised into Level 2 of the fair value hierarchy.

Tokio Marine CAT Bond Fund

Financial statements

August 31, 2019

Notes to financial statements (continued)

5 Fair value measurements (continued)

Derivative financial instruments

The Trust enters into currency forward contracts. A currency forward contract is an agreement between two parties to buy or sell a currency at a specified price, at a specified quantity and on a specified future date. At inception, there is no exchange of principal amounts and the net receivable or payable position is settled on maturity. Currency forwards are used to control and hedge foreign exchange risk attributable to JPY Semi-Annual Distribution Class and USD Semi-Annual Distribution Class.

The following currency forward contracts were outstanding at the reporting date:

August 31, 2019

Maturity date	No. of contracts	Receivable USD	Payable USD	Fair Value (net) USD
September 13, 2019	4	486,483	(20,994)	465,489
Total		486,483	(20,994)	465,489

August 31, 2018

Maturity date	No. of contracts	Receivable USD	Payable USD	Fair Value (net) USD
September 14, 2018	2	50,480	(20,557)	29,923
Total		50,480	(20,557)	29,923

The currencies purchased and sold in the currency forward contracts included: United States Dollar, Euro and Japanese Yen, which are in line with the investment objective of the Trust.

The following table sets out the notional exposures on the currency forward contracts.

August 31, 2019	Fair value USD	Notional value USD
Derivative assets		
Currency forward contracts	486,483	21,068,475
Derivative liabilities		
Currency forward contracts	(20,994)	(2,980,482)

Tokio Marine CAT Bond Fund

Financial statements

August 31, 2019

Notes to financial statements (continued)

5 Fair value measurements (continued)

Derivative financial instruments (continued)

August 31, 2018	Fair value	Notional value
	USD	USD
Derivative assets		
Currency forward contracts	50,480	24,170,356
Derivative liabilities		
Currency forward contracts	(20,557)	(3,689,301)

Offsetting financial assets and financial liabilities

The Trust discloses the impact of offsetting assets and liabilities represented in the statement of financial position to enable users of the financial statement to evaluate the effect or potential effect of netting arrangements on its financial position for recognised assets and liabilities. These recognised assets and liabilities are financial instruments and derivative instruments that are either subject to an enforceable master netting arrangement or similar agreement or meet the following right of setoff criteria: the amounts owed by the Trust to another party are determinable, the Trust has the right to set off the amounts owed with the amounts owed by the other party, the Trust intends to set off, and the Trust's right of setoff is enforceable at law.

As of August 31, 2019, the Trust holds financial instruments and derivative instruments that are eligible for offset in the statement of financial position and are subject to a master netting arrangement. The master netting arrangement allows the counterparty to net any collateral held on behalf of the Trust or liabilities or payment obligation of the counterparty against any liabilities or payment obligations of Trust to the counterparty.

Financial assets and liabilities subject to enforceable master netting arrangements and similar agreements as at August 31, 2019 are as follow:

	Gross amounts of recognised financial assets presented in the statement of financial position (b)	Related amounts not offset in the statement of financial position		
		Financial instruments(a)	Cash collateral received(a)	Net amount
Derivative assets				
Currency forward contracts				
The Bank of New York Mellon	486,483	(20,994)	-	465,489
Total	486,483	(20,994)	-	465,489

Tokio Marine CAT Bond Fund

Financial statements

August 31, 2019

Notes to financial statements (continued)

5 Fair value measurements (continued)

Offsetting financial assets and financial liabilities (continued)

	Gross amounts of recognised financial liabilities presented in the statement of financial position (b)	Related amounts not offset in the statement of financial position		Net amount
		Financial instruments(a)	Cash collateral pledged(a)	
Derivative liabilities				
Currency forward contracts				
The Bank of New York Mellon	(20,994)	20,994	-	-
Total	(20,994)	20,994	-	-

(a) These amounts are limited to the derivative asset or liabilities balances and accordingly do not include any excess collateral received or pledged.

(b) These amounts presented in the statement of financial position are not netted off and consequently the gross value equals the net value.

Financial assets and liabilities subject to enforceable master netting arrangements and similar agreements as at August 31, 2018 are as follow:

	Gross amounts of recognised financial assets presented in the statement of financial position (b)	Related amounts not offset in the statement of financial position		Net amount
		Financial instruments(a)	Cash collateral received(a)	
Derivative assets				
Currency forward contracts				
The Bank of New York Mellon	50,480	(20,557)	-	29,923
Total	50,480	(20,557)	-	29,923

Tokio Marine CAT Bond Fund

Financial statements

August 31, 2019

Notes to financial statements (continued)

5 Fair value measurements (continued)

Offsetting financial assets and financial liabilities (continued)

	Gross amounts of recognised financial liabilities presented in the statement of financial position (b)	Related amounts not offset in the statement of financial position		
		Financial instruments(a)	Cash collateral pledged(a)	Net amount
Derivative liabilities				
Currency forward contracts				
The Bank of New York Mellon	(20,557)	20,557	-	-
Total	(20,557)	20,557	-	-

(c) These amounts are limited to the derivative asset or liabilities balances and accordingly do not include any excess collateral received or pledged.

(d) These amounts presented in the statement of financial position are not netted off and consequently the gross value equals the net value.

6 Net income from financial instruments at FVTPL

Net income from financial instruments at FVTPL consists of the following:

	For the year ended August 31, 2019 USD	For the period August 15, 2017 (date of establishment) to August 31, 2018 USD
Interest income	3,590,970	2,378,051
Gross realised (loss)/gain on debt instruments at fair value through profit and loss	(199,692)	4,092
Gross unrealised loss on debt instruments at fair value through profit and loss	(1,936,791)	(1,373,898)
Gross realised gain/(loss) on derivative financial instrument at fair value through profit and loss	41,628	(12,987)
Gross unrealised gain on derivative financial instruments at fair value through profit and loss	435,566	29,923
Net income from financial instruments at FVTPL	1,931,681	1,025,181

Tokio Marine CAT Bond Fund

Financial statements

August 31, 2019

Notes to financial statements (continued)

7 Net assets attributable to the holder of redeemable units

The movements in the number of units issued and fully paid are as follows:

Issued and fully paid

	JPY Semi-Annual Distribution Class (units)	USD Semi-Annual Distribution Class (units)
Balance at August 31, 2018	273,478.014	3,287,246.637
Issue of units	-	79,622.471
Repurchase of units	(53,287.337)	(1,046,908.446)
Balance at August 31, 2019	220,190.677	2,319,960.662

Issued and fully paid

	JPY Semi-Annual Distribution Class (units)	USD Semi-Annual Distribution Class (units)
Balance at August 15, 2017 (date of establishment)	-	-
Issue of units	284,478.038	3,287,246.637
Repurchase of units	(11,000.024)	-
Balance at August 31, 2018	273,478.014	3,287,246.637

In respect of the USD Semi-Annual Distribution Class Units for the initial offer period, the minimum initial subscription is 10,000 units and thereafter in further one unit increments. For subsequent subscriptions the minimum initial subscription is US\$100,000 and thereafter in further US\$0.01 increments.

In respect of the JPY Semi-Annual Distribution Class Units for the initial offer period, the minimum initial subscription is 1,000 units and thereafter in further one unit increments. For subsequent subscriptions the minimum initial subscription is JPY10,000,000 and thereafter in further JPY1 increments.

The issue price is US\$10.00 per unit in respect of USD Semi-Annual Distribution Class Units and JPY10,000 per unit in respect of the JPY Semi-Annual Distribution Class Units.

After the initial issue of units, an eligible investor may subscribe for units on any subsequent subscription day at the relevant subscription price. The subscription price shall be, in respect of each unit purchased of a class of units on any dealing day, an amount equal to the net asset value per unit of such class of units as at the valuation point on the valuation day immediately preceding such dealing day.

Notes to financial statements (continued)

7 Net assets attributable to the holder of redeemable units (continued)

Investors wishing to submit units of a class of units for repurchase on a repurchase day must submit a repurchase notice to the Administrator by no later than 6.00 p.m. (Tokyo time) on the repurchase notice day which immediately precedes such repurchase day or such other time or times on such day or days as the Manager may, in its sole discretion, determine.

A repurchase day shall be the third business day of each month on which no Trust termination disruption event occurs and/or such other day or days as the Manager may from time to time determine in respect of the Trust or a class of units.

The repurchase notice day shall be the 10th calendar day of each month, or, if such day is not a business day, the immediately following business day, or such other date or dates as the Manager may determine.

Unitholders will be able to receive an amount in respect of each unit of a class of units repurchased on any repurchase day prior to the final repurchase day equal to the net asset value per unit of such class of units calculated as at the valuation point on the valuation day immediately preceding such repurchase day as may be adjusted pursuant to the swing pricing adjustment.

In the event that repurchase notices representing 10% or more of all issued units of a class of units have been received or the Manager and Trustee determine that the liquidation of the investments of the Trust would not be practicable or would be prejudicial to unitholders, the Manager, in consultation with the Trustee, may elect to postpone a unitholder's repurchase, in whole or in part, in such manner as the Manager may determine.

Distributions

The Manager may, following consultation with the Investment Manager, determine that distributions be payable in respect of each class of units on a semi-annual basis on each distribution declaration date, taking into account factors including but not limited to the net investment income, net realised and unrealised capital gains and capital attributable to the relevant class of units and received during the relevant distribution period.

Distributions will be made to those persons shown as the registered holders of units on the distribution record day immediately preceding such distribution declaration date. The Manager may, following consultation with the Investment Manager, where it deems appropriate, elect that a distribution be paid in whole or in part out of investment principal attributable to the units (and which may also be in excess of any capital gain) over a distribution period, where it deems that the amount of net investment income, net realised and unrealised capital gains and capital attributable to the relevant class of units received during the relevant distribution period to be insufficient of itself to fund that semi-annual distribution.

Notes to financial statements (continued)

7 Net assets attributable to the holder of redeemable units (continued)

Distributions (continued)

The Manager may also elect that a semi-annual distribution is not payable in respect of units for a relevant distribution period, notwithstanding its option to use the investment principal attributable to the units. Circumstances where the Manager may make such an election, include but are not limited to where it determines in its sole discretion that application of the Trust's investment objectives and policies have generated a negative performance over the previous six months or have underperformed to the extent that the Manager deems, following consultation with the Investment Manager, it appropriate to make such an election.

Upon the termination of the Trust, the Trustee will distribute to the existing unitholders in proportion to the units held by them, all cash proceeds derived from the realization of the assets of the Trust. The Trustee may retain the necessary cash proceeds for provision for all costs, debts, liabilities, charges, expenses, claims and demands properly incurred or made by the Trustee and whether or not incurred or made in connection with or arising out of the termination.

During the year ended August 31, 2019, there were distributions of US\$262,589 (2018: nil) to the holders of redeemable units.

8 Related party transactions

Parties are considered to be related if one party has the ability to control the other party or exercise significant influence over the other party in making financial or operational decisions.

Credit Suisse International acts in capacity as Fee Agent of the Trust, and represents a related party by virtue of its ability to exercise significant influence by virtue of common ownership by their ultimate parent company, Credit Suisse Group AG. The Fee Agent is entitled to receive a Fee Agent fee of 0.12% per annum of the net asset value accrued on a daily basis and calculated as at each valuation day out of the assets of the Trust. Total Fee Agent fee for the year amounted to USD58,968 (2018: USD57,153) with USD9,176 (2018: 11,554) outstanding accrued fees payable to the Fee Agent at the end of the year.

The Manager is a related party by virtue of its power to issue units under the Trust Deed and by virtue of common ownership by the ultimate parent company, Credit Suisse Group AG. The Manager is entitled to receive out of the fee agent fee a management fee of US\$5,000 per annum payable monthly in arrears, paid by the Fee Agent.

*Tokio Marine CAT Bond Fund**Financial statements**August 31, 2019***Notes to financial statements (continued)****8 Related party transactions (continued)**

The Investment Manager is a related party by virtue of its responsibility for the discretionary day-to-day investment decision-making responsibility over the Sub-Advised Portfolio and the management of the Currency Forwards; which is delegated by the Manager by the terms of the Investment Management Agreement. The Investment Manager is entitled to receive a fee of 0.70% per annum of the net asset value accrued on a daily basis, calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears out of the assets of the Trust. Total Investment Manager fee for the year amounted to USD344,647 (2018: USD333,624) with USD53,525 (2018: USD67,400) outstanding accrued fees payable to the Investment Manager at the end of the year.

The Sub-Investment Manager is a related party by virtue of its responsibility for the day-to-day investment decision-making over the Sub-Advised Portfolio; which is further delegated by the Investment Manager by the terms of the Sub-Investment Management Agreement. The Sub-Investment Manager is entitled to receive a fee of 0.50% per annum of the net asset value accrued on a daily basis, calculated on each valuation day and paid by the Investment Manager out of the investment manager fees. Total Sub-Investment Manager fee for the year amounted to USD246,176 (2018: USD 238,303) with USD38,232 (2018: USD48,143) outstanding accrued fees payable to the Sub-Investment Manager at the end of the year.

The Trustee is a related party by virtue its affiliation with the Trust due to its possession of complete authority over the operations and management of the Trust. The Trustee is entitled to receive a fixed annual fee of US\$10,000 per annum payable annually in advance out of the assets of the Trust. The Trustee is also reimbursed out of the assets of the Trust for all out-of-pocket expenses properly incurred by it in the performance of its duties.

9 Subsequent events

Subsequent to August 31, 2019, and as at December 23, 2019, the Trust has recorded subscriptions of US\$179,945, repurchases of US\$8,333,283 and distributions US\$21,978.

In preparing these financial statements, management has evaluated and disclosed all material subsequent events up to December 23, 2019, which is the date that the financial statements were available for issue.

（２）【損益計算書】

ファンドの損益計算書については、「（１）貸借対照表」の項目に記載したファンドの包括利益計算書をご参照ください。

（３）【投資有価証券明細表等】

ファンドの投資有価証券明細表等については、「第一部 ファンド情報 - 5 運用状況 - （２）投資資産」の項目に記載したファンドの投資有価証券の主要銘柄をご参照ください。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2019年12月末日現在)

・ 資産総額	36,079,394.21米ドル	3,952,858,430円
・ 債務総額	464,787.00米ドル	50,922,064円
・ 純資産総額（ - ）	35,614,607.21米ドル	3,901,936,366円
・ 発行済口数	円（年2回）クラス：205,437.084口	
	米ドル（年2回）クラス：1,654,082.599口	
・ 1口当たり純資産価格 （ / ）	円（年2回）クラス： 9,793円	-
	米ドル（年2回）クラス： 10.34米ドル	米ドル（年2回）クラス： 1,133円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(イ) 受益証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換を行う登録・名義書換事務代行会社は次の通りです。

取扱機関 ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン シンガポール支店

取扱場所 シンガポール 039192 ミレニア タワー 02-01 ワン テマセク アベニュー

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、その日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては受益者本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

(ロ) 受益者集会

受託会社は、基本信託証書の定めにより招集することが要求されている場合、または提案されているものが受益者による決議であるときは受益証券の保有者として登録され受益証券1口当たり純資産価格の総額がトラストの全てのシリーズ・トラストの純資産総額の10分の1以上となる受益証券を保有する受益者の書面による要請のある場合、もしくは提案されているものがファンドによる決議であるときは受益証券の保有者として登録されファンドの受益証券の口数の10分の1以上を保有する受益者の書面による要請がある場合、招集通知に記載されている日時および場所にて、全受益者または(場合により)ファンドの受益者の集会を招集します。受託会社は、各集会の15暦日前までに、集会の場所、日時および集会で提案される決議の条件を記載した書面による通知を、トラストの受益者全員の集会の場合は各受益者に郵送し、ファンドの受益者の集会の場合はファンドの受益者に郵送します。集会の基準日は、集会の通知に指定された日の少なくとも21暦日前とします。受益者に対する通知が偶然になされなかった場合または受益者によって通知が受領されなかった場合でも、集会の手続が無効となることはありません。受託会社または管理会社の取締役またはその他権限を付与された役員は、いずれの集会にも出席し、発言する権利を有します。定足数は受益者2名としますが、受益者が1名しかいない場合はこの限りではなく、この場合定足数は当該受益者1名とします。いずれの集会においても、集会の投票に付された決議は書面による投票で決定され、提案されたのが受益者による決議であるときは受益証券1口当たり純資産価格の合計がトラストのシリーズ・トラスト全ての純資産総額の50%以上である受益証券を保有する受益者により承認される場合、提案されたのがファンドによる決議であるときは発行済みの当該ファンドの受益証券口数の半分以上を保有する受益者により承認された場合、投票結果は集会の決議であるとみなされます。上記にかかわらず、且つ基本信託証書第33.2条の目的に限り、トラストが「ミューチュアル・ファンド」であって「規制対象のミューチュアル・ファンド」(ケイマン諸島ミューチュアル・ファンド法に定義された用語)ではない場合はいつでも、「受益者による決議」という表現は、トラストの(当該法で定義された)「投資者」の人数の過半数が書面で同意した決議を指します。受益者による決議に関する純資産総額の計算は、集会の直前の該当する評価日の評価時点で行われます。投票は、本人または代理人のいずれかにより行うことができます。

(ハ) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は、いかなる者(米国人および(制限付例外があります。))ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含みます。)による受益証券の取得も制限することができます。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

2019年12月末日現在、管理会社の払込済み資本金は735,000米ドル(約8,053万円)です。

(2) 会社の機構

管理会社の定款によれば、管理会社の業務は10名以上(代理取締役は除きます。)で構成される取締役会によって管理されます。取締役の株式保有資格は総会において管理会社によりかかる決定がなされるまで要求されません。管理会社は通常の決議により取締役を選任でき、同様に取締役を解任し、代わりに他の者を指名できます。取締役は、管理会社の定款に定められた最大数を条件として、いつでも随時何人をも取締役に指名する権限を有します。

取締役会は、その構成員から議長を選出できますが義務はありません。

取締役会は、招集通知に記載された場所で開催されます。

取締役会は、各取締役および代理取締役に書面により少なくとも2日前に通知がなされることにより招集されます。ただし、全取締役(または代理取締役)が通知を取締役会開催の前か後に撤回する場合、招集通知の期間が短縮された取締役会も有効な取締役会であるものとします。

取締役会の決議の定足数は、取締役会で別途定めがなければ2名です。ただし、いかなる時でも取締役が1名の場合は定足数は1名です。

決議は、定足数を満たしている取締役会に自らまたは代理人により参加している者の過半数の賛成によりなされます。議長は、賛否同数の場合の決定権を有します。

取締役会は、法律、定款、総会で管理会社により規定された規則および関連するファンドの基本的書類による制限にしたがって、管理会社の名前で活動し、管理会社のために活動する過程にある全業務ならびに事務管理および財産処分に関する全活動を行い、かつ、権限を付与する権限を授与されています。

取締役会は、取締役会の構成員ではない1名以上の執行役員、支部の委員会もしくは代理人、または取締役会の構成員で構成されると取締役がみなす委員会に対し、管理会社の業務および管理会社の代表権の全てまたは一部を委託することができます。

株主総会が、適式に成立した場合には、全株主を代表します。株主総会は、管理会社に代わって活動を行い、かつ、承認し、ならびに議題を提案する幅広い権限を有します。

適用法令の要件および管理会社の定款の遵守を条件とし、株主総会で正式に可決された決議は全株主を拘束します。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することに何ら制限はありません。

管理会社は、2019年12月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っています。

国別（設立国）	種類別	本数	純資産の合計（通貨別）
ケイマン諸島	公募	7	203,946,386米ドル
			28,591,856豪ドル
			3,679,659,365円
			78,202,008トルコリラ
	私募	35	401,186,134,757円

3【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度(2017年1月1日から2017年12月31日までおよび2018年1月1日から2018年12月31日まで)の日本語の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」(平成5年大蔵省令第22号)に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第131条第5項ただし書の規定を適用して、管理会社によって作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものです(ただし、円換算部分を除きます。)。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。)であるケーピーエムジーから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含みます。)が当該財務書類に添付されています。
- c. 管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されています。日本語の財務書類には円換算額が併記されています。日本円による金額は2019年12月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=109.56円)で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1) 【貸借対照表】

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド
2018年12月31日終了事業年度財務諸表

損益およびその他の包括利益計算書(2018年12月31日終了事業年度)

	注記への 参照	2018年度		2017年度 ¹	
		USD	千円	USD	千円
損益計算書（米ドル）					
受取利息		22,534	2,469	11,246	1,232
- うち、償却原価で測定される 金融商品にかかる受取利息		22,534	2,469	11,246	1,232
純受取利息 ²	4	22,534	2,469	11,246	1,232
サービス報酬収入	5	205,000	22,460	190,000	20,816
その他収益	8	8	1	41	4
純収益 ²		227,542	24,930	201,287	22,053
一般管理および営業費	6	(121,067)	(13,264)	(111,931)	(12,263)
引当金繰入および 税引前営業利益 ²		106,475	11,665	89,356	9,790
税引前利益		106,475	11,665	89,356	9,790
法人税等	7	-	-	-	-
税引後利益		106,475	11,665	89,356	9,790

¹ 比較情報は、以下の脚注2で示した項目を除いた項目については、当年度の表示に準拠するよう再分類されている。詳しい情報については、注記15を参照のこと。

² 会社は当初、2018年1月1日付でIFRS第15号および第9号を適用した。一方、比較情報については、選択された経過措置のもと、修正再表示を行っていない。

8ページから18ページの注記は本財務諸表の一部をなすものである。

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド

2018年12月31日終了事業年度財務諸表

財政状態計算書(2018年12月31日現在)

	注記への 参照	2018年度		2017年度 ¹	
		USD	千円	USD	千円
資産（米ドル）					
現金預け金	9	1,213,367	132,936	1,016,181	111,333
その他資産	10	206,873	22,665	299,223	32,783
資産合計		1,420,240	155,601	1,315,404	144,116
負債（米ドル）					
その他負債	10	3,735	409	5,374	589
負債合計		3,735	409	5,374	589
株主資本（米ドル）					
資本金	11	735,000	80,527	735,000	80,527
利益剰余金		681,505	74,666	575,030	63,000
株主資本合計		1,416,505	155,192	1,310,030	143,527
負債および株主資本合計		1,420,240	155,601	1,315,404	144,116

¹ 比較情報は、以下の脚注2で示した項目を除いた項目については、当年度の表示に準拠するよう再分類されている。詳しい情報については、注記15を参照のこと。

² 会社は当初、2018年1月1日付でIFRS第15号および第9号を適用した。一方、比較情報については、選択された経過措置のもと、修正再表示を行っていない。

(日付)、取締役会により発行の承認および許可を受けた。

)
)
)
 ニコラス・パパペリン) 取締役
)

8ページから18ページの注記は本財務諸表の一部をなすものである。

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド

2018年12月31日終了事業年度財務諸表

持分変動計算書 (2018年12月31日終了事業年度)

	資本金		利益剰余金		合計	
	USD	千円	USD	千円	USD	千円
2018年度						
2018年度持分変動計算書 (米ドル)						
2018年1月1日現在の残高	735,000	80,527	575,030	63,000	1,310,030	143,527
当該年度の利益	-	-	106,475	11,665	106,475	11,665
2018年12月31日現在の残高	735,000	80,527	681,505	74,666	1,416,505	155,192
2017年度						
2017年度持分変動計算書 (米ドル)						
2017年1月1日現在の残高	735,000	80,527	485,674	53,210	1,220,674	133,737
当該年度の利益	-	-	89,356	9,790	89,356	9,790
2017年12月31日現在の残高	735,000	80,527	575,030	63,000	1,310,030	143,527

8ページから18ページの注記は本財務諸表の一部をなすものである。

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド

2018年12月31日終了事業年度財務諸表

キャッシュ・フロー計算書（2018年12月31日終了事業年度）

	注記への 参照	2018年度		2017年度 ¹	
		USD	千円	USD	千円
営業活動による キャッシュ・フロー（米ドル）					
当該年度の利益		106,475	11,665	89,356	9,790
純利益を営業活動より生じた 現金と一致させるための調整					
税引およびその他調整前 純利益に含まれる非現金項目：					
受取利息	4	(22,534)	(2,469)	(11,246)	(1,232)
未実現損益		(8)	(1)	(41)	(4)
営業資産および負債変動前の 営業活動より生じた現金					
		83,933	9,196	78,069	8,553
営業資産の純減：					
その他資産		92,358	10,119	176,907	19,382
営業資産の純減		92,358	10,119	176,907	19,382
営業負債の純（減）／増：					
その他負債および引当金		(1,639)	(180)	1,856	203
営業負債の純（減）／増		(1,639)	(180)	1,856	203
法人税等の支払額		-	-	-	-
営業活動より生じた現金		174,652	19,135	256,832	28,139
財務活動による キャッシュ・フロー（米ドル）					
受取利息	4	22,534	2,469	11,246	1,232
財務活動により生じた 現金（米ドル）		22,534	2,469	11,246	1,232
現金および現金同等物の純増額		197,186	21,604	268,078	29,371
期首における現金および 現金同等物		1,016,181	111,333	748,103	81,962
期末における現金および 現金同等物（米ドル）		1,213,367	132,936	1,016,181	111,333
現金預け金	9	1,213,367	132,936	1,016,181	111,333
期末における現金および 現金同等物（米ドル）		1,213,367	132,936	1,016,181	111,333

¹ 比較情報は、以下の脚注2で示した項目を除いた項目については、当年度の表示に準拠するよう再分類されている。詳しい情報については、注記15を参照のこと。

² 会社は当初、2018年1月1日付でIFRS第15号および第9号を適用した。一方、比較情報については、選択された経過措置のもと、修正再表示を行っていない。

8 ページから18ページの注記は本財務諸表の一部をなすものである。

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド

2018年12月31日終了事業年度財務諸表

財務諸表に対する注記

１．主たる事業

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド(以下、「当社」という。)は、ケイマン諸島に設立された有限会社である。当社の主たる事業はトラストの設立ならびにトラストの管理事務代行および資産の管理である。当社の登録事業所は、ケイマン諸島KY1-1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱309、メイプルズ・コーポレート・サービス・リミテッド内(c/o Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands)に所在する。

２．重要な会計方針**(a) 準拠表明**

本財務諸表は、該当するすべての国際財務報告基準(以下、「IFRS」という。)に準拠して作成されている。IFRSは、該当する個々の国際財務報告基準、国際会計基準(以下、「IAS」という。)および国際会計基準審議会(以下、「IASB」という。)が発行する解釈指針等すべての総称である。当社が採用した重要な会計方針の概要は、以下のとおりである。

(b) 財務諸表の作成基準

本財務諸表は、取得原価基準を測定基準として作成されている。

IFRSに準拠した財務諸表の作成に当たり、経営陣は会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが求められている。見積りおよびこれに伴う仮定は、状況に応じて合理的であると考えられ、結果として他の情報源からは容易に明白とはならない資産および負債の帳簿価額を決定する基準となる過去の実績およびその他のさまざまな要因に基づくものである。実際の結果は、かかる見積りと異なる場合もある。

見積りおよびその基礎となる仮定は、継続的に見直しが行われる。会計上の見積りの修正は、見積りが修正された期間のみに影響を及ぼす場合は当該期間に、見積りが修正された期間および将来の期間双方に影響を及ぼす場合は当該期間および将来の期間に認識される。

(c) 外貨

当社の機能通貨および表示通貨は米ドル(USD)である。期中の外貨建取引は、取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。外貨建の貨幣性資産・負債は報告会計期間末の実勢為替レートで米ドルに換算される。為替差損益は、損益計算書に認識される。

取得原価により測定された外貨建の非貨幣性資産・負債は、取引日の実勢為替レートで米ドルに換算される。公正価値で計上された外貨建の非貨幣性資産・負債は公正価値が決定された日の実勢為替レートで換算される。再換算により生じる為替差損益は、損益計算書に認識される。

２．重要な会計方針（続き）

（ｄ）現金および現金同等物

現金および現金同等物は、銀行預け金および銀行の手元現金であり、短期の流動性の高い投資のうち、容易に一定額の現金に換金することが可能であり、かつ、価値の変動については僅少なりリスクしか負わず、取得時の満期が３ヵ月以内のものをいう。

（ｅ）その他の資産

その他の資産は、まず時価で計上し、その後、償却原価から減損（貸倒引当金）を差し引いて記載する（注記２（ｇ）を参照）。ただし、未収金が関連当事者に対する特定返済条件のない無利子融資である場合や、その割引の影響が微小である場合はこの限りでない。これらに該当する場合、未収金は不良債権の減損を差し引いた原価で計上される。

（ｆ）引当金および偶発債務

引当金は、当社が過去の事象の結果として生じる法的または推定的債務を有しており、債務を決済するために経済的便益の流出が必要となる可能性が高く、かつその金額について信頼できる見積りができる場合に、不確実な時期または金額の負債に対して認識される。金額の時間的価値が重要な場合、引当金は債務を決済するために予想される支出の現在価値で計上される。

経済的便益の流出が必要となる可能性が低く、金額の見積もりに信頼性がない場合、経済的便益の流出の可能性が微小でないかぎり、債務は偶発債務として開示する。１ないし複数の将来事象の発生または未発生によってのみその存在を確認できる潜在的な債務についても、経済的便益の流出の可能性が微小でない限り、債務は偶発債務として開示する。

（ｇ）減損

当社の資産の帳簿価額は、各報告期間末に見直しを行い、減損を行うべき客観的根拠の有無を判定する。このような客観的根拠がある場合には、各報告期間末において、この資産の回収可能額の見積もりを行う。資産の帳簿価額が回収可能額を上回る場合には、必ず減損損失を計上する。減損損失は利益または損失として計上する。

IFRS第９号に従って、新しい減損要件は主として償却原価で測定される金融資産に適用される。減損要件は、報告日付において将来の経済状況に対する合理的かつ信頼性の高い予測を織り込むことにより、IFRS第９号における発生損失モデルから、IFRS第９号における予想信用損失（ECL）モデルに変更となった。本基準の適用による当社財務諸表への重大な影響はない。

（ｈ）収益の認識

投資運用サービスを提供し、当社に経済的便益が流入する可能性が高く、適宜収益および費用を信頼性をもって測定できる場合に、損益計算書に管理報酬が認識される。

2. 重要な会計方針(続き)

(i) 費用

すべての費用は、発生主義により損益計算書に認識される。

(j) 関連当事者

本財務諸表では、当事者が以下のいずれかに該当する場合に当社の関連当事者とみなしている。

(a) 個人、またはその個人の家族の近親者は、以下に該当する場合、当社の関連当事者である。

- () 当社を支配している、または共同支配している。
- () 当社に重要な影響を与える。
- () 当社または当社親会社経営幹部の一員である。

(b) 企業は、以下の条件のいずれかに該当する場合、当社の関連当事者である。

- () その企業と当社が同じグループの傘下にある(すなわち、それぞれの親会社、子会社、関連会社に関連している)。
- () その企業と他方の企業が関連会社であるか、合併会社である(その企業の関連会社または合併会社の属する企業グループに他方の企業が属している)。
- () 両企業が、同一の第三者企業の合併会社である。
- () ある企業がある第三者企業の合併会社であり、他方の企業が当該第三者企業の関連会社である。
- () ある企業が、当社または当社の関連当事者である企業の従業員給付のための退職後給付制度である。
- () ある企業が、(a)に規定する個人に支配されているか、共同支配されている。
- () (a)()に規定する個人が、ある企業に重要な影響を与えているか、その企業(またはその親会社)の経営幹部の一員である。

個人の家族の近親者とは、企業との取引において当該個人に影響を与える、または当該個人の影響を受けると予想される親族の一員をいう。

(k) 当期に発効された基準および解釈指針

当社は、当年度において次のような改訂を採用している。

IFRS第9号：金融商品(2018年1月1日発効)

IFRS第9号「金融商品」：2014年7月に、IASBはIAS第39号の代替として、IFRS第9号「金融商品」(以下、「IFRS第9号」という。)の完全版を公表した。本基準には、認識および測定、減損、認識の中止、一般ヘッジ会計に関する要件が含まれる。当社は、IFRS第9号のもとで選択を許可されている方針として、遅くともマクロヘッジに関する要件が確定および公表されるまで、IAS第39号に準拠したヘッジ会計の適用を継続することを決定した。IFRS第9号に起因する、IFRS第7号「金融商品：開示」に対する修正においても、新しい開示、および現在の開示要件の改訂が求められている。IFRS第9号は、2018年1月1日またはそれ以後に開始される年度に適用できる。

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド

2018年12月31日終了事業年度財務諸表

２．重要な会計方針（続き）

2017年10月に、IASBは負の補償を伴う期限前償還要素（IFRS第9号の修正）を公表した。本修正は、2019年1月1日またはそれ以後に開始される年度に適用でき、早期導入が認められている。当社は、本修正を2018年1月1日付で年次採用した。

IFRS第9号の採用に起因する会計方針の変更は、一般に遡及適用される。しかしながら当社は、以前の期間の比較情報を修正再表示しないことを認める免責条項を利用している。

本改訂の適用による当社財務諸表への重大な影響はない。

IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」：2014年5月に、IASBはIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」（以下、「IFRS第15号」という。）を公表した。IFRS第15号は、単一の包括的な収益認識フレームワークを定めている。IFRS第15号の中核的原則は、約束した財またはサービスの顧客への移転を、かかる財またはサービスと引き換えに権利を得ると見込まれる対価の額で描写するように、企業が収益の認識を行うことを要求している。また、IFRS第15号には開示要件も含まれており、財務諸表の利用者が顧客との契約から生じる収益およびキャッシュ・フローの性質、金額、時期および不確実性を理解できるようにしている。IFRS第15号は、IFRS内の既存の収益ガイダンスを置き換える。

2016年4月に、IASBはIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の明確化（以下、「IFRS第15号の明確化」という。）を公表した。IFRS第15号の明確化は、知的財産の使用権、履行義務の特定、本人（総額）・代理人（純額）適用ガイダンス、および経過措置について、収益認識に関する合同移行リソース・グループが検討した導入にかかる質問に対処することを意図するものである。IFRS第15号およびIFRS第15号の明確化は、2018年1月1日以降に始まる年次報告期間に発効する。

当社は、累積的影響法による移行アプローチを用いて、IFRS第15号のガイダンスとIFRS第15号の明確化を2018年1月1日に採用した。なお、移行に伴う調整は利益剰余金において認識され、比較情報の修正再表示を行っていない。採用の結果、当社は一部の報酬の認識時期による重大な変化を受けない。企業と締結した財またはサービスの顧客への移転契約が個別に識別可能かどうかを評価する際には、約束の内容が契約の観点において、それぞれの財もしくはサービスを個別に移転しているかどうか、または約束した財もしくはサービスを結合したものを移転しているかどうかを判断することを目的としている。アドバイザー契約内の履行義務を評価した結果、当社は投資銀行資本市場業務における一部の報酬の認識時期に関する変更を特定した。

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド

2018年12月31日終了事業年度財務諸表

３．会計方針の変更

IASBは、当会計期間に新たに発効するIFRSの複数の改訂基準を公表している。これらの変更事項は、これまでに作成または注記2(k)に提示された、現在または以前の期間の当社業績および財政状況に重大な影響を及ぼしていない。

当社は、新しい会計基準または解釈指針のうち当会計期間に発効していないものについては適用していない（注記17）。

４．純受取利息

	2018年度	2017年度
純受取利息（米ドル）		
現金預け金にかかる受取利息	22,534	11,246
受取利息	22,534	11,246

金融商品にかかる上記の受取利息はすべて償却原価で測定される。

５．サービス報酬収入

当社の主たる事業は、トラストの設立ならびにトラストの管理事務代行および資産の管理である。

収益は、以下に示す関連会社から得た投資運用報酬である。

	2018年度	2017年度
収益（米ドル）		
サービス報酬収入	205,000	190,000
収益合計	205,000	190,000

６．一般管理および営業費

	2018年度	2017年度
一般管理および営業費（米ドル）		
その他報酬費用	(1,315)	(1,311)
銀行手数料	(545)	-
営業費	(1,860)	(1,311)
監査報酬	(3,117)	(3,142)
役員報酬	(106,500)	(105,033)
専門家サービス	(9,590)	(2,445)
一般管理費	(119,207)	(110,620)
一般管理および営業費合計	(121,067)	(111,931)

上記の支出はいずれも直接持株会社に対して支払われ、直接持株会社は当社に代わりこれを決済する。

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド

2018年12月31日終了事業年度財務諸表

7. 法人税等

ケイマン諸島において所得またはキャピタル・ゲインに課される税金はなく、当社は、ケイマン諸島総督より、2020年1月18日まで現地のすべての所得、利益およびキャピタル・ゲインに対する税金を免除するとの保証を得ている。したがって、本財務諸表に所得税は計上されていない。

8. 非連結のストラクチャード・エンティティ

スポンサーとなる非連結ストラクチャード・エンティティ

当社は、当社名がストラクチャード・エンティティの名称やそれが発行する商品に表示される、または当社がそのストラクチャード・エンティティと関係があるか、もしくは当社がそのストラクチャード・エンティティの設計や設定に関与しており、ストラクチャード・エンティティとの関与の一形態を有すると市場が一般的に期待する場合、自社をそのストラクチャード・エンティティのスポンサーであると見なす。当社がスポンサーではあるが持分を有していない非連結ストラクチャード・エンティティについて、当社は報告期間中これらエンティティから投資運用報酬を受け取っておらず、またいかなる資産もこれらエンティティに移管していない。

以下に示す非連結のストラクチャード・エンティティは、当社がスポンサーとなっているが、管理費用は受け取っておらず、2018年12月31日現在当社は持分を保有していない。

- ホルト日本株インカム・プラス・ストラテジー・ファンド(適格機関投資家限定)

以下に示す非連結のストラクチャード・エンティティは、当社がスポンサーであり、年間固定管理費用として5,000米ドル(2017年:5,000米ドル)を受け取っているが、2018年12月31日現在当社は持分を保有していない。

アジア・エクイティ・インカムプラス・ストラテジー・ファンド(適格機関投資家限定)

グローバル・リートα・ファンド(適格機関投資家限定)

豪州高配当株・ツインαファンド(適格機関投資家限定)

米国リート・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)

ダイワ・オーストラリア高配当株αファンド(適格機関投資家限定)

プリンシパル/CSカナディアン・エクイティ・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)

CSグローバル・リート・トリプル・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)

米国好配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)

米国スモール・キャップ・エクイティ・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)

ダイワ・エマージング・ローカル・マーケット・ボンド・ファンド(適格機関投資家限定)

J-REIT Fund(適格機関投資家限定)

USプリファード・リート・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)

ジャパン・エクイティ・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)

ユーロ・ストック・プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)

NB/MYAM米国REITインカム・ファンド(適格機関投資家限定)

ダイワ・UK・ハイ・ディビデンド・エクイティ・ファンド(適格機関投資家限定)

８．非連結ストラクチャード・エンティティ(続き)

AMPオーストラリア・インカム債券ファンド(適格機関投資家限定)
ブラジル株式アルファ・ファンド(適格機関投資家限定)
ダイワ・ブラジリアン・レアル・ボンド・ファンド(適格機関投資家限定)
US・バリュー・エクイティ・コンセントレイティッド・ファンド(適格機関投資家限定)
ニッセイ・ジャパン・エクイティ・アクティブ・ファンド(適格機関投資家限定)
AMPオーストラリアREITファンド(適格機関投資家限定)
J-REIT アンド リアル エステート エクイティファンド(適格機関投資家限定)
新生・欧州債券ファンド(適格機関投資家限定)
ダイワ・アメリカン・ハイ・ディビデンド・エクイティ・クワトロ・インカム・ファンド (適格機関投資家限定)
ダイワ・アメリカン・リート・クワトロ・インカム・ファンド(適格機関投資家限定)
US REITファンド(適格機関投資家限定)
新生・ワールド・ラップ・ファンド・ステープル・タイプ(適格機関投資家限定)
新生ワールド・ラップ・ファンド・グロース・タイプ(適格機関投資家限定)
米国リート・トリプル・エンジン・プラス・ファンド(適格機関投資家限定)
日本国債17-20年ラダー・ファンド(適格機関投資家限定)
オーストラリア・リート・ファンド
オーストラリア・リート・プラス
米国債5-7年ラダー・ファンド(適格機関投資家限定)
米国・地方公共事業債ファンド
東京海上・CATボンド・ファンド
下落抑制株式ファンド(適格機関投資家限定)
グローバル高配当株式プレミアム・ファンド(適格機関投資家限定)
マイスターズ・コレクション

当社は、契約上提供を求められていない連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を提供していない。

当社は現在、契約上提供を求められていない非連結ストラクチャード・エンティティに金融的またはその他支援を提供する意向はない。

９．現金預け金

現金および現金同等物の内訳：

	2018年度	2017年度
現金預け金(米ドル)		
現金預け金	1,213,367	1,016,181
現金預け金合計	1,213,367	1,016,181

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド

2018年12月31日終了事業年度財務諸表

10. その他の資産および負債

	2018年度	2017年度
その他資産(米ドル)		
未収利息および報酬	206,873	192,723
その他	-	106,500
その他資産合計	206,873	299,223
	2018年度	2017年度
その他負債(米ドル)		
未払利息および報酬	3,735	5,374
その他負債合計	3,735	5,374

11. 資本金

(a) 授権株式および発行済株式

	2018年度		2017年度	
	株数	米ドル	株数	米ドル
授権株式:				
1株当たり1米ドルの普通株式	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
発行済全額払込済株式:				
普通株式	735,000	735,000	735,000	735,000

普通株式の株主には、随時宣言される配当金を受け取る権利が付与されており、当社株主総会において1株当たり1議決権を有する。すべての普通株式は、当社の残余財産に関して同等順位である。

(b) 資本管理

当社は、リスクレベルに応じてサービスの価格設定を行い妥当な費用で資金を調達することにより、株主に利益を還元し続けるべく、当社が継続企業として存続する能力を保護することを資本管理の第一の目的としている。当社は大手企業グループの一員であり、追加資本調達元および余剰資本の分配に関する当社の方針が、グループの資本管理目的の影響を受ける場合もある。当社は「資本」を、すべての資本項目を含むものと定義している。

当社の資本構成は定期的に見直しが行われ、当社が所属するグループの資本管理の慣行を考慮して管理されている。資本構成は、当社に対する取締役の信任義務に反しない限り、当社またはグループに影響を及ぼす経済状況の変化を踏まえて調整される。

当期において当社は、外部による資本規制の対象とはなっていない。

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド

2018年12月31日終了事業年度財務諸表

12. 財務リスク管理および公正価値

当社には、通常の業務の過程において、信用リスク、流動性リスク、金利リスクおよび外国為替リスクに対するエクスポージャーが生じる。当社はこれらのリスクを以下に記載する財務管理方針および慣行により管理している。

(a) 信用リスク

当社の信用リスクは、主にグループ企業に対する債権および銀行預け金に起因するものである。信用リスクは、金融商品の一方当事者が債務を履行しないことにより他方当事者に財務上の損失を生じさせるリスクとして定義されている。経営陣は信用リスクが確実に最低限に維持されるよう、定期的にリスクを監視している。信用リスクの最大エクスポージャーは、財政状態計算書上の各金融資産の帳簿価額から減損引当金を控除した額に相当する。

(b) 流動性リスク

当社は契約債務および合理的に予測可能な債務を期限到来時に履行するため、定期的に流動性の要件を監視することを方針としている。

2018年および2017年12月31日現在、当社のすべての債務および未払金を含めて、当社の金融負債はすべて要求払いまたは無日付であり、3ヵ月以内に決済される予定である。

(c) 金利リスク

当社は現金および預け金に対して稼得する銀行金利に限り、金利リスクが発生する可能性がある。2018年および2017年12月31日現在、金利の変動が当社の認識された資産または負債の帳簿価額に直接的で重大な影響を及ぼすことはない。

(d) 為替リスク

当社は、主に香港ドル(以下、「HKD」という。)建ての支払債務が生じる一部の取引により外国為替リスクにさらされている。

HKDは米ドル(以下、「USD」という。)に固定されているため、当社はUSDとHKD間の為替レートの変動リスクは重要ではないと考えている。

(e) 公正価値

原価または償却原価で計上された当社の金融商品の帳簿価額は、2018年12月31日現在の公正価値と大きな相違はない。

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド

2018年12月31日終了事業年度財務諸表

13．重要な関連当事者間取引

財務諸表上で開示されている取引や残高に加え、当社は次の重要な関連当事者間取引を実施した。

a）関連当事者間の貸借対照表取引

財務諸表上で開示されている取引や残高に加え、当社は通常の業務過程において、次の重要な関連当事者間取引を行った。

	2018年12月31日現在			2017年12月31日現在		
	親会社	関連グループ会社	合計	親会社	関連グループ会社	合計
資産（米ドル）						
その他資産	-	205,000	205,000	-	191,632	191,632
資産合計	-	205,000	205,000	-	191,632	191,632
負債および資本（米ドル）						
その他負債	-	-	-	1,871	1,632	3,503
資本金	735,000	-	735,000	735,000	-	735,000
負債および株主資本合計	735,000	-	735,000	736,871	1,632	738,503

b）関連当事者間の収益および費用

	2018年12月31日現在			2017年12月31日現在		
	親会社	関連グループ会社	合計	親会社	関連グループ会社	合計
その他収益（米ドル）						
その他収益	-	205,000	205,000	-	190,000	190,000

c）経営幹部報酬

経営幹部報酬（米ドル）	2018年度	2017年度
短期従業員給付	106,500	105,033
経営幹部報酬合計	106,500	105,033

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド
2018年12月31日終了事業年度財務諸表**14．親会社および最終的な持株会社**

2018年12月31日現在、当社の直接の親会社は香港で設立されたクレディ・スイス（ホンコン）リミテッドであり、当社の最終的な支配当事者はスイスで設立されたクレディ・スイス・グループ・アーゲーである。クレディ・スイス・グループ・アーゲーは、一般向けの財務諸表を作成している。

15．比較情報の再分類

当社の財務報告については、修正再表示を行っていない。

金融機関である当社は、2018年度に、より適切な情報を提供することを目的として、表示方法を流動・固定資産および負債から流動性の高い順番に変更した。加えて当社は、収益および費用の詳細情報を提供するために、損益計算書の表示方法についても変更した。このような表示方法の変更に伴い、比較金額は当年度の表示方法に準拠するよう再分類されている。財務諸表の比較可能性向上のため、現在の表示方法はクレディ・スイス・グループ内の類似する企業の表示方法に従っている。以前の表示方法に基づく各項目の金額およびクラスについては、2017年度財務諸表を参照のこと。

16．修正を要しない後発事象

2018年度において、修正を要しない重要な後発事象は存在しない。

17．公表後、2018年12月31日に終了した事業年度には未だ発効していない改訂基準、新基準および解釈指針による影響の可能性

本財務諸表の公表日までに、IASBは、2018年12月31日に終了した事業年度には未だ発効しておらず、本財務諸表には採用されていない複数の改訂基準、新基準および解釈指針を公表している。

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2018

**Statement of Profit or Loss and Other Comprehensive Income for the Year Ended
31 December 2018**

	Reference to Note	2018	2017 ¹
Statement of profit or loss (USD)			
Interest income		22,534	11,246
- of which Interest income from instruments at amortised cost		22,534	11,246
Net interest income²	4	22,534	11,246
Service Fee Income	5	205,000	190,000
Other revenues		8	41
Net revenues²		227,542	201,287
General, administrative and trading expenses	6	(121,067)	(111,931)
Operating profit before allowance and taxation²		106,475	89,356
Profit before tax		106,475	89,356
Income tax expense	7	—	—
Profit after tax		106,475	89,356

¹Comparative figures have been reclassified to conform with current year presentation for items other than those highlighted in footnote 2 below. Refer to Note 15 for further information.

²The Company has initially applied IFRS 15 and 9 as at 1 January 2018. However, comparative information is not restated under these transition methods chosen.

The notes on pages 8 to 18 form part of these financial statements.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2018

Statement of financial position at 31 December 2018

	Reference to Note	2018	2017 ¹
Assets (USD)			
Cash and due from banks	9	1,213,367	1,016,181
Other assets	10	206,873	299,223
Total assets		1,420,240	1,315,404
Liabilities (USD)			
Other liabilities	10	3,735	5,374
Total liabilities		3,735	5,374
Shareholders' equity (USD)			
Share capital	11	735,000	735,000
Retained earnings		681,505	575,030
Total shareholders' equity		1,416,505	1,310,030
Total liabilities and shareholders' equity		1,420,240	1,315,404

¹Comparative figures have been reclassified to conform with current year presentation for items other than those highlighted in footnote 2 below. Refer to Note 15 for further information.

²The Company has initially applied IFRS 15 and 9 as at 1 January 2018. However, comparative information is not restated under these transition methods chosen.

Approved and authorised for issue by the board of directors on

12/06/2019

Nicolas Papavoine

Director

Credit Suisse Management (Cayman) Limited

)
)
)
)
)

Director

The notes on pages 8 to 18 form part of these financial statements.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2018

Statement of changes in equity for the year ended 31 December 2018

	Share capital	Retained earnings	Total
2018			
2018 Statement of changes in equity (USD)			
Balance at 1 January 2018	735,000	575,030	1,310,030
Profit for the year	—	106,475	106,475
Balance at 31 December 2018	735,000	681,505	1,416,505
2017			
2017 Statement of changes in equity (USD)			
Balance at 1 January 2017	735,000	485,674	1,220,674
Profit for the year	—	89,356	89,356
Balance at 31 December 2017	735,000	575,030	1,310,030

The notes on pages 8 to 18 form part of these financial statements.

Credit Suisse Management (Cayman) Limited
Financial statements for the year ended 31 December 2018

Statement of cash flow for the year ended 31 December 2018

	Reference to Note	2018	2017 ¹
Cash flows from operating activities (USD)			
Profit for the year		106,475	89,356
Adjustments to reconcile net profit to net cash generated from operating activities			
Non-cash items included in net profit before tax and other adjustments:			
Interest income	4	(22,534)	(11,246)
Unrealised gain and loss		(8)	(41)
Cash generated from before changes in operating assets and liabilities		83,933	78,069
Net decrease in operating assets:			
Other assets		92,358	176,907
Net decrease in operating assets		92,358	176,907
Net (decrease)/increase in operating liabilities:			
Other liabilities and provisions		(1,639)	1,856
Net (decrease)/increase in operating liabilities		(1,639)	1,856
Income taxes paid		—	—
Net cash generated from operating activities		174,652	256,832
Cash flows from financing activities (USD)			
Interest income	4	22,534	11,246
Net cash generated from financing activities		22,534	11,246
Net increase in cash and cash equivalents		197,186	268,078
Cash and cash equivalents at the beginning of year		1,016,181	748,103
Cash and cash equivalents at the end of year (USD)		1,213,367	1,016,181
Cash and due from banks	9	1,213,367	1,016,181
Cash and cash equivalents at the end of year		1,213,367	1,016,181

¹Comparative figures have been reclassified to conform with current year presentation for items other than those highlighted in footnote 2 below. Refer to Note 15 for further information.

²The Company has initially applied IFRS 15 and 9 as at 1 January 2018. However, comparative information is not restated under these transition methods chosen.

The notes on pages 8 to 18 form part of these financial statements.

Notes to the financial statements

1. Principal activities

Credit Suisse Management (Cayman) Limited (the “Company”) is incorporated in the Cayman Islands with limited liability. The Company’s principal activities are the creation of trusts and the administration and management of assets in the trusts. The Company’s registered office is c/o Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands.

2. Significant Accounting Policies

(a) *Statement of compliance*

These financial statements have been prepared in accordance with all applicable International Financial Reporting Standards (“IFRSs”), which collective term includes all applicable individual International Financial Reporting Standards, International Accounting Standards (“IASs”) and Interpretations issued by International Accounting Standards Board (“IASB”). A summary of the significant accounting policies adopted by the Company is set out below.

(b) *Basis of preparation of the financial statements*

The measurement basis used in the preparation of the financial statements is the historical cost basis.

The preparation of financial statements in conformity with IFRSs requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and reported amounts of assets, liabilities, income and expenses. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the period in which the estimate is revised if the revision affects only that period, or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods.

(c) *Foreign currency*

The company’s functional and presentation currency is US Dollars (USD). Foreign currency transactions during the year are translated into United States Dollars at the foreign exchange rates ruling at the transaction dates. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated into United States Dollars at the foreign exchange rates ruling at the end of the reporting period. Exchange gains and losses are recognised in the profit or loss.

Non-monetary assets and liabilities that are measured in terms of historical cost in a foreign currency are translated into United States Dollars using the foreign exchange rates ruling at the transaction dates. Non-monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies that are stated at fair value are translated using the foreign exchange rates ruling at the dates the fair value was determined. Foreign currency differences arising on retranslation are recognised in profit or loss.

2. Significant Accounting Policies (continued)

(d) *Cash and cash equivalents*

Cash and cash equivalents comprise cash at bank and on hand with banks, and short-term, highly liquid investments that are readily convertible into known amounts of cash and which are subject to an insignificant risk of changes in value, having been within three months of maturity at acquisition.

(e) *Other assets*

Other assets are initially recognised at fair value and thereafter stated at amortised cost less allowance for impairment of doubtful debts (see note 2(g)), except where the receivables are interest-free loans made to related parties without any fixed repayment terms or the effect of discounting would be immaterial. In such cases, the receivables are stated at cost less impairment for bad and doubtful debts.

(f) *Provisions and contingent liabilities*

Provisions are recognised for liabilities of uncertain timing or amount when the Company has a legal or constructive obligation arising as a result of a past event, it is probable that an outflow of economic benefits will be required to settle the obligation and a reliable estimate cash be made. Where the time value of money is material, provisions are stated at the present value of the expenditure expected to settle the obligation.

Where it is not probable that an outflow of economic benefits will be required, or the amount cannot be estimated reliably, the obligation is disclosed as a contingent liability, unless the probability of outflow of economic benefits is remote. Possible obligations, whose existence will only be confirmed by the occurrence or non-occurrence of one or more future events are also disclosed as contingent liabilities unless the probability of outflow of economic benefits is remote.

(g) *Impairment*

The carrying amount of the Company's assets is reviewed at the end of each reporting period to determine whether there is any objective evidence of impairment. If any such objective evidence exists, the asset's recoverable amount is estimated at the end of each reporting period. An impairment loss is recognised whenever the carrying amount of an asset exceeds its recoverable amount. Impairment losses are recognised in the profit or loss.

Under IFRS 9, the new impairment requirements apply primarily to financial assets measured at amortised cost. The impairment requirements have changed from an incurred loss model under IFRS 9 to an expected credit loss ("ECL") model under IFRS 9 by incorporating reasonable and supportable forecasts of future economic conditions available at the reporting date. The adoption of this does not have a material impact to the Company's financial statements.

(h) *Revenue recognition*

Provided that it is probable that the economic benefits will flow to the Company and the revenue and costs, if applicable, can be measured reliably, management fee income is recognised in profit or loss when the investment management service is provided.

2. Significant Accounting Policies (continued)**(i) Expenses**

All expenses are recognised in profit and loss on an accrual basis.

(j) Related parties

For the purposes of these financial statements, a party is considered to be related to the Company if:

- (a) A person, or a close member of that person's family, is related to the Company if that person:
 - (i) has control or joint control over the Company;
 - (ii) has significant influence over the Company; or
 - (iii) is a member of the key management personnel of the Company or the Company's parent.
- (b) An entity is related to the Company if any of the following conditions applies:
 - (i) The entity and the Company are members of the same group (which means that each parent, subsidiary and fellow subsidiary is related to the others).
 - (ii) One entity is an associate or joint venture of the other entity (or an associate or joint venture of a member of a group of which the other entity is a member).
 - (iii) Both entities are joint ventures of the same third party.
 - (iv) One entity is a joint venture of a third party and the other entity is an associate of the third party.
 - (v) The entity is a post-employment benefit plan for the benefit of employees of either the Company or an entity related to the Company.
 - (vi) The entity is controlled or jointly controlled by a person identified in (a).
 - (vii) A person identified in (a)(i) has significant influence over the entity or is a member of the key management personnel of the entity (or of a parent of the entity).

Close members of the family of a person are those family members who may be expected to influence, or be influenced by, that person in their dealings with the entity.

(k) Standards and Interpretations effective in the current period

The Company has adopted the following amendments in the current year:

IFRS 9: Financial Instruments (effective 1 January 2018)

IFRS 9 Financial Instruments: In July 2014, the IASB issued IFRS 9 'Financial Instruments' (IFRS 9) as a complete standard which replaces IAS 39. The Standard includes requirements for recognition and measurement, impairment, derecognition and general hedge accounting. The Company elected, as a policy choice permitted under IFRS 9, to continue to apply hedge accounting in accordance with IAS 39, until at the latest the requirements on macro hedging are finalised and released. The amendments to IFRS 7 'Financial Instruments: Disclosures' resulting from IFRS 9 also require new disclosures as well as the revision of current disclosure requirements. IFRS 9 is effective for annual periods beginning on or after 1 January 2018.

In October 2017, the IASB issued Prepayments Features with Negative Compensation (Amendments to IFRS 9). The amendments are effective for annual periods beginning on or after 1 January 2019, with early adoption permitted. The Company yearly adopted this amendment as at 1 January 2018.

2. Significant Accounting Policies (continued)

Changes in accounting policies resulting from the adoption of IFRS 9 are generally applied retrospectively; however the Company has taken advantage of the exemption allowing it not to restate comparative information for prior periods.

The adoption of this amendments does not have a material impact to the Company's financial statements.

IFRS 15 Revenue from Contracts with Customers: In May 2014, the IASB issued IFRS 15 'Revenue from Contracts with Customers' (IFRS 15). IFRS 15 establishes a single, comprehensive framework for revenue recognition. The core principle of IFRS 15 requires that an entity recognise revenue to depict the transfer of promised goods or services to customers in an amount that reflects the consideration to which the entity expects to be entitled in exchange for those goods or services. IFRS 15 also includes disclosure requirements that enable users of financial statements to understand the nature, amount, timing and uncertainty of revenue and cash flows arising from contracts with customers. IFRS 15 replaces existing revenue guidance in IFRS.

In April 2016, the IASB issued Clarifications to IFRS 15 'Revenue from Contracts with Customers' (Clarifications to IFRS 15). The Clarifications to IFRS 15 are intended to address implementation questions that were discussed by the Joint Transition Resource Group for Revenue Recognition on licenses of intellectual property, identifying performance obligations, principal versus agent application guidance and transition. IFRS 15 and Clarifications to IFRS 15 are effective for annual reporting periods beginning on or after 1 January 2018.

The Company adopted the guidance in IFRS 15 and Clarifications to IFRS 15 on 1 January 2018 using the cumulative effect transition approach with a transition adjustment recognised in retained earnings without restating comparatives. As a result of adoption, Company did not have any material changes due to timing of the recognition of certain fees. In assessing whether an entity's promises to transfer goods or services to the customer are separately identifiable, the objective is to determine whether the nature of the promise, within the context of the contract, is to transfer each of those goods or services individually or, instead, to transfer a combined item or items to which the promised goods or services are inputs. As a result of the Company assessment of performance obligations within advisory contracts, the Company identified changes in the timing of the recognition of certain fees in the investment banking capital markets business.

3. Changes in Accounting Policies

The IASB has issued a number of amendments to IFRSs that are first effective for the current accounting period of the Company. None of these developments have had a material effect on how the Company's results and financial position for the current or prior periods have been prepared or presented in Note 2(k).

The Company has not applied any new standard or interpretation that is not yet effective for the current accounting period (Note 17).

4. Net Interest income

	2018	2017
Net Interest Income (USD)		
Interest income on cash and due from banks	22,534	11,246
Interest income	22,534	11,246

All the above interest income on instruments are at amortised cost.

5. Service Fee Income

The principal activities of the Company are the creation of trusts and the administration and management of assets in trusts.

Revenue represents investment management fee income earned from fellow subsidiary as follows:

	2018	2017
Revenues (USD)		
Service Fee Income	205,000	190,000
Total revenues	205,000	190,000

6. General, Administrative and Trading Expenses

	2018	2017
General, administrative and trading expenses (USD)		
Other commission expenses	(1,315)	(1,311)
Bank charges	(545)	—
Trading expenses	(1,860)	(1,311)
Auditor remuneration	(3,117)	(3,142)
Directors' remuneration	(106,500)	(105,033)
Professional Services	(9,590)	(2,445)
General and administrative expenses	(119,207)	(110,620)
Total general, administrative and trading expenses	(121,067)	(111,931)

All of the above expenditures are payable to the Company's immediate holding company and the immediate holding company settles such expenditures on behalf of the Company.

7. Taxation

There are no taxes on income or gains in the Cayman Islands and the Company has received an undertaking from the Governor in Council of the Cayman Islands exempting it from all local income, profits and capital taxes until 18 January 2020. Accordingly, no provision for income taxes is included in these financial statements.

8. Unconsolidated Structured Entities

Sponsored unconsolidated structured entities

The Company considers itself the sponsor of a structured entity when either its name appears in the name of the structured entity or in products issued by it or there is a general expectation from the market that the Company is associated with the structured entity or the Company was involved in the design or set up of the structured entity and has a form of involvement with the structured entity. For unconsolidated structured entities that were sponsored by the Company but no interest was held, the Company did not receive investment management fees from these entities during the reporting period and no assets were transferred to these entities.

The below unconsolidated structured entities are sponsored by the Company where no management fee is received and no interest is held by the Company as at 31 December 2018:

- HOLT® Japan Income Plus Strategy Fund (For Qualified Institutional Investors Only)

The below unconsolidated structured entities are sponsored by the Company where a fixed annual management fee of USD 5,000 (2017: USD 5,000) is received but no interest is held by the Company as at 31 December 2018:

Asia Equity Income Plus Strategy Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Global REIT Income Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Australian High Dividend Equity Twin Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US REIT Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa Australian High Dividend Equity Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Principal / CS Canadian Equity Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
CS Global REIT Triple Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US High Dividend Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US Small Cap Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa Emerging Local Market Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
J-REIT Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US Preferred REIT Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Japan Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Euro Stock Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
NB/MYAM US REIT Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa UK High Dividend Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
AMP Australia Income Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Brazil Equity Alpha Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa Brazilian Real Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US Value Equity Concentrated Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Nissay Japan Equity Active Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
AMP Australia REIT Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
J-REIT and Real Estate Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Shinsei European Bond Fund (For Qualified Institutional Investors Only)

8. Unconsolidated Structured Entities (continued)

Daiwa American High Dividend Equity Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Daiwa American REIT Quattro Income Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US REIT Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Shinsei World Wrap Fund Stable Type (For Qualified Institutional Investors Only)
Shinsei World Wrap Fund Growth Type (For Qualified Institutional Investors Only)
US REIT Triple Engine Plus Fund (For Qualified institutional Investors Only)
Japanese Government Bond 17-20 Year Ladder Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Australia REIT Fund
Australia REIT Plus Fund
US Treasury 5-7 Year Ladder Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
US Municipal Bond Fund
Tokio Marine CAT Bond Fund
Downside Control Equity Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Global High Dividend Equity Premium Fund (For Qualified Institutional Investors Only)
Meister's Collection

The Company has not provided financial or other support to consolidated structured entities that it was not contractually required to provide.

The Company does not currently have the intention to provide financial or other support to unconsolidated structured entities that it is not contractually required to provide.

9. Cash and Due from Banks

Cash and cash equivalents comprise:

	2018	2017
Cash and due from banks (USD)		
Cash and due from banks	1,213,367	1,016,181
Total cash and due from banks	1,213,367	1,016,181

10. Other Assets and Other Liabilities

	2018	2017
Other assets (USD)		
Interest and fees receivable	206,873	192,723
Others	—	106,500
Total other assets	206,873	299,223
	2018	2017
Other liabilities (USD)		
Interest and fees payable	3,735	5,374
Total other liabilities	3,735	5,374

11. Share Capital

(a) Authorised and issued share capital

		2018		2017
	No. of shares	USD	No. of shares	USD
Authorised:				
Ordinary shares of USD 1 each	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
Issued and fully paid up:				
Ordinary shares	735,000	735,000	735,000	735,000

The holders of ordinary shares are entitled to receive dividends as declared from time to time and are entitled to one vote per share at general meetings of the Company. All ordinary shares rank equally with regard to the Company's residual assets.

(b) Capital management

The Company's primary objectives when managing capital are to safeguard the Company's ability to continue as a going concern so that it can continue to provide returns for shareholders, by pricing services commensurately with the level of risk and by securing access to finance at a reasonable cost. As the Company is part of a larger group, the Company's sources of additional capital and policies for distribution of excess capital may also be affected by the group's capital management objectives. The Company defines "capital" as including all components of equity.

The Company's capital structure is regularly reviewed and managed with due regard to the capital management practices of the group to which the Company belongs. Adjustments are made to the capital structure in light of changes in economic conditions affecting the Company or the group, to the extent that these do not conflict with the directors' fiduciary duties towards the Company.

The Company was not subject to externally imposed capital requirements in the current period.

12. Financial Risk Management and Fair Values

Exposure to credit, liquidity, interest rate and foreign currency risks arises in the normal course of the Company's business. These risks are managed by the Company's financial management policies and practices described below.

(a) Credit risk

The Company's credit risk is primarily attributable to amounts due from group companies and cash at bank. Credit risk is defined as risk that one party to a financial instrument will cause a financial loss to another party by failing to discharge an obligation. Management regularly monitors its risk exposure to ensure that its credit risk is kept to a minimal level. The maximum exposure to credit risk is represented by the carrying amount of each financial asset in the statement of financial position after deducting any impairment allowance.

(b) Liquidity risk

The Company's policy is to regularly monitor its liquidity requirements to satisfy its contractual and reasonably foreseeable obligations as they fall due.

At 31 December 2018 and 2017, all of the Company's financial liabilities, which includes all creditors and accruals, are on demand or undated and are expected to be settled within three months.

(c) Interest rate risk

The Company is exposed to interest rate risk only to the extent that it earns bank interest on cash and deposits. At 31 December 2018 and 2017, a change in interest rates would have no direct material effect on the carrying value of the recognised assets or liabilities of the Company.

(d) Foreign currency risk

The Company is exposed to foreign currency risk primarily through certain transactions which give rise to payables that are denominated in Hong Kong dollars ("HKD").

As the HKD is pegged to the United States dollar ("USD"), the Company considers that the risk of movements in exchange rates between the USD and the HKD to be insignificant.

(e) Fair values

The carrying amounts of the Company's financial instruments carried at cost or amortised cost are not materially different from their fair value as at 31 December 2018.

13. Material Related Party Transactions

In addition to the transactions and balances disclosed elsewhere in the financial statements, the Company entered into the following material related party transactions

a) Related party balance sheet transactions

In addition to the transactions and balances disclosed elsewhere in the financial statements, the Company entered into the following material related party transactions in the normal course of business

	31 December 2018			31 December 2017		
	Parent	Fellow Group Companies	Total	Parent	Fellow Group Companies	Total
Assets (USD)						
Other assets	—	205,000	205,000	—	191,632	191,632
Total assets	—	205,000	205,000	—	191,632	191,632
Liabilities and Equity (USD)						
Other liabilities	—	—	—	1,871	1,632	3,503
Share capital	735,000	—	735,000	735,000	—	735,000
Total liabilities and shareholders' equity	735,000	—	735,000	736,871	1,632	738,503

b) Related party revenues and expenses

	31 December 2018			31 December 2017		
	Parent	Fellow Group Companies	Total	Parent	Fellow Group Companies	Total
Other revenues (USD)						
Other revenues	—	205,000	205,000	—	190,000	190,000

c) Remuneration of Key Management Personnel

Remuneration of Key Management Personnel (USD)	2018	2017
Short-term employee benefits	106,500	105,033
Total Remuneration of Key Management Personnel	106,500	105,033

14. Parent and Ultimate Holding Company

At 31 December 2018, the immediate parent of the Company is Credit Suisse (Hong Kong) Limited, which is incorporated in Hong Kong and the ultimate controlling party of the Company is Credit Suisse Group AG, which is incorporated in Switzerland. Credit Suisse Group AG produces financial statements available for public use.

15. Reclassification of Comparative Figures

The Company financials have not been re-stated.

In 2018, the Company being a financial institution, has changed its presentation from current and non-current assets/ liabilities to the order of liquidity as it provides more relevant information. In addition, the Company has also amended the presentation of its statement of income as it provides further information of revenues and expenses. On account of this change in presentation, the comparative amounts have been reclassified to conform to the current year's presentation. The presentation is now in line with that of similar entities within the CS Group as it enhances the comparability of the financial statements. Refer to 2017 financial statements for amounts of each item or class of items presented under the erstwhile presentation.

16. Non-Adjusting Events after the Reporting Period

There are no material non-adjusting events for 2018.

17. Possible Impact of Amendments, New Standards and Interpretations issued but not yet effective for the year ended 31 December 2018

Up to the date of issue of these financial statements, the IASB has issued a number of amendments and new standards and interpretations which are not yet effective for the year ended 31 December 2018 and which have not been adopted in these financial statements.

（２）【損益計算書】

管理会社の損益の状況については、「（１）貸借対照表」の項目に記載した管理会社の包括利益計算書をご参照ください。

4【利害関係人との取引制限】

受託会社および管理会社、これらの持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社(以下「利害関係者」といいます。)は、随時、ファンドと利益相反を生じる可能性のある他の金融、投資またはその他の専門的活動(以下「利益相反」といいます。)に関与することができます。これには、別のファンドの受託者、管理者、保管者、運用者、投資運用者または販売者として行為すること、および別のファンドまたは別の会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることが含まれます。とりわけ、管理会社またはその利害関係者は、ファンドと投資目的が類似または重複した別の投資ファンドの運用または助言に関与することを想定されます。また、管理会社の関連会社は、受託会社および/または管理会社と合意した条件に基づき、ファンドに対し、銀行サービス、財務顧問サービス、保管サービス、販売サービス、スワップ・カウンターパーティーサービスまたはヘッジサービスを提供することができ、これを行う場合、かかるサービスの提供により得た利益は当該利害関係者が留保します。受託会社および管理会社は、ファンドに提供されるサービスと類似のサービスを第三者に提供することができ、かかる行為により得た利益を計上する責任を負いません。利益の相反が生じた場合、受託会社または管理会社(適切な場合)は、その公正な解決を確保するよう努力します。ファンドを含め、他の顧客に投資機会を割り当てる場合、管理会社は、かかる業務に関して利益の相反に直面する可能性があります、このような状況における投資機会が公正に割り当てられることを確保します。

5【その他】

(1) 定款の変更等

定款の変更または管理会社の将来の解散については、臨時株主総会の承認を必要とします。

(2) 事業譲渡または事業譲受

該当事項ありません。

(3) 出資の状況

該当事項ありません。

(4) 訴訟およびその他の重要事項

管理会社およびファンドに重要な影響を与えると予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終了します。

管理会社は、存続期間の定めなく、株主総会の決議により、いつでも解散します。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド(Elian Trustee(Cayman)Limited)(「受託会社」)

(イ) 資本金の額

エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッドの2019年12月末日現在の資本金の額は、100米ドル(10,956円)です。

(ロ) 事業の内容

エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッドは、ファンドの受託会社です。受託会社は、ケイマン諸島において設立された有限責任会社であり、インタートラスト・コーポレート・サービスズ(ケイマン)リミテッド(旧名称:エリアン・フィデューシャリー・サービスズ(ケイマン)リミテッド)(以下「ICSCIL」といいます。)の完全子会社です。ICSCILは、ケイマン諸島において有限責任会社として設立され、ケイマン諸島の法律に従い、信託免許およびミューチュアル・ファンドの管理事務代行免許を有しており、CIMAの規制を受けています。受託会社は、信託免許保有者の完全子会社として、ケイマン諸島の銀行・信託会社法(改正済)に定義される「被支配子会社」であり、したがって当該法律に基づく免許要件を免除されています。ICSCILの最終親会社は、ユーロネクストに上場しているオランダの居住者会社インタートラスト・エヌブイ(Intertrust N.V.)です。

(2) ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・ Mellon(The Bank of New York Mellon)(「管理事務代行会社」および「保管会社」)

(イ) 資本金の額

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・ Mellonの2019年9月末日現在の資本金の額は、約11億3,500万米ドル(1,243億5,060万円)です。

(ロ) 事業の内容

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・ Mellonの親会社であるザ・バンク・オブ・ニューヨーク・ Mellon・コーポレーションは、機関投資家および個人が金融資産を世界の百を超える市場で管理することを可能とする、総合的で多数の業務を提供しています。2017年3月末日現在、同社は約30兆6,000億米ドルの保管資産および管理資産を有しており、1兆7,300億米ドルの資産を運用しています。

(3) 三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社(「代行協会員」及び「販売会社」)

(イ) 資本金の額

三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社の2019年12月末日現在の資本金の額は、80億円です。

(ロ) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った第一種金融商品取引業者であり、有価証券の募集、引受、売買、媒介およびその他金融商品取引業に関連する業務を行っています。

(注) 三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社は、2020年6月1日付けで、三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社を消滅会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を存続会社として吸収合併方式で、同社と合併する予定です。それに伴い、代行協会員及び販売会社は、以下のとおり変更される予定です。

新しく代行協会員及び販売会社となる会社

名称

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社

資本金の額

405億円(2019年3月末日現在)

関係業務の概要

金融商品取引法に基づき登録を行った第一種金融商品取引業者であり、有価証券の募集、引受、売買、媒介およびその他金融商品取引業に関連する業務を行っています。

(4) クレディ・スイス・インターナショナル(Credit Suisse International) (「報酬代行会社」)

(イ) 資本金の額

クレディ・スイス・インターナショナルの2019年12月末日現在の払込済株式資本は、113億6,600万米ドル(約12,453億円)です。

(ロ) 事業の内容

クレディ・スイス・インターナショナル(以下「C S I」といいます。)は1990年5月9日に、1985年会社法に従ってイングランドおよびウェールズで設立された(登記番号2500199)、1990年7月6日に「クレディ・スイス・ファイナンシャル・プロダクツ」という社名で無限責任会社として登記され、2000年3月27日に「クレディ・スイス・ファースト・ボストン・インターナショナル」に、2006年1月16日に「クレディ・スイス・インターナショナル」に社名が変更されました。登記上の本店はワン・カボット・スクウェア、ロンドン、E14、4QJ、電話番号は +44(0)20 7888 8888です。C S Iは英国の銀行であり、金融行為監督機構(F C A)およびブルーデンス規制機構(P R A)がE Uの信用機関としてこれを規制しています。

C S Iは無限責任会社であり、このため同社株主は、同社の清算時にその資産に不足分がある場合、それに対応するための連帯無限責任を負います。同社資産に不足分がある場合にそれに対応するための株主の連帯無限責任は、同社の清算時においてのみ適用します。よって、その清算までは、有価証券の保有者は同社資産に対してのみ償還請求権を有し、その株主の資産については当該請求権を有しません。

C S Iは1990年7月16日に事業を開始しました。同社の主たる事業は銀行業(金利、外国為替、株式、商品、および信用に連動するデリバティブ商品を含みます。)です。同社の主たる目的は、包括的な資金およびリスク管理のデリバティブ商品サービスを提供することです。同社はあらゆる種類のデリバティブ商品を提供することにより世界中のデリバティブ市場で大きな存在感を確立し、顧客ニーズならびに基本となる市場の変化に対応した新商品開発を継続しています。その事業は、クレディ・スイス・エイ・ジー(Credit Suisse AG)のグローバルマーケット部門、インベストメント・バンキング部門およびキャピタルマーケット部門の一環として行われています。

C S Iは、チューリッヒに本拠をおく世界有数の金融グループであるクレディ・スイス・グループの一員です。クレディ・スイス・グループは世界50ヵ国以上に拠点を持ち、世界中の法人および富裕層個人顧客、またスイス国内の一般個人顧客に多彩な金融サービスを提供しています。

（５）東京海上アセットマネジメント株式会社（「投資運用会社」）

（イ）資本金の額

東京海上アセットマネジメント株式会社の2019年12月末日現在の資本金の額は、20億円です。

（ロ）事業の内容

投資運用会社は、1985年12月9日に日本法の下で投資顧問会社として設立された東京海上ホールディングス株式会社の100%子会社です。投資運用会社は、金融庁に投資運用業の登録を行っており、金融商品取引法の下で規制を受けています。投資運用会社は、2017年6月末現在、5兆7,909億円の運用を行っています。

（６）東京海上アセットマネジメント（USA）リミテッド（「副投資運用会社」）

（イ）資本金の額

東京海上アセットマネジメント（USA）リミテッドの2019年6月末日現在の資本金は、50万米ドル（5,478万円）です。

（ロ）事業の内容

副投資運用会社は、2000年に東京海上アセットマネジメント株式会社の100%出資により設立されたニューヨーク現地法人です。C A T ボンドを含む保険リンク証券や債券の運用および東京海上アセットマネジメントへの債券運用に関する助言業務などを行っています。

副投資運用会社は、2017年3月末現在、約702億円の保険リンク証券の運用を行っています。

2【関係業務の概要】

（１）エリアン・トラスティ（ケイマン）リミテッド（Elian Trustee（Cayman）Limited）

信託証書に基づき、受託業務を提供します。

（２）ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン シンガポール支店（The Bank of New York Mellon, Singapore Branch）

登録・名義書換代行業務、管理事務代行業務を提供します。

（３）ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（The Bank of New York Mellon）

資産保管業務を提供します。

（４）三菱ＵＦＪモルガン・スタンレーＰＢ証券株式会社^{（注）}

日本における代行協会員業務を行うとともに、ファンドの受益証券の募集に関し、日本における販売業務・買戻しの取扱業務を行います。

（注）三菱ＵＦＪモルガン・スタンレーＰＢ証券株式会社は、2020年6月1日付で、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社を存続会社とする吸収合併方式で、同社と合併する予定です。代行協会員業務及び日本における販売業務・買戻しの取扱業務は、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社が継承します。

（５）クレディ・スイス・インターナショナル（Credit Suisse International）

報酬代行会社任命契約に基づき、報酬等支払代行業務を行います。

（６）東京海上アセットマネジメント株式会社

投資運用契約に基づき、資産の投資運用業務および管理会社代行サービス業務を行います。

（７）東京海上アセットマネジメント（USA）リミテッド

副投資運用契約に基づき、投資運用会社からＣＡＴボンドに関する運用権限の委託を受けてファンドに関する副投資運用業務を行います。

３【資本関係】

管理会社と他の関係法人の間に資本関係はありません。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法(2020年改正)(以下「銀行・信託会社法」という。)の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法、会社管理法(2018年改正)または地域会社(管理)法(2019年改正)の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー(以下「設立計画推進者」という。)として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップも設定された。
- 1.3 2018年12月現在、規制を受けている、活動中の投資信託の数は10,992(2,946のマスター・ファンドを含む。)であった。また、適用除外対象となる非登録ファンドも多数存在している。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会(マネー・ロンダリング)およびオフショア・バンキング監督者グループ(銀行規制)のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法(2020年改正)(以下「ミューチュアル・ファンド法」という。)は、オープン・エンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズド・エンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法(2020年改正)(以下「金融庁法」という。)により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁(以下「CIMA」という。)が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用管理が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3. 規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託は、CIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式(様式MF3)による目論見書とその概要とともに提出し、登録時および毎年4,268米ドルの手数料を支払わなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するために十分な専門性を有した健全な評判を有する者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募るこ

とが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している(下記第3.2項参照)。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式(様式MF2およびMF2A)とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判のある者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託(もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー)がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託(第4条3項投資信託)

(a) 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

() 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの

() 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの

() 投資信託が「マスター・ファンド」(ミューチュアル・ファンド法に定義される。)であり、かつ以下のいずれかであるもの

(A) 一投資家当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの

(B) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの

(b) 上記()および()の分類に該当する投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出て(様式MF1)、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記()に該当するマスター・ファンドで販売書類がない場合は、かかるファンドは、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出て(様式MF4)、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4. 投資信託の継続的要件

- 4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には訂正目論見書を提出する義務を負っている。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならない。決算終了から6ヶ月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、規制投資信託の会社書類の監査を実施する過程で投資信託が以下のいずれかに該当することを知ったときまたはその疑いがあるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託が、その義務を履行期が到来したときに履行できないか、またはそのおそれがある場合。
 - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと企図している場合。
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように企図している場合。
 - (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたは行おうと企図している場合。
 - (e) ミューチュアル・ファンド法もしくは同法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則(2020年改正)(以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。)または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたは行おうと企図している場合。
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。
- 4.4 2006年12月27日に発効した2006年投資信託(年次申告書)規則(2018年改正)に従って、すべての規制投資信託は、当該投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6ヶ月以内に、同規則に定める細目を記載した、正確かつ完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは、当該期間の延長を許可することができる。当該申告書は、投資信託に関する一般的情報、運用情報および財務情報を含み、CIMAによって承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については責任を負わない。

5. 投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役(場合によっては、マネージャーまたは役員)の職責を担うにふさわしい適切な者にて管理される、という法定の基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記を示しかつその所有状況と財務構造およびその取締役と役員を明らかにした詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルでなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する主たる事務所をみずか

ら有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、(数の制限なく)複数の投資信託のために行うことができる。

5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、当該投資信託のすべてをCIMAに通知すること、および上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して報告すべき法的義務を遵守することである。

5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマン諸島に投資信託運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・ファンドを管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のない投資信託を運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条(上記第3.3項参照)に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4(4)条(上記第2.3項参照)に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。

5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない、決算期末から6ヶ月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、投資信託管理者の会計の監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当することをしたとき、またはその疑いがあるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

(a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、またはそのおそれがある場合。

(b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと企図している場合。

(c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように企図している場合。

(d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたはそのように企図している場合。

(e) ミューチュアル・ファンド法もしくは同法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。

5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7 投資信託管理者の株主、取締役もしくは上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、(管理する投資信託の数によって)24,390米ドルまたは30,488米ドル、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルであり、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間の手数料は、(管理する投資信託の数によって)36,585米ドルまたは42,682米ドル、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

(a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法(2020年改正)(以下「会社法」という。)に従って通常額面株式を発行する(無額面株式の発行も認められる)伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託に最もよく用いられており、以下の特性を有する。

- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定(事業目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型の投資信託で外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法における主たる要件は、要約すると以下のとおりである。
- () 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役と役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行うしなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる(ただし、額面株式および無額面株式の両方を発行することができない。)。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払いに加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払いの後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができること(すなわち会社が支払能力を維持すること)を条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、投資信託が通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後最長で30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の財務大臣が与える当該約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。

- (c) ユニット・トラストの受託者は、銀行・信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた、ケイマン諸島における法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法(2020年改正)は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、(受益者である)投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約する約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルやプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置くものであり、今日では他の法域(特に米国)のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法(2018年改正)(以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。)である。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー(個人、法人またはパートナーシップである場合、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。)およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、またパートナーシップ契約中のこれと反対の趣旨の明示的規定に服することを条件としてパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法(2013年改正)の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。

- () 氏名・名称および住所、リミテッド・パートナーとなった日、ならびにリミテッド・パートナーでなくなった日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ジェネラル・パートナーが決定する国または地域において)維持する。
- () リミテッド・パートナーの登録簿が維持されている登録事務所の登録簿を維持する。
- () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所において維持される場合、税務情報庁法(2017年改正)に基づく税務情報庁からの命令または通知に応じ、登録事務所において電子フォームまたはその他の媒体によるリミテッド・パートナーの登録簿を提供する。
- () リミテッド・パートナーによる出資の額および日付ならびに当該出資の撤回の額および日付についての記録を(ジェネラル・パートナーが決定する国または地域において)維持する。
- () 有効な通知が送達された場合、リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保権設定の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、最長50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー)は、第7.1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示することができる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または合理的に知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。これに違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、(高等裁判所の管轄下にある)グランドコート(以下「グランドコート」という。)に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。

7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。

- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合。
- (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者を害するような方法で、事業を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的に廃業する場合。
- (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合。
- (d) 規制投資信託の管理・運用が適正かつ正当な方法で行われていない場合。
- (e) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員が、それぞれの地位にふさわしい適切な者ではない場合。

- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うため、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること。
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとりうる行為は以下のとおりとする。
- (a) 第4(1)(b)条(管理投資信託)または第4(3)条(第4(3)条 投資信託)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと。
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること。
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること。
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること。
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3ヶ月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること。
 - (b) 投資信託が会社の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が同法の規定に従い解散されるように申し立てること。

- (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、投資信託を解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること。
- (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること。
- (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとること。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、グランドコートは受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託としての事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条(管理投資信託)または第4(3)条(第4(3)条 投資信託)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。
8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督
- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法に基づく義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 第8.3項による指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金が課せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または合理的に知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を停止したかまたは停止しようとしている場合や投資信託管理社が清算手続きに入るか解散されたと認めた場合は、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合。
- (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合。

- (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行うか、またはそのように企図している場合。
 - (d) 免許投資信託管理業務の管理運営が、適正かつ正当な方法で行われていない場合。
 - (e) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、それぞれの地位にふさわしい適切な者ではない場合。
 - (f) 公開されている免許投資信託管理事業の支配または所有を取得した者が、かかる支配または所有にふさわしい適切な者ではない場合。
- 8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - () CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと。
 - () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。
 - () 投資信託、または投資信託の設設計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること。
 - () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。
 - () CIMAの命令に従い、名称を変更すること。
 - () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。
 - () 少なくとも2人の取締役をおくこと。
 - () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること。
 - (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。
 - (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること。
 - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること。
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通り。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を取り消すこと。
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと。
 - (c) 管理者の取締役その他の上級役員、ジェネラル・パートナーの交代を要求すること。
 - (d) 投資信託の管理の適切な実施に関し、管理者に助言を行う者を選任すること。
 - (e) 投資信託の管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべての投資信託の投資者、当該管理者の債権者および当該投資信託の債権者の利益を保護するために必要と考えるその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかる投資信託の債権者の最善の利益のために(管財人、清算人を除く)他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。

- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3ヶ月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、以下の事由に該当する場合、CIMAは、選任を取り消し、これに替えて他の者を選任することができる。
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合。
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること。
 - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法の第94条(4)によりグランドコートに対して同会社が同法の規定に従い解散されるように申し立てること。
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかる投資信託の債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を廃止したか、または事業を行おうとすることをやめてしまっていると認めた場合。
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合。
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合(たとえば、投資信託の受託者である場合)、銀行・信託会社法によりCIMAによる規制および監督の対象ともなる。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的な法の執行

- 9.1 以下の者の解散の申請がCIMA以外の者によって行われる場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に立ち会うことができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった者
 - (d) 免許投資信託管理者であった者
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項ないし9.1(d)項に規定する者またはそれらの債権者への送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された者は、以下の行為を行うことができる。

(a) 第9.1(a)項ないし9.1(d)項に規定された人物の債権者集会に出席すること。

(b) 和解または取り決めに審議するために設置された委員会の会議に出席すること。

(c) かかる会議におけるすべての決定事項について意見を表明すること。

9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が行った申請について、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われているか、または行われようとしていると疑う合理的な根拠があると認めた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要なとするその他の者に以下の事項を授權する令状を発行することができる。

(a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。

(b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること。

(c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること。

(d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること。

(e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが实际的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと。

9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、以下のいずれかに関係する情報を開示することができる。

(a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。

(b) 投資信託に関する事項。

(c) 投資信託管理者に関する事項。

ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

(a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合。

(b) 例えば秘密情報開示法(2016年)、犯罪収益に関する法律(2020年改正)または薬物濫用法(2017年改正)等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合。

(c) 要約または統計での開示であって、開示される情報によって投資者の身元が開示されることとならない場合(ただし、かかる身元の開示が許される場合は、身元が開示されることとなる場合であっても許容される。)。

(d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対する開示であって、免許取得者に関してCIMAが行使する権能に相当する権能を当該金融監督当局が行使するために必要な情報を開示する場合。ただし、当該監督当局による情報の更なる開示について十分な法的規制がなされているものとCIMAが認めることを条件とする。

(e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば(場合に応じ)投資信託、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 意図的な不実表明

事実の不実表明(約束、予想、または意見の表明でなくとも)に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

11.3 契約法(1996年改正)

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に(意図的に)行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを実証した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約は投資信託(または受託会社)と締結されるため、投資信託(または受託会社)が、そのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対して、さらに請求することは可能であるものの、申込人の請求の対象となる者は投資信託となる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し(契約上でなく不法行為上の民事請求権)、以下を実証することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - () 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - () そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するよう誘引された唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の責任を生じさせることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもあり得る。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類も投資信託(または受託会社)と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的には、当該契約は投資信託(または受託会社)と締結されるため、投資信託(または受託会社)が取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、またはアドバイザーに対し

て、さらに請求することが可能であるものの、申込者が請求する相手方当事者は、投資信託(または受託会社)である。

11.6 隠された利益および利益相反

投資信託の受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、投資信託と第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、投資信託によって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、投資信託に帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般刑事法

12.1 刑法(2019年改正)第257条

会社の役員(またはかかる者として行為しようとする者)が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法(2019年改正)第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算(解散)は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの(すなわち、株主の議決に従うもの)、または債権者、出資者(すなわち、株主)または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する(参照: 上記第7.17(b)項および第8.17(b)項)。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。(参照: 第7.17(c)項) 剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令を求めて裁判所に申立をする権限を有している(参照: 第7.17(d)項)。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人として任命されたその他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが解散された時点で、ジェネラル・パートナーまたは清算人として任命されたその他の者は、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して解散の届出をしなければならない。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対する支払い、またはケイマン諸島の投資信託によって行われる支払いに適用される二重課税防止条約を、いかなる国との間でも締結していない。免税会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の不課税にかかる誓約書を取得することができる(上記第6.1(1)項、第6.2(g)および第6.3(i)項参照)。

14. 一般投資家向け投資信託(日本)規則(2018年改正)

14.1 一般投資家向け投資信託(日本)規則(2018年改正)(以下「本規則」という。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、日本においてその証券を公募するために設定され、または公募を意図した、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)(a)に基づき免許を取得している投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日の時点で存在していた投資信託、または当該日の時点で存在し、当該日の後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択(当該選択は撤回不能である)をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6ヶ月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6ヶ月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

(a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

() 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること。

() 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること。

() 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること。

- () 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること。
- () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること。
- () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手續および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること。
- () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること。
- () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること。
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または同等の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「同等の法域」とは、犯罪収益に関する法律の下でケイマン諸島マネー・ロンダリング防止運営グループにより承認された法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1ヶ月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1ヶ月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関連する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法(2020年改正)の別表2第3項に規定される活動を含む。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合は変更の1ヶ月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に通知しなければならない。さらに、投資顧問会社の取締役を変更する場合は、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー)の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1ヶ月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約の規定通りにその投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること。
 - () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること。
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 一般投資家向け投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
- () 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情(一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。)において、12ヶ月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
 - 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、

本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。

- () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に当該一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が、当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- () 当該一般投資家向け投資信託の投資家の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該投資信託の受益者でない投資顧問会社または第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下のとおり定めている。
 - () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該一般投資家向け投資信託の受益者でない投資顧問会社または第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または本規則第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
 - () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他のサービス提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6ヶ月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。

- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1ヶ月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)および第4条(6)に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
- () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所。
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日(存続期間に関する制限の有無を表示する)。
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述。
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日。
 - () 監査人の氏名および住所
 - () 下記の()、()および()に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所。
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細(該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む)。
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細(通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む)。
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述。
 - () 証券の発行および売却に関する手続および条件。
 - () 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況。
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明。
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述。
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明。
 - () 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻し価額の決定(取引の頻度を含む)に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明。

- () 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報。
- () 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明。
- () 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合(または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合)、その旨の記述。
- () 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細。
- () 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則。
- () 以下の記述。

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- () 管理事務代行会社(管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む)。
- () 保管会社および副保管会社(下記事項を含む)。
 - (A) 保管会社および副保管会社(該当する場合)の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動。
- () 投資顧問会社(下記事項を含む)。
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定。
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定。

第4【参考情報】

当計算期間において、ファンドについては、下記の書類が関東財務局に提出されています。

2019年2月28日	有価証券報告書（第1期）
2019年2月28日	有価証券届出書
2019年5月31日	半期報告書（第2期中）
2019年5月31日	有価証券届出書の訂正届出書
2019年5月31日	有価証券報告書の訂正報告書

第5【その他】

該当事項ありません。

別紙

用語集

「販売会社」 「日本における販売会社」	受益証券の販売会社として地位を有する三菱ＵＦＪモルガン・スタンレーＰＢ証券株式会社 ^(注) をいいます。 (注)三菱ＵＦＪモルガン・スタンレーＰＢ証券株式会社は、2020年6月1日付で、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社を存続会社とする吸収合併方式で、同社と合併する予定です。
「国内約定日」	購入または買戻しの注文の成立を日本における販売会社が確認した日(通常、取引日の翌国内営業日)をいいます。
「取引日」	2017年11月の第3ファンド営業日以降における毎月の第3ファンド営業日および/またはファンドもしくは受益証券クラスについて管理会社が随時決定することのできるその他の日をいいます。
「国内営業日」	東京証券取引所が取引を行っている日でかつ東京の商業銀行が営業している日(土曜日および日曜日を除きます。)、および/またはファンドについて管理会社が随時決定することのできるその他の日をいいます。詳細については日本における販売会社にお問い合わせください。
「ファンド営業日」	東京証券取引所、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所およびフランクフルト証券取引所が取引を行っている日でかつ東京およびニューヨークの商業銀行が営業している日(土曜日および日曜日を除きます。)ならびに/またはファンドについて管理会社が随時決定することのできるその他の日およびその他の場所における営業日をいいます。
「代行協会員」	外国投資信託の受益証券の発行者と契約を締結し、受益証券1口当たり純資産価格の公表を行い、またファンドに関する財務書類その他の書類を受益証券を販売する日本の証券会社または銀行に配布する等の業務を行う協会員をいい、本ファンドに関しては三菱ＵＦＪモルガン・スタンレーＰＢ証券株式会社 ^(注) をいいます。 (注)三菱ＵＦＪモルガン・スタンレーＰＢ証券株式会社は、2020年6月1日付で、三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社を存続会社とする吸収合併方式で、同社と合併する予定です。
「口座約款」	「外国証券取引口座約款」その他所定の約款をいいます。

KPMG
P.O. Box493
Century Yard, Cricket Square
Grand Cayman KY1-1106
ケイマン諸島
電話番号 +1 345 949 4800
ファックス +1 345 949 7164
インターネット www.kpmg.ky

受託会社への独立監査法人の報告書

意見

当監査法人は、添付の、クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) のサブ・トラストである、東京海上・CATボンド・ファンド(以下、「トラスト」という)の財務諸表、すなわち、2019年8月31日時点の財政状態計算書、同日をもって終了する会計年度の包括利益計算書、解約可能受益証券の受益者に帰属する純資産の変動計算書 および、キャッシュ・フロー計算書、並びに重要な会計基準の要約及びその他の説明情報を含む注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、国際財務報告基準(以下、「IFRS」)に準拠して、2019年8月31日時点のトラストの財政状態、業績、及び同日をもって終了する会計年度のキャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

意見の根拠

当監査法人は、国際監査基準(以下、「ISA」)に準拠し監査を実施した。それらの基準に基づく当監査法人の責任は、監査報告書の「財務諸表監査に対する監査人の責任」項目において詳細に述べられている。当監査法人は、国際会計士倫理基準審議会(以下、「IESBA規程」)並びにケイマン諸島における当監査法人による財務諸表監査に関連する倫理要件に従いトラストから独立し、IESBA規程及びこれらの要件に従いその他の倫理的責任を果たした。当監査法人は、当監査法人の意見根拠となる十分かつ適切な監査証拠を得たと確信している。

財務諸表に対する運営者および統治責任者の責任

運営者の責任は、IFRSに準拠してこれらの財務諸表を作成し適正に表示することにある。不正や誤謬による重要な虚偽の記載がない財務諸表の作成に際し運営者が決定した係る財務諸表の内部統制に対しても、運営者は責任を有する。

財務諸表の作成にあたり、運営者はトラストの継続企業の前提を評価し、継続企業の前提に関する事案を適宜開示し、継続企業を前提とした会計基準を使用する責任を有する。ただし、運営者がトラストを清算する、若しくは運用を停止する意向がある、またはそうする以外に現実的な代替案が無い場合はその限りではない。

統治責任者は、トラストの財務報告工程を監督する責任を有する。

受託会社への独立監査法人の報告書(続き)

財務諸表監査に対する監査人の責任

当監査法人の目的は、財務諸表に不正や誤謬による重要な虚偽記載がないかどうかについて合理的な保証を得ること、および当監査法人の意見を含む監査法人の報告書を発行することである。合理的な保証は高水準な保証であるが、重要な虚偽記載がある場合に、ISAに従い実施された監査において必ずその虚偽記載を検知することを保証するものではない。虚偽記載は、不正または誤謬により生じる可能性があり、個別または全体的に、これらの財務諸表に基づく経済的決定に影響を及ぼすと合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

ISAに準拠する監査の一環として、当監査法人は監査を通して専門的判断を遂行し、職業的専門家としての懐疑心を維持する。また当監査法人は以下を行う。

- ・ 不正又は誤謬による財務諸表の重大な虚偽記載のリスクを特定、評価し、それらのリスクに応じた監査手続きを策定、実施する。また当監査法人の意見に関する根拠を提供するために十分かつ適切な監査証拠を得る。不正により生じる重大な虚偽記載を検知しないリスクは、誤謬によるリスクよりも高い。これは、不正が癒着、偽造、故意の脱漏、不実表示、または内部統制の覆しと関連する可能性があるためである。
- ・ 状況に適した監査手続きを策定するために、監査に関する内部統制について理解する。これは、トラストの内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。
- ・ 採用された会計方針の適切性、および会計上の見積りの妥当性、および運営者により開示された関連事項を評価する。
- ・ 運営者により採用された継続企業を前提とした会計処理の適切性について判断する。また入手した監査証拠に基づき、トラストの継続企業の前提に対して重大な疑念が生じる可能性がある事象または状況に関して重要な不確実性が存在するか否かを判断する。当監査法人が重要な不確実性が存在すると判断した場合、財務諸表に関連する開示事項に対して当監査法人の報告書において注意喚起をする必要がある。
また、開示事項が不十分である場合、当監査法人の意見を修正する必要がある。当監査法人の判断は、監査報告書の発行日までに入手された監査証拠に基づく。ただし、将来の事象または状況により、トラストの継続企業としての前提を停止する可能性がある。
- ・ 財務諸表の全体の体裁、構成および開示事項を含む内容、並びに財務諸表が原金融取引および事象を適正に示しているか否かを評価する。

当監査法人は、特に監査の予定範囲および時期並びに重要な監査所見について、統治責任者と連絡を取り合う。これには、監査中に特定した内部統制のすべての重要な欠陥が含まれる。

KPMG

2019年12月23日

KPMG
P.O. Box493
Century Yard, Cricket Square
Grand Cayman KY1-1106
Cayman Islands
Telephone +1 345 949 4800
Fax +1 345 949 7164
Internet www.kpmg.ky

Independent Auditors' Report to the Trustee

Opinion

We have audited the accompanying financial statements of Tokio Marine CAT Bond Fund (the "Trust"), a sub-trust of Credit Suisse Universal Trust (Cayman) Ill, which comprise the statement of financial position as at August 31, 2019, the statements of comprehensive income, changes in net assets attributable to the holders of redeemable units and cash flows for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Trust as at August 31, 2019, and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standards ("IFRS").

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the "Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements" section of our report. We are independent of the Trust in accordance with International Ethics Standards Board for Accountants Code of Ethics for Professional Accountants ("IESBA Code") together with ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with IFRS, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Trust's financial reporting process.

Independent Auditors' Report to the Trustee (continued)

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

KPMG

December 23, 2019

[次へ](#)

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド

（ケイマン諸島に設立された有限会社）

取締役会への独立監査人の報告書

意見

当監査法人は、4ページから18ページに記載するクレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド（以下、「会社」という。）の2018年12月31日現在の財政状態計算書、ならびに同日をもって終了する事業年度の損益およびその他の包括利益計算書、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針の概要を含む財務諸表に対する注記から構成される財務諸表について監査を行った。

当監査法人の意見では、財務諸表は、2018年12月31日現在の会社の財政状態ならびに同日に終了した事業年度の財務実績およびキャッシュ・フローについて、国際財務報告基準（「IFRS」）に準拠した正確かつ公正な表示を行っている。

監査意見の根拠

当監査法人は、国際監査基準（「ISA」）に従い監査を実施した。同基準のもとでの当監査法人の責任については、報告書内の財務諸表の監査に対する監査人の責任の項で詳しく説明している。当監査法人は、国際会計士倫理基準審議会が定める職業会計士の倫理規定（「IESBA基準」）ならびに当監査法人による財務諸表の監査に適用されるケイマン諸島における倫理要件に従い、会社から独立しており、また、当監査法人は、IESBA基準に従い、その他の倫理的責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を得たと確信している。

財務諸表以外の情報およびそれに関する監査人の報告書

取締役はその他の情報について責任を有する。その他の情報は、財務諸表および当監査法人によるそれに関する監査人の報告書以外の年次報告書に含まれるすべての情報から構成される。

財務諸表に関する当監査法人の意見は、その他の情報を対象にはしておらず、当監査法人はそれに対していかなる種類の保証となる結論も表明しない。

財務諸表の監査に関する当監査法人の責任は、その他の情報を通読し、その中で、その他の情報が財務諸表または監査の中で当監査法人が得た知識に著しく矛盾していないか、または重大な虚偽記載と思われるものがないかを検討することである。

当監査法人が実施した作業に基づき、その他の情報に重大な虚偽記載があると結論づけられた場合、当監査法人はその事実を報告する義務を負う。この点について、当監査法人が報告すべき事項はない。

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド

（ケイマン諸島に設立された有限会社）

取締役会への独立監査人の報告書（続き）

財務諸表に対する取締役の責任

取締役は、財務諸表をIFRSに準拠して正確かつ公正に表示されるよう作成すること、および、取締役が必要と判断する内部統制によって、不正行為または誤謬によるものかにかかわらず、重大な虚偽記載のない財務諸表の作成を可能にすることに責任を有している。

財務諸表の作成にあたり、取締役は、会社が継続企業として存続する能力を評価し、継続企業に関する事項を必要に応じて開示し、継続企業の前提に基づき会計処理を行う責任を有している。ただし、取締役が会社の清算もしくは事業停止の意図を有する、またはそれ以外に現実的な代替案がない場合はこの限りではない。

財務諸表の監査に対する監査人の責任

当監査法人の目的は、不正行為または誤謬によるものかにかかわらず、全体としての財務諸表に重大な虚偽記載がないかどうかについて合理的な確証を得ること、および当監査法人の意見を含む監査報告書を発行することである。本報告書は、当監査法人の合意された業務条件に従い、全体的に会社への提出を目的として作成され、その他の目的を持つものではない。当監査法人は、本報告書の内容に関してその他の者に対する責任または義務を負うものではない。

合理的な確証は、高水準の保証ではあるものの、重大な虚偽記載がある場合に、ISAに従い実施される監査で必ずそれらを発見することを約束するものではない。虚偽記載は、不正行為または誤謬により生じる場合があり、個別にも全体的にも、これらの財務諸表に基づき行われる利用者の経済的判断に影響を及ぼす可能性があるとは合理的に予想できる場合に重大な虚偽記載とみなされる。

ISAに従い実施する監査の一環として、当監査法人は監査を通して専門家としての判断を行い、専門家としての懐疑心を維持する。また、当監査法人は、

- 不正行為または誤謬によるものかにかかわらず、財務諸表の重大な虚偽記載に関するリスクを特定、評価し、これらのリスクに対応する監査手続きを計画および実施し、意見表明の基礎を提供する十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正行為による重大な虚偽記載の未発見は誤謬による虚偽の未発見よりもリスクが高い。不正行為には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の陳述または内部統制の無効化を伴う可能性があるためである。

クレディ・スイス・マネジメント（ケイマン）リミテッド

（ケイマン諸島に設立された有限会社）

取締役会への独立監査人の報告書（続き）

財務諸表の監査に対する監査人の責任（続き）

- 状況に応じた適切な監査手続きを策定するために、監査に関連する内部統制を理解するが、これは会社の内部統制の有効性に関する意見の表明を目的とするものではない。
- 採用された会計方針の適切性および取締役による会計上の見積りと関連する開示の合理性を評価する。
- 取締役による継続企業の前提に基づく会計処理の適切性について、および、入手した監査証拠に基づき、会社が継続企業として存続する能力に重要な疑義を生じさせるような事象または状況に関する重要な不確実性の有無について結論を述べる。当監査法人が重要な不確実性が存在すると結論付けた場合、監査報告書において財務諸表の関連する開示事項を参照する必要がある。かかる開示事項に不備がある場合は当監査法人の意見を変更することが要求される。当監査法人による結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づくものである。ただし、将来的な事象または状況により、会社が継続企業として存続できなくなる場合がある。
- 開示事項を含む財務諸表の全体的な表示、構成および内容、ならびに財務諸表が基礎となる取引および事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

当監査法人は、他の事項と合わせ、監査の計画範囲および時期、ならびに監査の過程で特定された内部統制の重大な不備などを含む重要な監査結果について取締役に通知する。

公認会計士

プリンスビルディング8階

チャーター・ロード10

香港、セントラル

Independent auditor's report to the board of directors of
Credit Suisse Management (Cayman) Limited
(Incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Opinion

We have audited the financial statements of Credit Suisse Management (Cayman) Limited (the “Company”) set out on pages 4 to 18, which comprise the statement of financial position as at 31 December 2018, the statement of profit and loss and other comprehensive income and the statement of changes in equity, the statement of cash flow for the year then ended and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2018 and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with International Financial Reporting Standard (“IFRS”).

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (“ISAs”). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report. We are independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants Code of Ethics for Professional Accountants (“IESBA Code”) together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Information other than the financial statements and auditor's report thereon

The directors are responsible for the other information. The other information comprises all the information included in the annual report, other than the financial statements and our auditor's report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated.

If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information; we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

**Independent auditor's report to the board of directors of
Credit Suisse Management (Cayman) Limited (continued)**
(Incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Responsibilities of the directors' for the financial statements

The directors are responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with IFRS and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the Company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. This report is made solely to you, as a body, in accordance with our agreed terms of engagement, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgement and maintain professional scepticism throughout the Audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations or the override of internal control.

**Independent auditor's report to the board of directors of
Credit Suisse Management (Cayman) Limited (continued)**
(Incorporated in the Cayman Islands with limited liability)

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements (continued)

- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the directors.
- Conclude on the appropriateness of the directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Certified Public Accountants

8th Floor, Prince's Building
10 Chater Road
Central, Hong Kong